

(案)

逗子市こども計画

(第3期 逗子市子ども・子育て支援事業計画)

令和7(2025)年度～令和 11(2029)年度

令和 6 年 12 月

<目次>

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景・趣旨	1
1.1 計画策定の背景・趣旨	1
1.2 計画の位置付け	2
第2章 逗子市のこどもを取り巻く状況	4
1 自然に囲まれた住宅都市での地域の子育て	4
2 少子化の進行	4
3 晩婚化・未婚化の進行-少子化の要因	8
4 核家族化の進行	11
5 女性の社会進出	12
6 若者の就労状況	15
第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題	16
1 幼稚園、保育所等の現状	16
2 子育て環境を取り巻く課題	19
第4章 計画の基本的な考え方	22
基本理念	22
計画の基本目標	23
第5章 基本目標における取組み	24
基本目標1	28
基本目標2	34
基本目標3	37
基本目標4	41
基本目標5	44
第6章 こども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策	46
1 教育・保育提供区域の設定	46
2 保育の必要性の認定	46
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	47
4 教育・保育における量の見込みと確保方策	47
5 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策	51
(1)利用者支援事業	52
(2)延長保育事業(時間外保育事業)	52
(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業	53
(4)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	53
(5)放課後児童クラブ事業	53
(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)	54
(7)乳児家庭全戸訪問事業	55
(8)養育支援訪問事業	55
(9)地域子育て支援拠点事業	56
(10)一時預かり事業	57
(11)子育て援助活動支援事業(病児・病後児保育事業)	58

(12)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業).....	59
(13)妊婦に対する健康診査.....	60
(14)妊婦等包括相談支援事業【新規】.....	60
(15)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】.....	61
(16)産後ケア事業【新規】.....	62
(17)親子関係形成支援事業(児童福祉法).....	62
(18)子育て世帯訪問支援事業(児童福祉法).....	63
(19)児童育成支援拠点事業(児童福祉法).....	63
第7章 計画の進行管理.....	64
1 計画の推進体制.....	64
2 計画の進行管理.....	64
第8章 子育て支援施策の現状とこども・若者の意見収集.....	65
1 子育て支援施策の現状.....	65
2 こども・若者の意見収集.....	82
市内在住中高生向けアンケート調査概要.....	83
資料編.....	93
逗子市の子育てを取り巻く現状.....	93
参考.....	93
1 逗子市子ども・子育て会議委員名簿.....	108
2 逗子市子ども・子育て会議条例.....	109
3 用語集.....	111

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

1.1 計画策定の背景・趣旨

日本は、少子・高齢化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、さらに経済的に困難な状況から連鎖するこどもの貧困問題、児童虐待等こどもや家庭を取り巻く環境の変化により、こどもが生まれ育つ環境を社会全体で支えていくことが継続的な課題となっています。

このような社会情勢の中、国は少子化対策として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を定め、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。

また、令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同時にこども政策の司令塔として、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据えて（「こどもまんなか社会）」、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」（令和4年8月「こども家庭庁設置に向けた主な取組み状況」内閣官房こども家庭庁設立準備室より引用）するため「こども家庭庁」が発足しました。

本市では、「逗子市次世代育成行動計画」を踏まえながら、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として平成27年度から始まる「第1期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心してこどもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実、地域と力を合わせてともに育むまちづくりを目指し推進してきました。

そして、令和元年度に策定した「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了することから、「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、この「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、こども基本法で規定されている市町村こども計画として新たに令和7年度から令和11年度までの「逗子市こども計画」を策定することとしました。

この計画では、「こども基本法」を踏まえ、国の「こども大綱」及び県こども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画」と考え方を合わせながら、こどもたちの意見を聞く機会を設けて策定しています。

第2期同様に、より一層総合的な支援体制を推進し、地域と力を合わせてともに育むまちづくりができるよう、切れ目のない支援によるこどもに関する環境の充実をめざします。

1.2 計画の位置付け

(1) 基本的な考え方

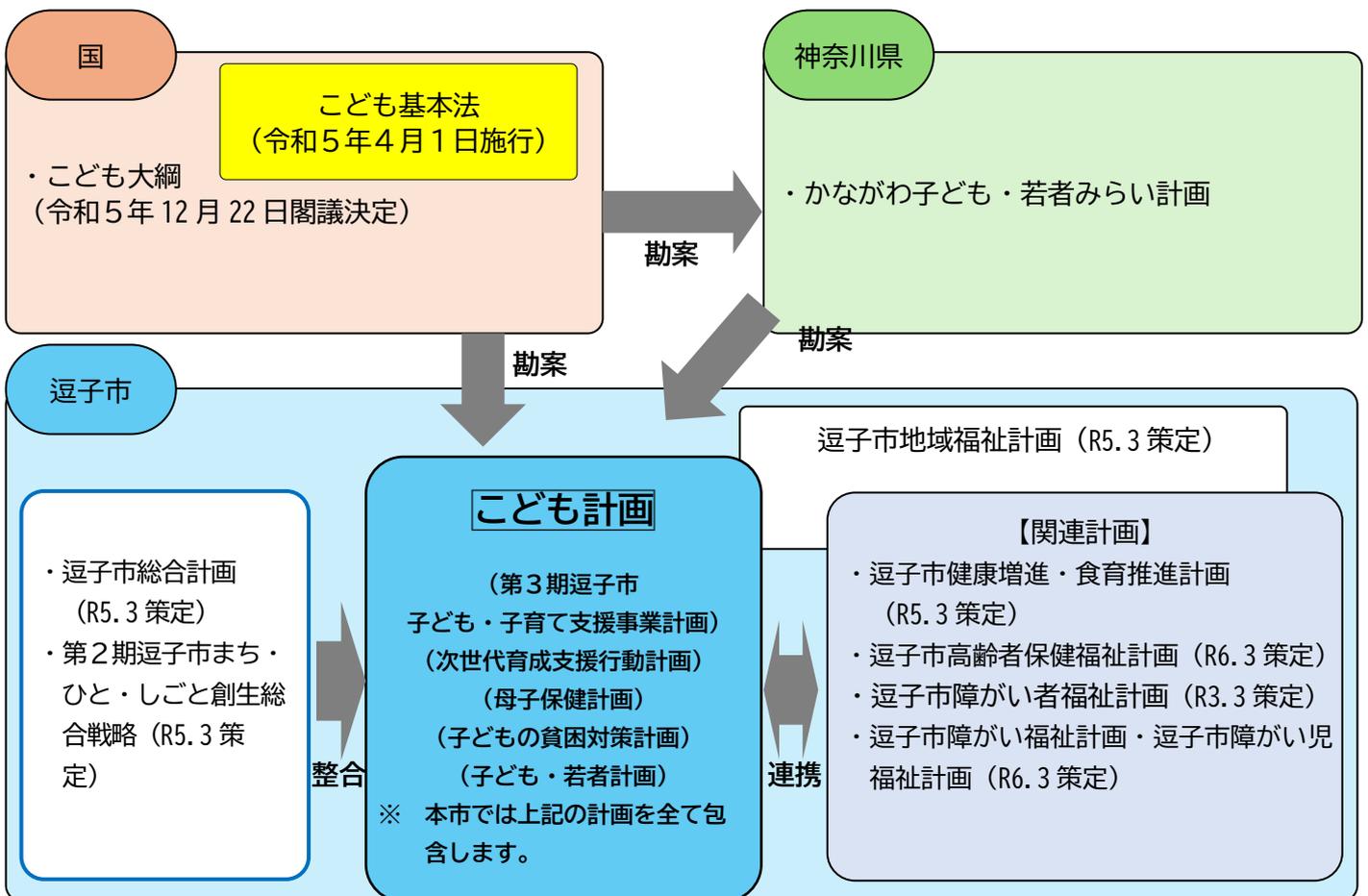
令和5年4月に新たに「こども基本法」が施行され、市町村は国の「こども大綱」等を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされました。「逗子市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期から「こどもにとって」という視点を掲げて策定しており、「こども基本法」や「こども大綱」との共通性があったことから、「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり「こども基本法」に基づく市町村こども計画として位置づけることとし、「逗子市こども計画」として「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を包含して策定することとしました。

なお、「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、子どもの貧困対策計画を包含して策定しており、この「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「逗子市こども計画」においても、同様にこれら計画を包含する形で策定しています。また、この改定に当たり、子ども・若者育成支援法の規定される子ども・若者計画も包含して策定しています。

令和7年度から令和11年度までの5年間、この計画を基にこども・若者施策及び子育て支援施策を総合的に推進していきます。

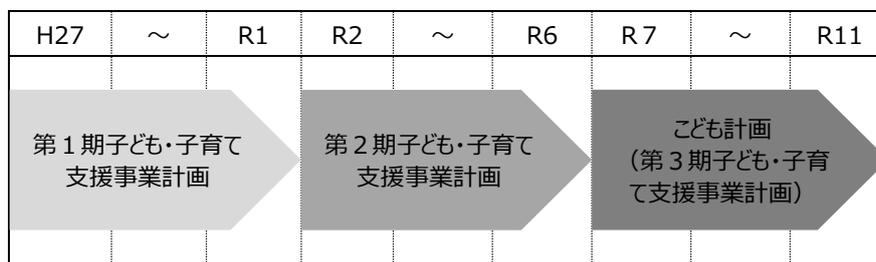
(2) 他計画との関係イメージ

様々な分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市地域福祉計画」等の関連計画と整合性を持ったものとしています。



(3)計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。なお、5年間の計画期間中であっても、状況の変化が生じた場合は、適宜必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。



(4)計画の対象

この計画の対象は、30歳未満のすべての子どもや若者とその家庭及び妊婦を含むこれから子育てを始めようとする家庭です。

国のこども大綱では子ども・若者を対象としており、こども大綱に集約された子供・若者育成支援推進大綱で若者をおおむね18歳からおおむね30歳未満としてることから、同様に定義しています。

【こどもと子どもの表記について】

「こども」の表記は、こども基本法に倣い、原則として「子ども」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」等法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業名や組織名等の固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

【用語の説明】

- ・児童 児童福祉法第4条第1項において「満十八歳に満たない者」と規定しています。
また、同法同条同項では次のようにも規定しています。
乳児 「満一歳に満たない者」
幼児 「満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者」
少年 「小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者」
- ・子ども 子ども・子育て支援法第6条第1項において「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」と規定しています。
- ・こども こども基本法第2条第1項において「心身の発達の過程にある者」と規定されています。
こども家庭庁が令和5年12月22日に閣議決定した「こども大綱」では「心身の発達の過程にある者」を次のように説明しています。「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」と説明しています。
- ・青少年 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第2条第1項において「十八歳に満たない者」と規定しています。
- ・若者 子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき令和3年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」において「思春期、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者)」と定義しています。

第2章 逗子市のこどもを取り巻く状況

1 自然に囲まれた住宅都市での子育て

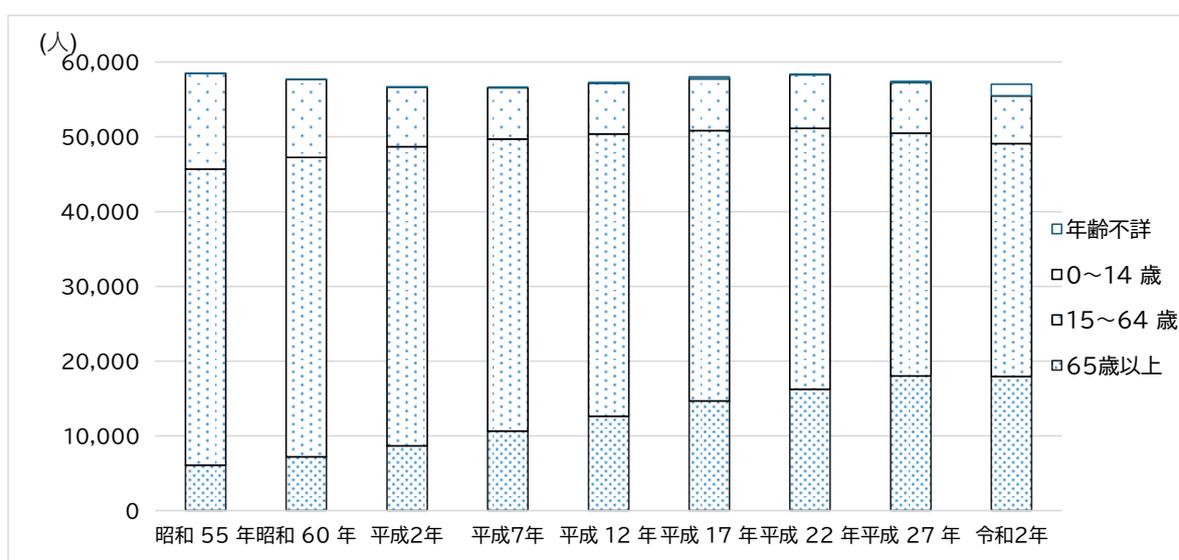
令和5年度に実施した「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の実施及び集計分析業務」において、逗子市で子育てして良かったことを質問したところ、「海や山等の自然が豊か」と答える方が圧倒的に多く、本市の都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」に象徴されるように、都市化のなかで本市が守ってきた自然環境の豊かさは市民共通の誇りとなっており、心の豊かさ、自然環境と社会環境の調和をめざす住宅都市としての大きな要因となっています。また、子育てサークルや親同士の助け合い活動等地域住民の主体的な活動も行われています。

しかし、日本全体が抱える少子化・晩婚化・未婚化といった社会状況は本市においても同様であり、こどもの有無に関わらず、社会全体の利益につながるようこども施策を充実することが必要です。

2 少子化の進行

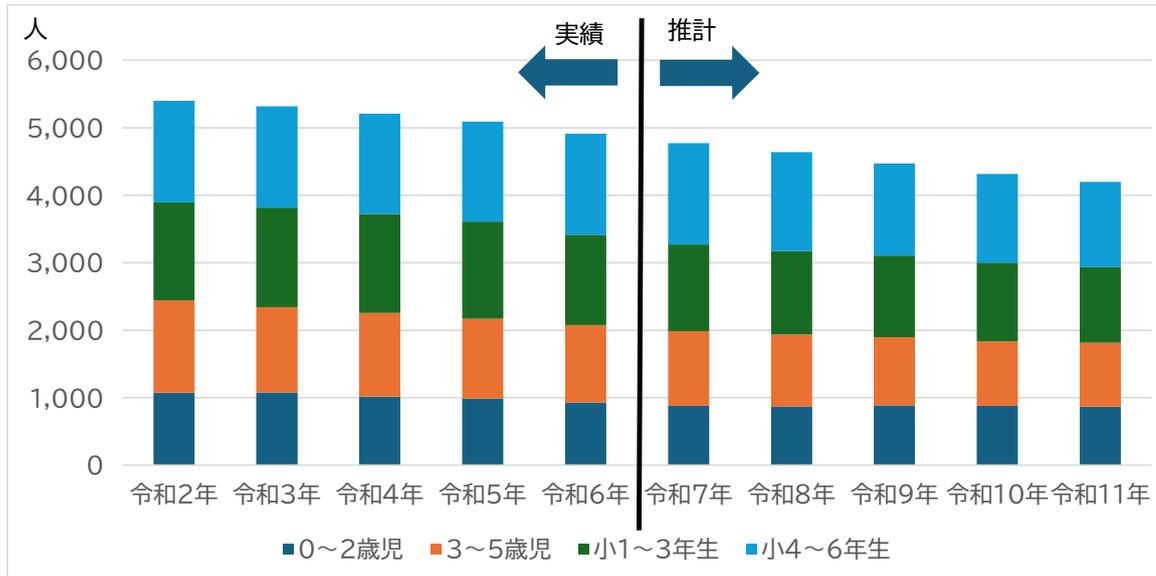
(1)人口の推移

本市の年少人口(0～14歳)は減少傾向にあり、生産年齢人口(15～64歳)も同様です。半面、高齢者人口(65歳以上)は増加しています。



(2)こども人口の推移と推計

本市の0歳児から11歳児(小学6年生)までの人口をみると、減少傾向にあり、今後もそれは続いていくと推測されます。

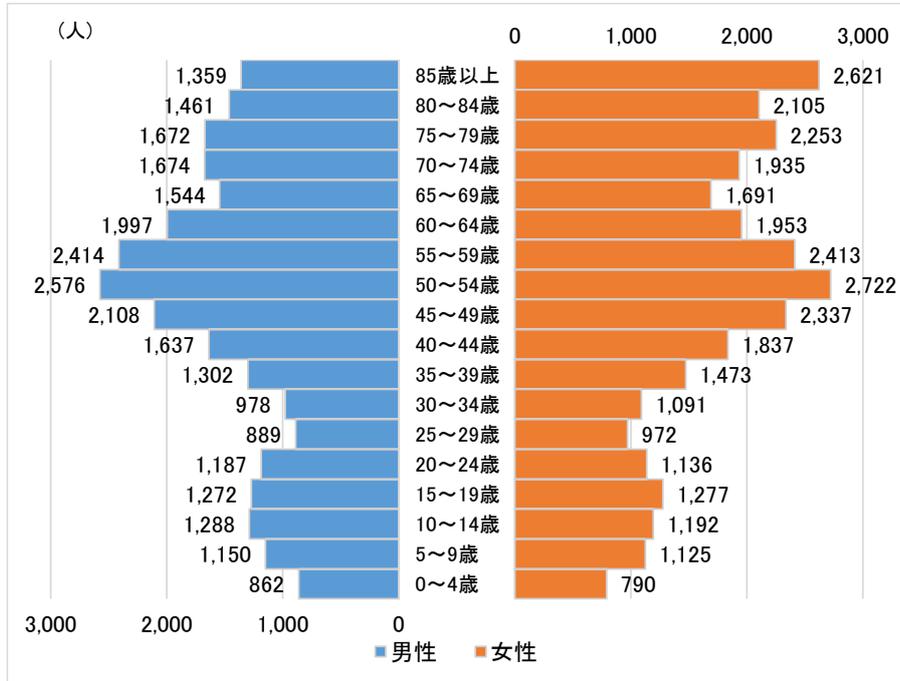


区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～2歳児	1,076	1,078	1,017	989	929	880	870	889	879	868
3～5歳児	1,369	1,265	1,239	1,182	1,147	1,106	1,066	1,010	958	947
小1～3年生	1,449	1,475	1,469	1,441	1,341	1,286	1,239	1,207	1,166	1,122
小4～6年生	1,507	1,500	1,483	1,481	1,496	1,502	1,467	1,367	1,312	1,264
計	5,401	5,318	5,208	5,093	4,913	4,774	4,642	4,473	4,315	4,201

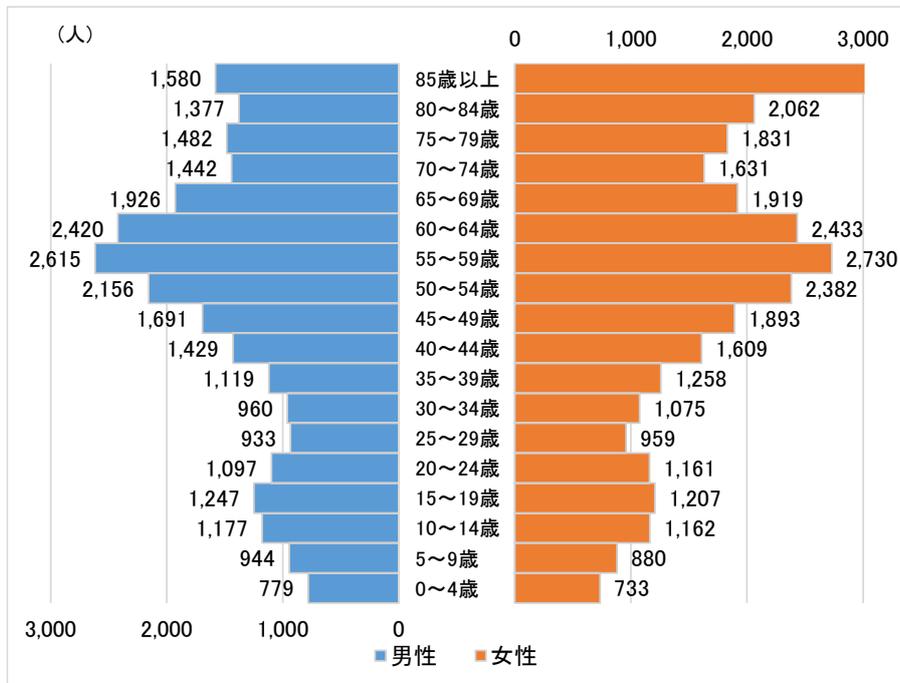
【住民基本台帳 各年3月31日現在】 単位：人

なお、住民基本台帳からみた全体の人口構造については、令和6年4月1日からの計画最終年の令和11年4月1日にかけて、以下のように推移することが見込まれています。
 少子化傾向がますます進んでいきます。

令和6年4月1日



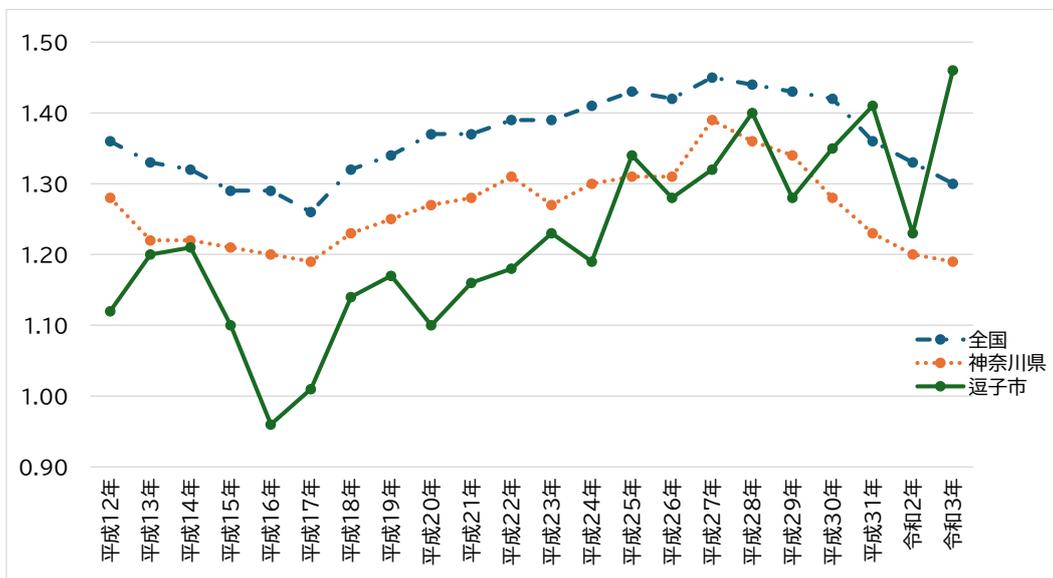
令和11年4月1日(見込み)



(3)出生数・出生率(合計特殊出生率)の推移

本市は全国及び神奈川県と比べて合計特殊出生率は低くなっています。ただ、全国及び神奈川県と同様、合計特殊出生率が平成17年以降は上昇傾向にあり、令和3年には過去22年で1番高い数字である1.46となっております。

ただ、人口維持に必要とされる合計特殊出生率は2.07とされています。

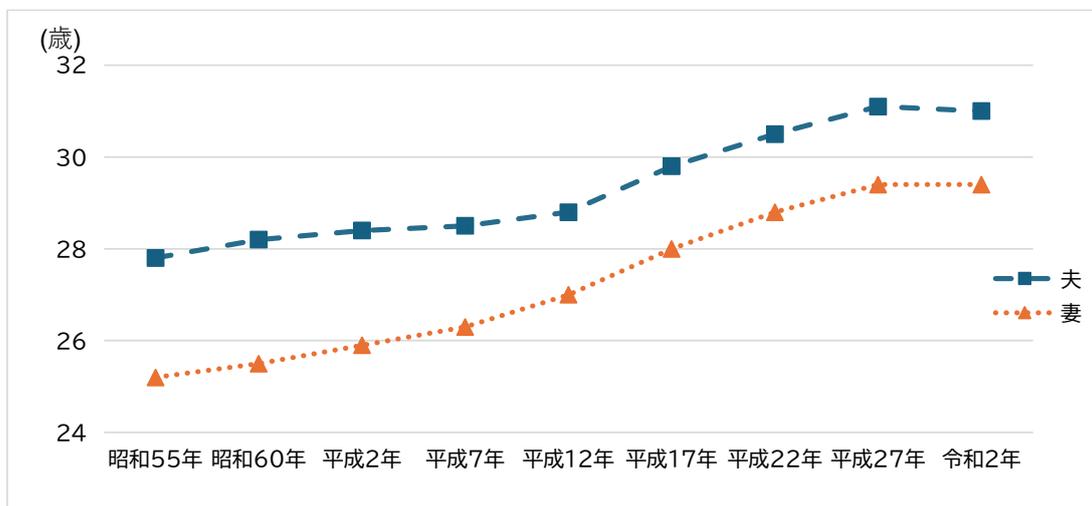


区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
全国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39
神奈川県	1.28	1.22	1.22	1.21	1.2	1.19	1.23	1.25	1.27	1.28	1.31
逗子市	1.12	1.2	1.21	1.1	0.96	1.01	1.14	1.17	1.1	1.16	1.18
区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
全国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.3
神奈川県	1.27	1.3	1.31	1.31	1.39	1.36	1.34	1.28	1.23	1.2	1.19
逗子市	1.23	1.19	1.34	1.28	1.32	1.4	1.28	1.35	1.41	1.23	1.46

3 晩婚化・未婚化の進行-少子化の要因

(1)初婚年齢

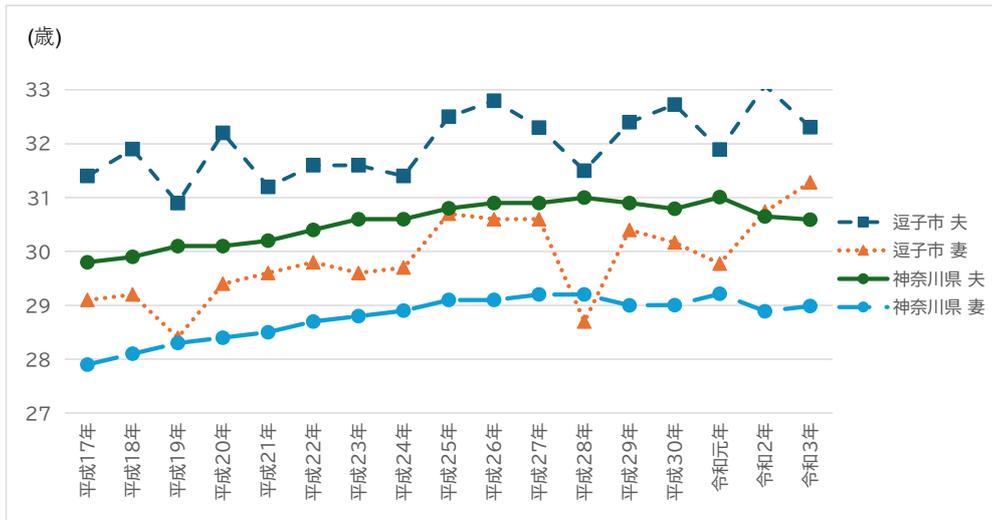
全国の初婚年齢を見ると、男性・女性ともに上昇の一途をたどり、平成22年には男性の初婚年齢は30歳を越えています。



区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性	27.8	28.2	28.4	28.5	28.8	29.8	30.5	31.1	31.0
女性	25.2	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0	28.8	29.4	29.4

【人口動態調査】単位:歳

本市・神奈川県の初婚年齢をみても、全国と同様に上昇傾向にあります。
 なお、本市は国や県全体と比較しても初婚年齢が高い傾向にあります。



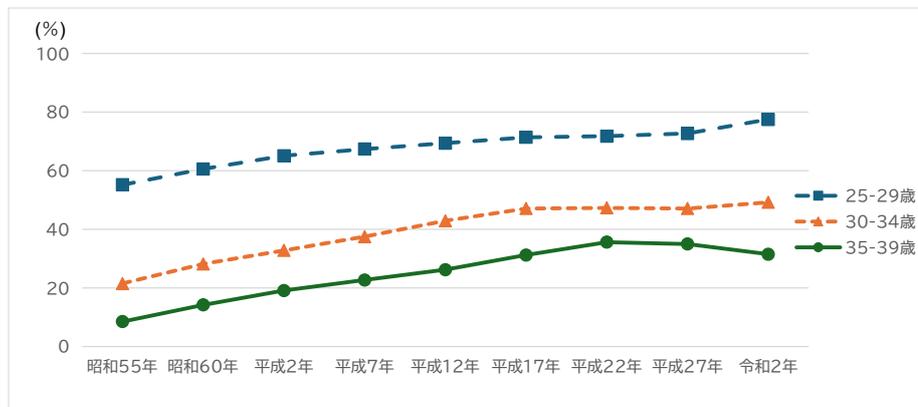
区分	逗子市		神奈川県	
	男性	女性	男性	女性
平成 17 年	31.4	29.1	29.8	27.9
平成 18 年	31.9	29.2	29.9	28.1
平成 19 年	30.9	28.4	30.1	28.3
平成 20 年	32.2	29.4	30.1	28.4
平成 21 年	31.2	29.6	30.2	28.5
平成 22 年	31.6	29.8	30.4	28.7
平成 23 年	31.6	29.6	30.6	28.8
平成 24 年	31.4	29.7	30.6	28.9
平成 25 年	32.5	30.7	30.8	29.1
平成 26 年	32.8	30.6	30.9	29.1
平成 27 年	32.3	30.6	30.9	29.2
平成 28 年	31.5	28.7	31.0	29.2
平成 29 年	32.4	30.4	30.9	29.0
平成 30 年	32.7	30.2	30.8	29.0
令和元年	31.9	29.8	31.0	29.2
令和 2 年	33.1	30.7	30.7	28.9
令和 3 年	32.3	31.3	30.6	29.0

【神奈川県衛生統計年報】単位:歳

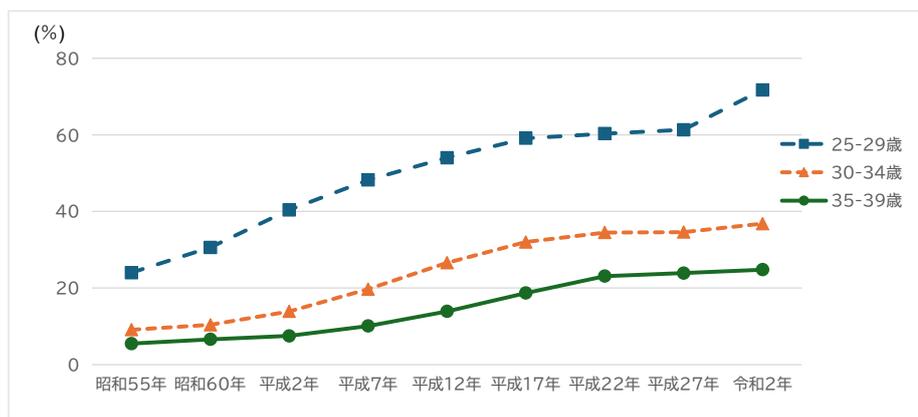
(2)未婚率の増加

未婚率を全国で見ると、令和2年度の「35～39歳」の男性の未婚率を除き、「25～29歳」から「35～39歳」まですべての年齢階級において、男女問わず上昇傾向にあります。

<男性>



<女性>



性別	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和
	55年	60年	2年	7年	12年	17年	22年	27年	2年
25-29歳	55.2	60.6	65.1	67.4	69.4	71.4	71.8	72.7	77.5
30-34歳	21.5	28.2	32.8	37.5	42.9	47.1	47.3	47.1	49.2
35-39歳	8.5	14.2	19.1	22.7	26.2	31.2	35.6	35.0	31.5
女性	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和
	55年	60年	2年	7年	12年	17年	22年	27年	2年
25-29歳	24	30.6	40.4	48.2	54.0	59.1	60.3	61.3	71.7
30-34歳	9.1	10.4	13.9	19.7	26.6	32.0	34.5	34.6	36.8
35-39歳	5.5	6.6	7.5	10.1	13.9	18.7	23.1	23.9	24.8

【国勢調査 全国】 単位:%

4 核家族化の進行

(1)核家族の割合

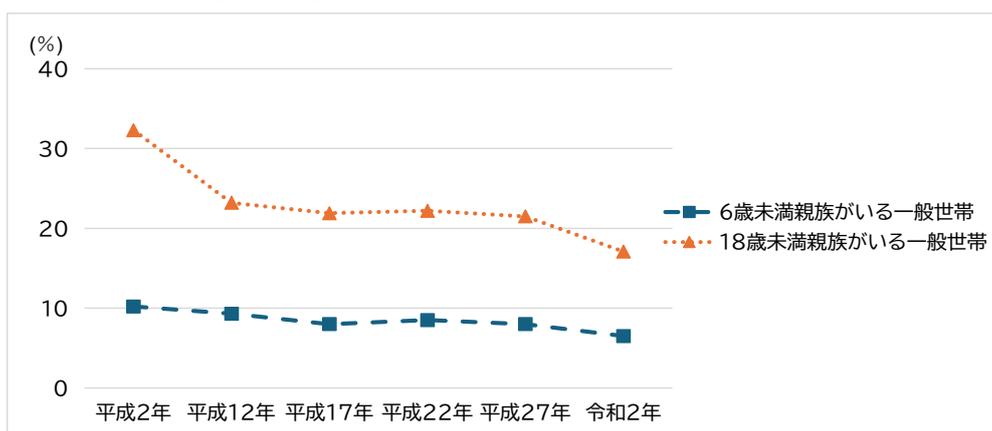
本市の家族構成をみると、核家族世帯が70%近くを占めて、最も多くなっています。ここから「夫婦と子ども」「ひとり親と子ども」を抜き出してみると、平成27年までは40%を超えており、令和2年についても38.5%で大きな割合を占めています。近年の特徴として、単独世帯が増えてきています。

一般世帯構成

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)								
①核家族世帯	15,133	69	15,698	68.5	16,252	68.2	16,249	67.6	15,892	64.0
夫婦のみ	5,419	24.7	5,980	26.1	6,161	25.9	6,194	25.8	6,328	25.5
夫婦と子ども	7,876	35.9	7,696	33.6	7,809	32.8	7,687	32.0	7,207	29.0
ひとり親と子ども	1,838	8.4	2,022	8.8	2,282	9.6	2,368	9.9	2,357	9.5
男親と子ども	310	1.4	309	1.3	334	1.4	380	1.6	347	1.4
女親と子ども	1,528	7	1,713	7.5	1,948	8.2	1,988	8.3	2,010	8.1
②三世帯家族等	1,980	9	1,791	7.8	1,499	6.3	1,154	4.8	1,247	5.0
③非親族世帯	80	0.4	115	0.5	171	0.7	129	0.5	188	0.8
④単独世帯	4,743	21.6	5,326	23.2	5,908	24.8	6,508	27.1	7,510	30.2
総世帯数(一般世帯①～④の合計)	21,936	100	22,930	100	23,830	100	24,040	100	24,837	100

【国勢調査 逗子市】

(2)こどものいる世帯(一般世帯構成のうち)



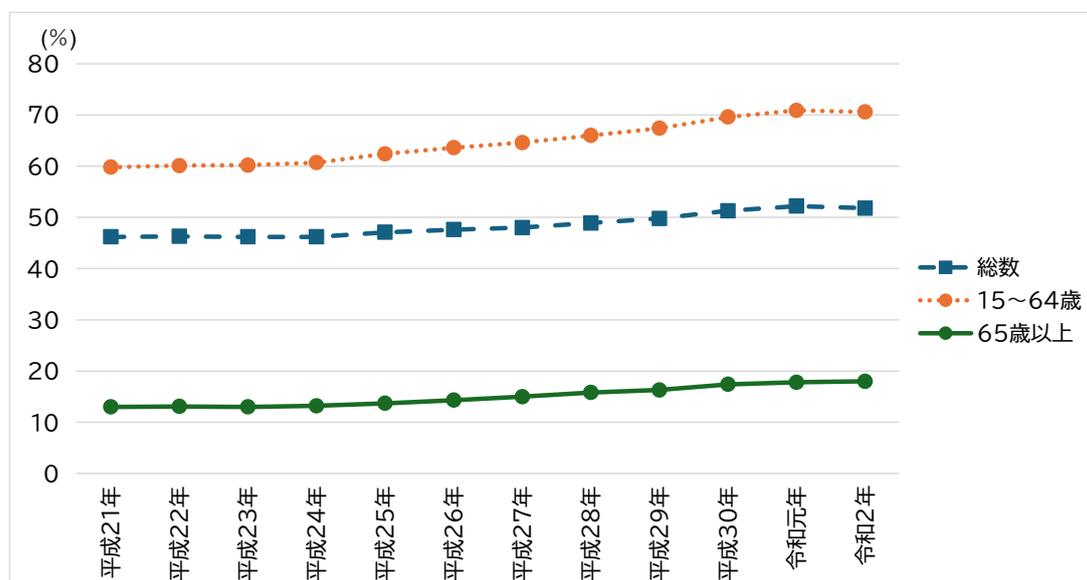
区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)								
6歳未満親族がいる一般世帯	2,047	9.3	2,033	8.0	2,025	8.5	1,918	8.0	1,611	6.5
18歳未満親族がいる一般世帯	5,098	23.2	5,031	21.9	5,299	22.2	5,180	21.5	4,241	17.1

【国勢調査 逗子市】

5 女性の社会進出

(1)女性の就業率の推移

女性の就業率を全国で見ると、上昇傾向にあります。

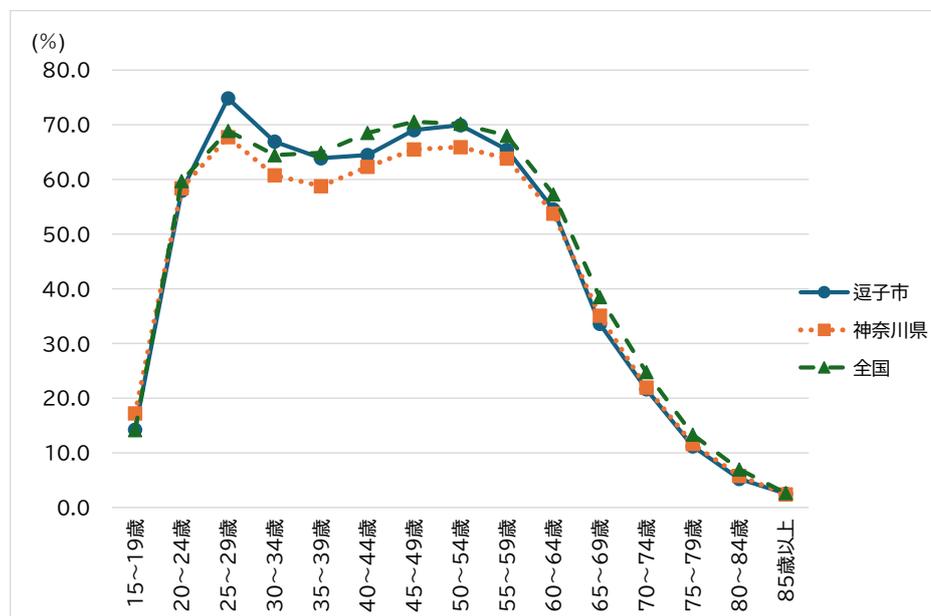


区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総 数	46.2	46.3	46.2	46.2	47.1	47.6
15～64 歳	59.8	60.1	60.2	60.7	62.4	63.6
65 歳以上	13.0	13.1	13.0	13.2	13.7	14.3
区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総 数	48.0	48.9	49.8	51.3	52.2	51.8
15～64 歳	64.6	66.0	67.4	69.6	70.9	70.6
65 歳以上	15	15.8	16.3	17.4	17.8	18.0

【労働力調査 全国】単位:%

(2)女性の年齢別就業率

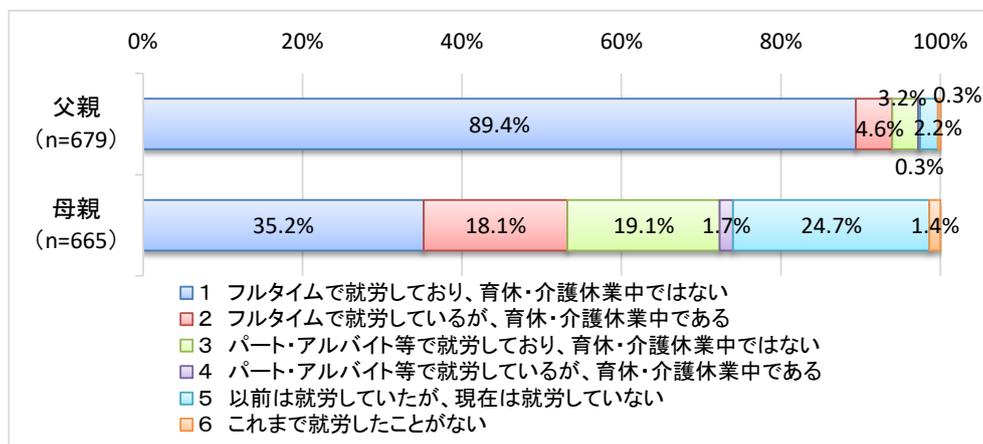
本市の女性の就業率を年齢区分で見ると、「25～29歳」でひとつの山を迎え、「35～39歳」まで落ち込み、その後「45～49歳」まで上昇を続ける、緩やかなM字型就業構造になっています。



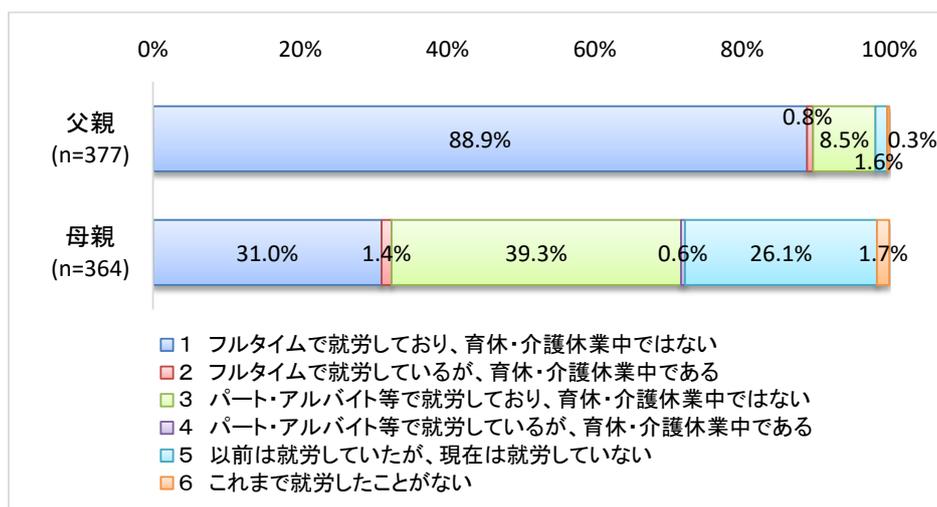
区分	逗子市	神奈川県	全国	区分	逗子市	神奈川県	全国
15～19歳	14.2	17.2	14.2	55～59歳	65.4	63.8	68.0
20～24歳	57.9	58.4	59.7	60～64歳	54.6	53.8	57.3
25～29歳	74.9	67.8	68.9	65～69歳	33.6	35.1	38.5
30～34歳	66.9	60.8	64.5	70～74歳	21.6	22.0	24.8
35～39歳	63.9	58.8	64.9	75～79歳	11.2	11.6	13.3
40～44歳	64.5	62.3	68.5	80～84歳	5.2	5.8	7.0
45～49歳	69.0	65.5	70.6	85歳以上	2.5	2.4	2.6
50～54歳	69.9	65.9	70.2	【国勢調査 令和2年】 単位:%			

(3)子育て家庭の就業状況

未就学児の保護者を対象とした調査によると、母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休暇中でない」が35.2%で最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が24.7%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が19.1%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が18.1%で続き、就労している方と就労しているが休業中の方を合わせると74.1%となっています。

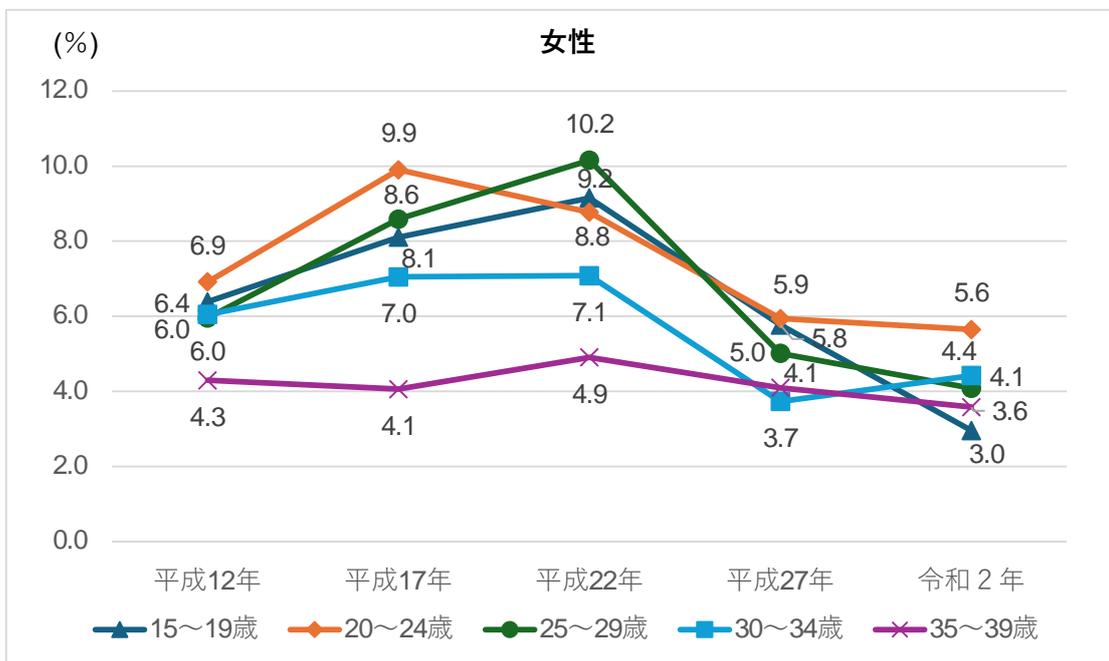
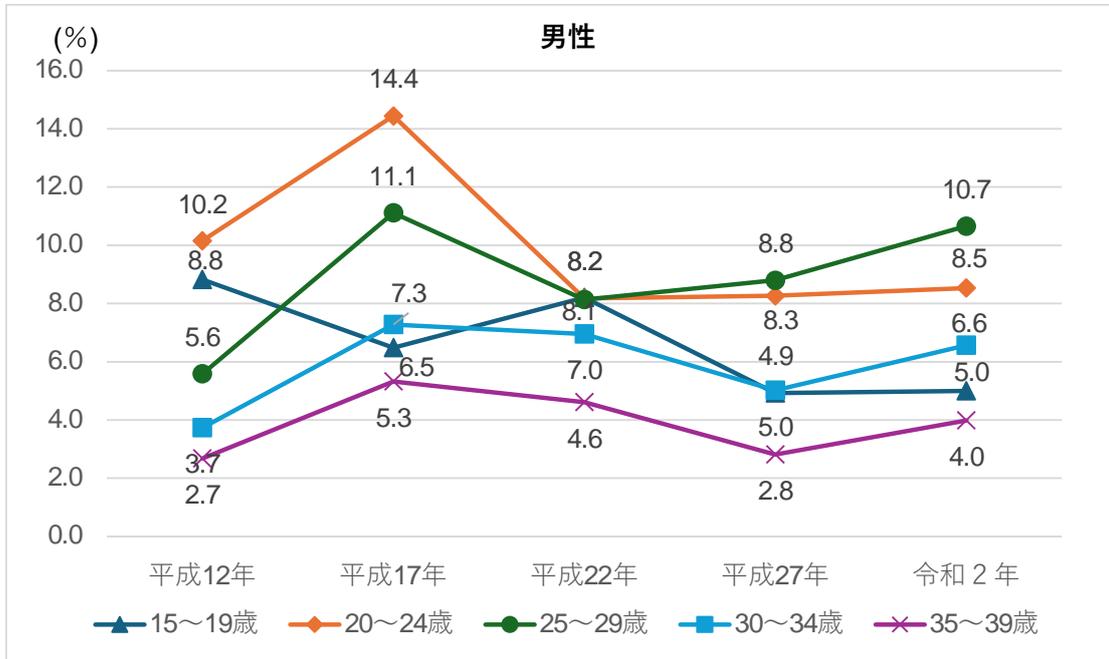


小学生の保護者を対象とした調査によると、母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が39.3%で最も多く、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が31.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.1%、「これまで就労したことがない」が1.7%で続きます。なお、就労している方及び就労しているが休業中の方は合わせて72.3%に上ります。



6 若者の就労状況

本市の若者の完全失業率をみると、近年は女性に比べて男性の方が高い傾向にあります。



【国勢調査 逗子市】

第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題

1 幼稚園、保育所等の現状

(1) 現在の制度の概要

事業名		概要	市内 対象施設数
幼稚園		3歳～就学前のこどもを対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休み等の長期休業中の預かり保育等を実施しています。教育基本法、学校教育法に基づきます。	3
認定こども園		幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。認定こども園法等に基づきます。	1
認可保育所		0歳～就学前のこどもを対象に、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。児童福祉法に基づきます。	7
地域型 保育事業 (0～2歳対象)	家庭的 保育事業	保育者の居宅そのほかの場所や施設で家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に行う保育事業です。	1
	小規模 保育事業	保育者の居宅そのほかの場所や施設で家庭的保育に近い雰囲気のもとで行う保育事業です。利用定員は6人～19人です。	4
	事業所内 保育事業	事業主等を事業主体として、従業員のこどもと地域の保育を必要とするこどもに対して行われる保育事業です。	0
	居宅訪問型 保育事業	障がい・疾患等で個別のケアが必要なこどもの居宅で行われる保育事業です。	0
認可外保育施設		認可を受けていない保育施設です。神奈川県では総称して私設保育施設と呼んでいます。保護者と施設の個人契約で利用します。運営内容は保育所保育指針を踏まえることが求められています。	4
企業主導型 保育事業		従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するため、企業が設置する認可外保育施設です。	2

市内未就学児の入所状況

			令和6年4月1日現在					合計
			1号	2号	3号			
					0歳	1歳	2歳	
① 特定教育・保育施設	認定こども園 (幼保連携型)	市内	0	0	0	0	0	0
		市外	5	2	0	0	0	7
	認定こども園 (幼稚園型)	市内	24	34	0	7	7	72
		市外	0	1	0	0	0	1
	認定こども園 (保育所型)	市内	0	0	0	0	0	0
		市外	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (地方裁量型)	市内	0	0	0	0	0	0
		市外	0	0	0	0	0	0
	認可保育所	市内		414	44	115	132	705
		市外		17	1	2	5	25
施設型給付対象幼稚園 ※⑤を除く	市内	165					165	
	市外	127					127	
小計	市内	189	448	44	122	139	942	
	市外	132	20	1	2	5	160	
② 確認を受けない幼稚園 ※⑤を除く	市内	15					15	
	市外	66					66	
③ 特定地域型保育事業	小規模保育事業 (A型) ※	市内		0	4	32	37	73
		市外		0	0	0	0	0
	小規模保育事業 (B型) ※	市内		0	0	0	0	0
		市外		0	0	0	0	0
	小規模保育事業 (C型) ※	市内		0	0	0	0	0
		市外		0	0	0	0	0
	家庭的保育事業	市内			2	1	2	5
		市外			0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業	市内			0	0	0	0
		市外			0	0	0	0
事業所内保育事業 (定員20人以上)	市内			0	0	0	0	
	市外			0	0	0	0	
事業所内保育事業 (小規模A型基準)	市内			0	0	0	0	
	市外			0	0	0	0	
事業所内保育事業 (小規模B型基準)	市内			0	0	0	0	
	市外			0	0	0	0	
小計	市内		0	6	33	39	78	
	市外		0	0	0	0	0	
④ 認可外保育施設	市内		69	-	-	-	69	
	市外		27	-	-	-	27	
⑤ 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	市内	-	85				85	
	市外	-	46				46	
⑥ 企業主導型保育施設 (地域枠)	市内		10	6	9	9	34	
	市外	-	-	-	-	-	0	
⑦ 幼稚園接続保育	市内			-	-	-	0	
	市外			-	-	-	0	
合計	市内	204	612	56	164	187	1,223	
	市外	198	93	1	2	5	299	

※ 1号、2号、3号の3つの認定区分については P.46を参照してください。

(2)保育所待機児童の推移

(毎年度4月1日)

区分		R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
待機児童数	3歳未満児	21	4	10	10	6
	3歳以上児	1	1	3	1	0
	計	22	5	13	11	6

2 子育て環境を取り巻く課題

令和5年度に実施した「返子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の実施及び集計分析業務」等からみえる子育て環境を取り巻く課題を以下に整理します。アンケートの一部については、P.65以降に掲載しておりますので、ご参照ください。

【こども・子育て環境を取り巻く課題】

<子育て世代の保護者>

①：潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保と質の充実

②：安心して子育てできる環境の整備

③：分かりやすい子育て情報の発信と充実

④：相談体制の充実

⑤：ハード面での子育て支援

<地域>

⑥：子育てを支援する地域づくり

<子育て関連事業者>

⑦：こどもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり

⑧：サービスの質の向上に向けた支援

①：潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保と質の充実

育児休業取得率は向上しているものの、こどもの保育所入所のタイミングに合わせ育児休業期間を調整しているケースや、予定より早く職場に復帰しているケースが多くみられます。

保護者の就業形態に合わせ、潜在的なニーズも含めた待機児童を解消するため、一時預かりの活用やそのほか制度の充実等総合的な観点からの教育・保育の量や質の充実を確保する必要があります。

②：安心して子育てできる環境の整備

妊娠中や出産後にかかわらず子育てについて不安を感じ、自信を持っていない人が過半数を占め、多くの人々が「育児相談」や「母親の健康面の相談」等子育てへの支援をこれまで以上に求めています。また、「自分の自由になれる時間が持てない」等子育てに自分の時間がとられ、時間に余裕がない状態にある親が多くみられます。

そのような状態から日常の子育てを楽しく安心して行うために、必要なサービスを多くの保護者が求めています。親がリフレッシュできる場所や機会の提供も含め、主体的に子育てができる環境整備が求められます。

③：分かりやすい子育て情報の発信と充実

子育ての不安の解消や、より豊かな子育てをするためにも、遊びや交流の場、子育て講座等の情報は重要です。現在、広報ずしやホームページ、ずし子育てわくわくメール等の媒体を活用して発信をしていますが、インターネットを活用しつつも紙媒体のニーズも高いため、情報発信に関して、情報の精査だけでなく提供手法の充実が求められています。必要な人が必要なときに必要な情報が得られる手段を確立するとともに、子育てを通じて人と人がつながるまちづくりをめざす必要があります。

また、様々な子育てに関連する団体と連携しながら、地域での子育てに関する情報の提供を充実させる必要があります。

④：相談体制の充実

子育てに関する不安や悩み等を抱える親が増加傾向にあり、こども家庭センターの設置等相談体制を構築してきましたが、こどもの貧困問題や虐待等、こどもや若者を取り巻く社会環境は変化しているため、結婚や妊娠中から出産後、こどもの成長に合わせた切れ目のない相談体制を構築します。

⑤：ハード面での子育て支援

子育てをされていて特に困ることや困ったこととして、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いこと等、ベビーカーでの移動に不自由なこと」、「こどもが安全に通れる道路がないこと」、「安心してこどもを遊ばせる場所がないこと」が多く挙げられていますが、抜本的な改善に至っていない状況です。道路等移動に必要なインフラの改良とともに、公園遊具の充実等遊び場も充実させる必要があります。

⑥：子育てを支援する地域社会づくり

親だけが子育てを担うものではなく地域の協力が大切です。家族や地域におけるふれあいの場や機会が減少し、家族や地域社会において世代間の交流が希薄になっています。

子育て中の親はもちろんのこと、企業等職場の関係者、学校関係者、地域の人たちそれぞれに理解される仕組みづくり等を通して世代間の交流が促進される必要があります。

⑦：こどもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり

家庭や学校を含め、過ごす場所や時間、人との関係性全てが、こどもや若者にとっての「居場所」になりえます。また、少子化やコロナ禍での人との非接触期間があったことによるこども同士の育ち合い、学び合いの機会が減少し交流が希薄になってきています。

公共施設や公的サービスのみならず民間の施設やサービスを含めた、こどもや若者が過ごす「居場所」を提供する取組みを検討する必要があります。

⑧：サービスの質の向上に向けた支援

一時利用や自由なタイミングでの利用等ニーズが多様化している中、提供する子育て関連事業者の人員体制や設備が整っていないのが現状です。

より良いサービスの質の向上に向けた支援を、子育て関連事業者と一緒に検討していくことが求められています。

第4章 計画の基本的な考え方

この計画では、本市が大切と考えるこどもや子育てに関するあるべき姿(基本理念)を実現するための目標(基本目標)や方法(取組み)を示しています。

基本理念 逗子市がこどもや子育てについて最重視する考えです。

課題 基本理念を実現するに当たり抱えている問題点です。

基本目標 課題を解決し基本理念を実現するための目標です。

【基本理念】

心豊かにこどもまんなかとした子育て・子育てができるまち 逗子

【子育て環境を取り巻く課題】

<子育て世代の保護者>

- ①：潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保と質の充実
- ②：安心して子育てできる環境の整備
- ③：分かりやすい子育て情報の発信と充実
- ④：相談体制の充実
- ⑤：ハード面での子育て支援

<地域>

- ⑥：子育てを支援する地域社会づくり

<子育て関連事業者>

- ⑦：こどもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり
- ⑧：サービスの質の向上に向けた支援

【基本目標】

【基本目標1】

すべてのこどもが差別されることなく尊重され、基本的人権を保障された大人と同じひとりとして、幸せに暮らせるまちをめざします。

【基本目標2】

安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

【基本目標3】

ライフステージに応じた子育てのサポートがあるまちをめざします。

【基本目標4】

教育・保育の量の確保と質の向上をめざします。

【基本目標5】

子育て情報の発信と施設の充実をめざします。

【基本目標 1】 すべてのこどもが差別されることなく尊重され、基本的人権を保障された大人と同じひとりとして、幸せに暮らせるまちをめざします。

【基本目標 2】 安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

【基本目標 3】 ライフステージに応じた子育てのサポートがあるまちをめざします。

【基本目標 4】 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします。

【基本目標 5】 子育て情報の発信と施設の充実をめざします。

第5章 基本目標における取組み

本計画における基本目標、取組みの柱および取組み内容についての体系は次のとおりです。

取組みの柱 基本目標を実現するために施すべき対策です。

取組みの内容 取組みの柱を実行するための方法です。

◎基本目標1 すべてのこどもが差別されることなく尊重され、基本的人権を保障された大人と同じひとりとして、幸せに暮らせるまちをめざします。

取組みの柱

- (1) こどもまんなか社会づくり
 - ① (仮称)逗子市こども基本条例の制定
 - ② こどもの人権が尊重される社会環境づくり
 - ③ こどもが意見を表明する機会の確保
 - ④ こどもまんなか社会の機運醸成
- (2) すべてのこどもを受け入れる環境づくり
 - ① 幼稚園、保育所、学校等におけるすべてのこどもの受入れ体制の充実
 - ② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成
 - ③ すべてのこどもに理解ある環境づくり
- (3) 発達に心配があるこども、障がいのあるこどもとその家族への支援
 - ① 障がいの早期発見・対応の充実
 - ② ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携
 - ③ こどもと家族への心身のケア体制の充実
 - ④ 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもとその家族を支える地域づくり
 - ⑤ 医療的ケア児への支援
- (4) ひとり親家庭への自立支援の推進
 - ① ひとり親家庭への自立支援の推進
 - ② 相談、情報提供の充実
 - ③ 母子家庭の親とこどもの生活の場の提供
- (5) ヤングケアラー支援
 - ① 普及啓発
 - ② 関係機関との連携の強化(情報収集)
- (6) こどもの貧困への対応
 - ① 経済的支援
 - ② 貧困家庭のこどもの居場所づくり
 - ③ 地域包括支援センターの運営(包括的相談支援)
- (7) 不登校・ニート・ひきこもり等のこども・若者への支援
 - ① 教育支援センター(通称「なぎさ」)の運営
 - ② 体験学習施設「スマイル」を活用した居場所づくり

- ③ フリースクール等に通うこどもへの支援
- ④ 地域包括支援センター(包括的相談支援事業)
- (8) 児童虐待等保護が必要なこどもと親への対応
 - ① こども家庭センターの運営
 - ② こどもと親に対する相談支援
 - ③ 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携
 - ④ 保護者・家庭の自立支援
 - ⑤ 児童保護に係る支援と連携
- (9) こども・若者を守る安全・安心なまちづくり
 - ① こども・若者が安心して生活できる環境づくり
 - ② こども・若者の自殺対策
 - ③ 生きることの促進要因への支援

◎基本目標2 安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

取組みの柱

- (1) 妊婦、出産や子育ての相談・支援の充実
 - ① 妊娠初期から子育て期の専門職による伴走型相談支援の充実
 - ② 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導等支援の充実
 - ③ 妊娠・子育てにかかる経済的な支援
 - ④ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実
- (2) 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
 - ① 乳幼児健診やプレパパママミーティング等の学習機会の充実
 - ② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり
- (3) 妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携
 - ① 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり
 - ② 医療機関をはじめ各種関係機関との連携
 - ③ 産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

◎基本目標3 ライフステージに応じた子育てのサポートがあるまちをめざします。

取組みの柱

- (1) こども(親子)の遊びの場づくり
 - ① 逗子の自然やまちの環境を生かした安心・安全なこども(親子)の遊び場づくり
 - ② ほっとスペース(親子遊びの場)の充実と連携
- (2) 地域や市民が主体の子育て支援の充実
 - ① ファミリーサポートセンター事業の充実
 - ② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開
 - ③ 地域によるこどもの活動の支援
 - ④ 青少年の地域参画の推進

- (3) 乳幼児とのふれあいや交流の推進
 - ① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進
 - ② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり
- (4) こども・若者の居場所づくり
 - ① こども・若者の居場所づくり
 - ② こども・若者の自主活動の促進
 - ③ ふれあいスクール事業の充実
 - ④ フリースクール等に通うこどもへの支援(再掲)
- (5) 男女の多様な働き方に対するサポート
 - ① ライフスタイルに合わせた子育てサポート
 - ② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進
 - ③ 就業時間に即した保育支援
 - ④ 病児・病後児の預かり支援
 - ⑤ こども誰でも通園制度の開始
 - ⑥ 祖父母世代の孫育て応援
- (6) 年齢に合わせた適切な健康づくり
 - ① 健康づくりの推進
 - ② 予防接種費用の公費負担

◎基本目標4 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします。

取組みの柱

- (1) 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
 - ① 教育・保育施設における量の確保
 - ② 地域型保育(小規模保育等)における量の確保
 - ③ 認定こども園への移行支援
- (2) 幼児教育・保育の質の向上
 - ① 幼稚園・保育所等の教育活動及び保育環境の充実
 - ② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続
 - ③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応
 - ④ 幼児教育・保育の無償化への対応
- (3) 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
 - ① 必要に応じ、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実
 - ② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実
- (4) 放課後児童クラブの質の維持・向上と待機児童対策の実施
 - ① 活動内容の維持・向上
 - ② 新たな環境への不安・負担軽減
 - ③ 待機児童対策の実施

◎基本目標 5 子育て情報の発信と施設の充実をめざします。

取組みの柱

- (1) 子育て支援情報の収集と効果的発信
 - ① 子育てに役立つ様々な情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備
 - ② 家庭や地域への教育・保育についての情報提供
 - ③ より一層の利便性向上のためのメディアの検討
- (2) 施設の充実
 - ① 子育て支援センターの移転
 - ② 体験学習施設「スマイル」の改修
 - ③ 市内保育所の改築等
 - ④ 放課後児童クラブ及びふれあいスクールの改築等

基本目標 1 すべてのこどもが差別されることなく尊重され、基本的人権を保障された大人と同じひとりとして、幸せに暮らせるまちをめざします。

【施策の方向】

すべてのこどもが愛され、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。家庭環境や障がいのある・なし等にかかわらず、まちの中でいきいきと過ごし、大人になる夢を育むための環境づくりとサポート体制の充実を図ります。

【取組みの柱】

- 1 こどもまんなか社会づくり
- 2 すべてのこどもを受け入れる環境づくり
- 3 発達に心配があるこども、障がいのあるこどもとその家族への支援
- 4 ひとり親家庭への自立支援の推進
- 5 ヤングケアラー支援
- 6 こどもの貧困への対応
- 7 不登校・ニート・ひきこもり等のこども・若者への支援
- 8 児童虐待等保護が必要なこどもと親への対応
- 9 こども・若者を守る安全・安心なまちづくり

【取組みの内容】

1 こどもまんなか社会づくり

- ① (仮称)逗子市こども基本条例の制定
 - ・ 子ども・子育て会議において検討し、(仮称)逗子市こども基本条例の制定をめざします。(次世代育成支援対策事業)
- ② こどもの人権が尊重される社会環境づくり
 - ・ 各所管においてこどもの人権が尊重されるよう意識をしながら事業を実施します。
- ③ こどもが意見を表明する機会の確保
 - ・ こどもが意見を表明できるようによりよい形で機会を提供します。(次世代育成支援対策事業)
- ④ こどもまんなか社会の機運醸成
 - ・ こどもまんなか応援サポーターの取組みを継続します。

2 すべてのこどもを受け入れる環境づくり

① 幼稚園、保育所、学校等におけるすべてのこどもの受入れ体制の充実

- ・ こども発達支援センター等と連携し、乳幼児期から幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールにおいて発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもの受入れ体制の充実に努めます。(こども発達支援センター運営事業)

② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成

- ・ 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもの受入れ体制を充実させるため、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクール等職員の人材育成に取組みます。(ふれあいスクール事業、児童育成事務費)

③ すべてのこどもに理解ある環境づくり

- ・ こども家庭センターでは、こども自身が直接来庁しやすく、相談しやすい場所を目指します。(こども家庭センター運営事業)
- ・ 子育て支援センター、子育て関係施設や遊びの場等、すべてのこどもが家族と気軽に利用できるよう、さらなる環境づくりを推進します。(子育て支援センター運営事業)
- ・ 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもの特性を理解するための講座を開催し、こどもたちが生活しやすい地域づくりを推進します。(体験学習施設講座事業)
- ・ 市民向け勉強会や講座の開催等、発達に心配があるこどもや障がいのあるこどもについての地域への啓発を進め、こどもとその家族を支える地域づくりを推進します。(こども発達支援センター運営事業)

3 発達に心配があるこども、障がいのあるこどもとその家族への支援

逗子市障がい児福祉計画に基づき、療育教育総合センターではこども発達支援センター(ひなた・くろーばー)を療育推進事業の拠点として、教育研究相談センターと連携しながら次の取組みを行います。(こども発達支援センター運営事業)

① 障がいの早期発見・対応の充実

- ・ こどもの発達に関する相談を幅広くワンストップで受け付け、障がいや発達に関する相談に幅広く応じ、相談しやすく、かつ、相談内容を解決できる体制をつくるとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。
- ・ 母子保健との連携をさらに強化するとともに、保護者が障がいを意識する前の段階からも子育て相談の一つとして気軽に相談できるような環境をつくれます。

② ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携

- ・ 乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきたこどもの障がいや特性による課題への対応等を含め、一貫したサービスの提供を実現します。
- ・ ライフステージやこどもの特性等に応じて必要な制度や社会資源等の情報提供、講座や勉強会等を行います。

- ・ 保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、就学前後に必要な調整や就学後の支援体制の充実を図ります。
- ・ こどもや保護者が地域生活を送るうえでの困難をできるだけ改善、軽減できるよう、また、安心して地域で生活できる環境を整備するために、巡回相談や研修会等の支援者支援により、保育所・幼稚園や小・中学校をはじめとする地域の関係機関への支援・連携をさらに充実させることで、市全体として専門的な支援ができる人材育成のサポートを行います。

③ こどもと家族への心身のケア体制の充実

- ・ 子育てに不安や悩みを抱いている保護者がこどもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てできるよう、相談しやすい体制を整備します。
- ・ 保護者及び兄弟姉妹(きょうだい)を含めた家庭への支援、メンタルサポート等総合的な支援を行います。

④ 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもとその家族を支える地域づくり

- ・ 一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況に合わせて専門性の高い療育プログラムを提供するとともに、こどもの特性を家族と共有し家庭での養育を支援する等、より充実した体制をつくります。
- ・ 市民向け勉強会や講座の開催等、障がいに関する市民への啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのあるこどもとその家族を支える地域づくりをめざします。
- ・ 家族のレスパイトやこどもの日中における活動の場を確保するため、日中一時支援事業の充実を図ります。

⑤ 医療的ケア児への支援

- ・ コーディネーターや保健師による保護者への相談支援を行うとともに、保育所や幼稚園、学校等の関係機関と連携した体制づくりを行い、一人ひとりの状況に合わせた療育的支援を提供します。

4 ひとり親家庭への自立支援の推進

① ひとり親家庭への自立支援の推進

- ・ ひとり親家庭の安定した生活を確保し、自立に向けた支援体制の充実を図ります。(母子自立支援事業)
- ・ 国の児童扶養手当のほか、ひとり親家庭等医療費助成事業、ひとり親家庭等福祉手当、母子・父子福祉資金の貸付け、自立支援教育訓練給付やファミリーサポートセンター利用料の一部助成等の経済的支援を継続します。(母子自立支援事業、ファミリーサポートセンター運営事業)

② 相談、情報提供の充実

- ・ それぞれの家庭の状況に配慮し、こどもと保護者の心身のケアを充実させ、保護者への生活支援や子育て支援、就業支援等相談体制を充実します。(母子自立支援事業)
- ・ 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への情報提供や相談業務を含めた、支援の充実を図ります。(母子自立支援事業)

③ 母子家庭の親とこどもの生活の場の提供

- ・ 母子家庭の児童が生活、養育、教育、住宅、就労等の解決困難な問題により、心身に好ましくない影響を受け、十分な監護が果たされない場合に、生活の場を提供します。(母子生活支援施設入所事業)

5 ヤングケアラー支援

① 普及啓発

- ・ ヤングケアラーに関して、ポスター、ホームページ、チラシ、関係機関への研修等で、ヤングケアラーに関して、問題意識を高める啓発活動を行います。

② 関係機関との連携の強化(情報収集)

- ・ こども家庭センターを通じて、相談業務及び学校や関係機関等からの情報提供により、市内のヤングケアラーの把握を行います。また、医療機関、ケアマネジャーや介護事業所、地域包括支援センター等とこども家庭センターの連携強化により、ヤングケアラーに適切に対応できる体制を構築します。

6 こどもの貧困への対応

① 経済的支援

- ・ 家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて各種手当の支給や保育料の軽減・減免等の経済的支援を継続し、漏れなく活用されるよう関係機関と連携を図ります。(子育て支援課・保育課関連事業)
- ・ 経済的な理由により、中学3年生や高校3年生の進路の選択が狭められないように学習に関してスタディクーポン事業について検討します。

② 貧困家庭のこどもの居場所づくり

- ・ 放課後のこどもの居場所のひとつとなっている体験学習施設「スマイル」や、ふれあいスクールについて、気軽に安心して利用できるよう内容の充実や広く周知するように努めます。(そのほか「こども・若者居場所づくり」については P.38 参照)

③ 地域包括支援センターの運営(包括的相談支援)

- ・ 本市では市内3か所に地域包括支援センターを設置し、地域の身近な相談窓口として日常生活課題の相談を受け付けています。赤ちゃんからお年寄りまで、介護、生活困窮やひきこもり等の困りごとについて、世代等の属性や抱えている課題の内容を問わず、センター職員が相談者に寄り添いながら相談支援を行っています。(地域共生社会推進事業・地域包括支援センター運営事業)

7 不登校・ニート・ひきこもり等のこども・若者への支援

① 教育支援センター(通称「なぎさ」)の運営

- ・ 不登校のこどもが安心して通い、自主的に進路を考え、社会的に自立できるよう、教育相談部門(教育研究相談センター)や学校と連携して、一人ひとりに合ったきめ細かい支援を実施します。(教育支援センター運営事業)

② 体験学習施設「スマイル」を活用した居場所づくり

- ・ 体験学習施設において、平日の午前中を活用し、家庭や学校以外の第三の居場所として開放します。(子どもの居場所づくり事業)

③ フリースクール等に通うこどもへの支援

- ・ 市内のフリースクール等事業者やフリースクール等連携協議会と連携して、こどもの居場所づくりの充実化を図ります。(子どもの居場所づくり事業)

④ 地域包括支援センターの運営(包括的相談支援)

- ・ 本市では市内3か所に地域包括支援センターを設置し、地域の身近な相談窓口として日常生活課題の相談を受け付けています。赤ちゃんからお年寄りまで、介護、生活困窮やひきこもり等の困りごとについて、世代等の属性や抱えている課題の内容を問わず、センター職員が相談者に寄り添いながら相談支援を行っています。(地域共生社会推進事業・地域包括支援センター運営事業)(再掲)

8 児童虐待等保護が必要なこどもと親への対応

① こども家庭センターの運営

- ・ 令和6年度から「こども家庭センター」の運営を開始しました。こどもの年齢や環境に応じた適切な支援を行います。また、年齢や所属等によって切れ目のない支援体制をつくります。(こども家庭センター運営事業)

② こどもと親に対する相談支援

- ・ こどもに関する様々な相談に対応するため、こども家庭センターや子育て支援センター、療育教育総合センター等の相談機能の充実と、専門機関や母子保健・女性相談・障がい福祉担当課等との連携を拡充します。(子育て支援センター運営事業、こども家庭センター運営事業)

③ 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携

- ・ 逗子市要保護児童援助ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)を中心に、関係各機関が有機的に連携し、児童虐待に対する早期発見と虐待予防、ケアが必要な児童の保護、保護者支援等、こどもの立場に立った支援体制の充実を図ります。(こども家庭センター運営事業)

④ 保護者・家庭の自立支援

- ・ 保護者や家庭の養育力を安定させるため、こども家庭センターが中心となり、養育支援訪問事業等の活用等を通して親子に寄り添う支援体制を強化し、養育能力の向上を目指します。(養育支援訪問事業)

⑤ 児童保護に係る支援と連携

- 児童保護に関わる関係機関や里親をはじめとして NPO やボランティア活動・周知活動等を支援するとともに、こども家庭センターを中心として連携していきます。

9 こども・若者を守る安全・安心なまちづくり

① こども・若者が安心して生活できる環境づくり

- 警察の職員を講師として招いて子育て支援センター職員向けに交通安全・防犯教室を開催し、幼児の事故や犯罪を未然に防ぎます。(子育て支援センター運営事業)
- こどもやベビーカーが安全に通れる道路や施設のバリアフリー化を推進します。
- こどもが不審者や、有害サイト等による事件にまきこまれないよう防犯対策を推進し、家庭や地域、学校、警察等との連携を図ります。(青少年問題協議会経費)

② こども・若者の自殺対策

- 教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、こどもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となるよう努めます。研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ります。
- 自殺対策講演会や健康づくり出前講座の実施、自殺予防週間(9月)自殺対策強化月間(3月)等の啓発活動、相談窓口の周知をしていきます。
- 自殺対策を市全体の課題と捉え、庁内及び関係機関等との連携・協働を図ります。

③ 生きることの促進要因への支援

- こども達への支援として、教育相談事業、教育支援センター「なぎさ」運営事業、スクールソーシャルワーカー活用事業(県派遣)、支援教育推進巡回指導員、巡回スクールカウンセラー活用、中学校スクールカウンセラー配置活用事業(県派遣)等を行います。

基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします。

【施策の方向】

核家族化の進行や妊婦の高年齢化、精神的に不安定な母親、身近に援助者がいない家庭等が増加していることから、平成30年度に子育て世代包括支援センターを開設し、その後児童福祉法の改正に伴い令和6年度からこども家庭センターとなりました。

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うことや、妊娠・出産・子育てに悩みや不安のある人も気軽に相談できるよう、身近な地域での相談場所や機会を拡充し相談体制の整備を行うとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない、きめ細かい支援をめざします。

【取組みの柱】

- 1 妊娠、出産や子育ての相談・支援の充実
- 2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
- 3 妊娠期から乳幼児期への切れ目のない連携

【取組みの内容】

1 妊娠、出産や子育ての相談・支援の充実

① 妊娠初期から子育て期の専門職による伴走型相談支援の充実

- ・ 妊娠期から出産・子育てまで一貫して保健師、看護師が身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させます。また、出産や子育てに係る費用の一部を補助する出産・子育て応援給付金の支給により経済的支援を一体として実施させます。(出産子育て応援事業)
- ・ 妊娠届出時から看護職が全件個別面談を行い、妊娠初期からの状況把握や相談支援を図ります。(出産子育て応援事業)
- ・ 妊娠 7～8か月頃にオンラインによるアンケートを実施し、個々の状況を把握し必要に応じて適切な支援を届けます。(出産子育て応援事業)
- ・ こども家庭センターのほか、子育て支援センター、こども発達支援センター等での個別相談を充実させ、誰もが気軽に相談できる仕組みをつくります。
- ・ 仕事や体調により来庁が難しい状況に対応するため、SNS を使った相談支援のあり方を検討します。(企画課広聴広報係と連携)
- ・ 相談の場や交流の機会等に出向くことのできない妊娠中や子育て中の保護者等の孤立を防ぐため、家庭への訪問や電話、SNS で気軽に相談できる体制を整えます。

② 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導等支援の充実

- ・ 保健師、助産師による、妊産婦・新生児・乳幼児への母子保健訪問活動を継続して行い、妊婦や産後の母子の心身のケアに取り組めます。(妊産婦・乳児訪問等事業)
- ・ 経済的理由により助産を受けることができない妊産婦を産科病院等にて出産を支援し、こどもの健やかな出生を保障します。(助産施設入所事業)
- ・ 養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。(養育支援事業)
- ・ 保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。(養育支援事業)

③ 妊娠・子育てにかかる経済的な支援

- ・ 不妊治療となる生殖補助医療(保険適用)及びこれと組み合わせて実施される先進医療(保険適用外)の高額な費用の一部を助成し、こどもを望む夫婦を支援します。(生殖補助医療費助成事業)
- ・ 妊婦・産婦健康診査費、新生児聴覚検査費の一部を助成することで経済的に支援し、健康な心身の維持を図ります。(妊産婦健診事業、乳幼児健診事業)
- ・ 生後から3歳までに4回の乳幼児健康診査を行い、健康を確認、維持し、また、疾病や障がいを早期発見し適切な治療につなげます。(乳幼児健診事業)
- ・ 低体重で出生したこども(未熟児)の入院治療に係る費用の一部を助成することで経済的に支援し、健康管理と健全な育成を図ります。(養育医療費支給事業)
- ・ 児童手当のほか、小児医療費助成により(いずれも18歳になる年度の3月31日まで対象)経済的支援を継続します。(児童手当支給事業、小児医療費助成事業)
- ・ 国の制度として令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まったことを踏まえ、3歳未満児の保育所等の保育料の適正な負担水準とし、必要に応じて見直しをします。(施設型給付事業、地域型給付事業)

④ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実

- ・ 市内の幼稚園や保育所等、幼稚園教諭や保育士等の専門職のいる身近な地域施設における子育て相談事業を充実していきます。

2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり

① 乳幼児健診やプレパパママミーティング等の学習機会の充実

- ・ 乳幼児健診や妊娠・出産・育児に関する教室・相談を実施し、育児のノウハウや親になる心構え、市のサービスの紹介等を行い、正しい知識の普及と不安の軽減を図ります。(乳幼児健診事業)
- ・ SMS を利用した健診案内等により、対象者へ直接的に届く周知を図ります。(出産子育て応援事業)
- ・ 『これがやりたい』『自分でやりたい』という自己主張期を迎える2歳児のお子さんの対応について、教室を開催し、公認心理士(臨床心理士)、保健師や保育士等と一緒に考え、生活上の心

配事や不安を解消します。心理、栄養、歯科等の個別の相談は、個別対応いたします。(妊産婦・乳幼児教室事業)

② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり

- ・ 親子遊びの場やほっとスペースを有効に活用し、子育て中の保護者同士の交流を促進します。(親子遊びの場運営事業、ふれあいスクール事業)

3 妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携

① 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり

- ・ 地域や関係機関・団体同士の連携を図り、地域で子育てをあたたく見守り支援するまちづくりを促進します。
- ・ 子育て応援誌陽だまりの発行やえがおレポートを通じて地域の子育て支援の情報を発信しながら地域から子育て支援を応援する仕組みを作っていきます。
- ・ 子育て経験者と先輩親子との交流機会づくり、ピアカウンセリングの場づくり等を推進します。(親子遊びの場運営事業、ふれあいスクール事業)

② 医療機関をはじめ各種関係機関との連携

- ・ 地域での生活を支えるべく、医療機関をはじめ各種関係機関との密接な連携を図り、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の充実を図ります。

③ 産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

- ・ 産後の疲れや育児への不安を抱く産婦に対し、医療機関と連携しながら産後のケアを行います。(妊産婦健診事業)
- ・ 就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預かり等の保育サービスを拡充し、利用しやすい仕組みをつくります。
- ・ 託児サービス付きの趣味教養講座や公演等、子育て中の親のリフレッシュのための事業を推進します。(市主催行事等託児事業)

基本目標3 ライフステージに応じた子育てのサポートがあるまちをめざします。

【施策の方向】

地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、身近な地域で遊び、集い、交流の場をもつ等子育てに対する不安や孤立感を減らすことが必要です。地域とのつながりを促進するため、子育てに関する情報提供を充実させるとともに、子育てを通して人と人がつながるまちづくりをめざします。

また、次世代を担う子ども・若者が、心身共に健やかに、生きる力を培い、のびのびと活動できるような環境づくりを促進するとともに、地域や家庭、学校等と連携を図り、子どもが安全かつ安心して過ごせるまちづくりをめざします。

【取組みの柱】

- 1 子ども(親子)の遊びの場づくり
- 2 地域や市民が主体の子育て支援の充実
- 3 乳幼児とのふれあいや交流の推進
- 4 子ども・若者の居場所づくり
- 5 男女の多様な働き方に対するサポート
- 6 年齢に合わせた適切な健康づくり

【取組みの内容】

1 子ども(親子)の遊びの場づくり

① 返子の自然やまちの環境を生かした安心・安全な子ども(親子)の遊び場づくり

- ・ 子どもが楽しみながら心身ともに成長ができるよう、公園の整備や維持管理を充実させ、安全に遊べる遊び場づくりを推進します。
- ・ プレイリヤカー等、親子で楽しめる機会づくりを推進し、子どもの外遊びの機会を提供します。

② ほっとスペース(親子遊びの場)の充実と連携

- ・ 親子遊びの場やほっとスペースを有効に活用し、子育て中の保護者同士の交流を促進します。(親子遊びの場運営事業、ふれあいスクール事業)(再掲)

2 地域や市民が主体の子育て支援の充実

① ファミリーサポートセンター事業の充実

- ・ 誰もが住まいの地域の中で安心して活用できるように、支援者への研修制度の充実と利用促進を図り、支援会員のさらなる確保に取り組めます。(ファミリーサポートセンター運営事業)

- ・ 障がいのあるこどもの預かり等に対応可能な支援会員の確保を図ります。(ファミリーサポートセンター運営事業)

② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開

- ・ 子育て家庭の支援に関わるホームヘルプ、食育、子育て関係事業を行うNPO法人や市民団体等を支援し、連携を図ります。
- ・ 子育て支援やこどもの健全な育成には、地域の力・地域の理解が不可欠であるため、イベント等様々な機会をとらえて、地域の理解促進や市民活動等が主体の子育て支援の充実を図っていきます。
- ・ ファミリーサポートセンターの活動は、保護者と支援会員のつながりが地域に広がる効果を期待できることから、より一層の充実を図ります。(ファミリーサポートセンター運営事業)

③ 地域によるこどもの活動の支援

- ・ こどもたちが地域行事へ主体的に参加する取組みを支援していきます。(青少年団体育成事業)

④ 青少年の地域参画の推進

- ・ 青少年指導員等の協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進していきます。(青少年指導員経費)

3 乳幼児とのふれあいや交流の推進

① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進

- ・ 保育所・幼稚園・子育てサークル等と地域・学校との交流により、異年齢のこどもたち、若者と子育て世代の学びあい、育て合いの展開を支援します。

② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり

- ・ 若者や高齢者等子育て世代以外の市民が、子育てに関われる機会を提供します。
- ・ 親子で参加できる場づくりを促進し、世代間交流を行い、人と人をつなげる仕組みをつくります。

4 こども・若者の居場所づくり

① こども・若者の居場所づくり

- ・ 体験学習施設「スマイル」がこども・若者の居場所、遊びの拠点として定着するよう利用者増をめざし、文化・スポーツ等の講座やイベントを実施し充実を図っていきます。(体験学習施設維持管理事業)
- ・ 行事や事業に参加したがるこどもへも配慮し、ストレスや抱えている悩みを解決できるようサポートし参加を働きかけます。

② こども・若者の自主活動の促進

- ・ 友だちと自由に交流できる場や機会を提供し、友だちづくり・仲間づくりをサポートします。(体験学習施設講座等事業)

③ ふれあいスクール事業の充実

- ・ 市立小学校の余裕教室等を活用したふれあいスクール事業は、小学生の放課後の居場所のひとつとして、安全に過ごせる遊びの場、心の安らぎの場として気軽に利用できるよう充実に努めます。(ふれあいスクール事業)

④ フリースクール等に通う子どもへの支援

- ・ 学校及び市内のフリースクール等事業者やフリースクール等連携協議会と連携して、子どもの居場所づくりの充実化を図ります。(子どもの居場所づくり事業)(再掲)

5 男女の多様な働き方に対するサポート

① ライフスタイルに合わせた子育てサポート

- ・ 働きながら子育ての楽しさ・喜びを実感できるよう、ライフスタイルに合わせた情報提供を行う等、様々なきっかけづくりを促進します。

② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進

- ・ 多様な働き方に対応するため、教育・保育施設等における一時預かり等の充実を図ります。(一時預かり事業)

③ 就業時間に即した保育支援

- ・ 様々な働き方・働く時間に対応できるような保育の充実を推進し、親が安心して働ける環境を促進します。(延長保育事業)

④ 病児・病後児の預かり支援

- ・ 病児・病後児の預かりについて、医療機関・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。一定の要望があり、設置に向けて関係機関と連携しながら進めていきます。
- ・ ファミリーサポートセンター事業における病児・病後児の預かりを実施していきます。

⑤ こども誰でも通園制度の開始

- ・ 国では令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体においてこども誰でも通園制度が開始されます。今後市内の教育・保育施設等と検討を始めます。

⑥ 祖父母世代の孫育て応援

- ・ 核家族化の進行に伴い、支援の必要な子育て世帯が増えています。祖父母世代の協力体制、育児への参加を推進します。

6 年齢に合わせた適切な健康づくり

① 健康づくりの推進

- ・ 成人・高齢・障がい・社会福祉、男女共同参画等、様々な部署・機関との連携を密にし、家族支援を基礎とした健康づくりをしていきます。特に、未就学児については、継続的な個別状況の確認(モニタリング)を行います。

- 「食」「運動(遊び)」「社会参加」「お口の健康(歯科保健)」「睡眠」「こころの健康」の6つを柱にした啓発・事業展開を進め、一生涯健康でいられるよう、こどもの時期から健康行動を知り、自ら選択して実行することができるこどもの育成をめざします。
- 逗葉医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化します。また、成人保健の「逗子市健康増進・食育推進計画」「ずし健康食育プラン」と整合性のある取組みを行っていきます。

② 予防接種費用の公費負担

- 妊娠期、健診時や転入時等、様々な機会を利用し接種状況の把握や接種勧奨に努め、定期予防接種及び任意予防接種の費用助成を行い、ワクチンで防ぐことができる病気の予防を支援します。(予防接種事業)

基本目標4 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします。

【施策の方向】

幼児期は豊かな人間性を培う大変重要な時期であるため、こどもを預かるだけでなく、保護者をより支援すると共に、教育・保育の質の向上をめざします。

人口の推計も鑑みながら、ニーズに合わせた教育・保育の量の確保を行うと共に、放課後児童クラブの質の維持・向上と待機児童対策の実施を図り、子育てしやすいまちをめざします。

【取組みの柱】

- 1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
- 2 幼児教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
- 4 放課後児童クラブの質の維持・向上と待機児童対策の実施

【取組みの内容】

1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保

① 教育・保育施設における量の確保

- ・ 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保を引き続き図ります。
- ・ 長期休暇中の教育・保育の充実、延長保育の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実等を図ります。また、保育士をはじめとする保育の担い手の確保にも努めます。

② 地域型保育(小規模保育等)における量の確保

- ・ 家庭的な雰囲気に近い少人数制で行われる地域型保育(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)について、量の確保を図ります。
- ・ 教育・保育施設と地域型保育との連携については、卒園後に連携施設等で安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。

③ 認定こども園への移行支援

- ・ 幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、円滑に移行できるよう支援します。

2 幼児教育・保育の質の向上

① 幼稚園・保育所等の教育活動及び保育環境の充実

- ・ 幼稚園・保育所等が持つ情報や人材を生かし、地域全体の社会資源として更に充実していきます。

- ・ 乳幼児期は心豊かな人間性を培う時期であり、また、運動能力や脳の発達面でも著しく成長する重要な時期であるため、幼稚園・保育所等の教育活動及び保育環境の充実を支援し、質の向上を図ります。
 - ・ 保育士等支援者の人材確保及び人材育成の促進を図ります。
- ② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続
- ・ 小学校教育への円滑な接続を支援する体制を整え、幼稚園、保育所等、小学校及び放課後児童クラブとの連携を促進します。
- ③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応
- ・ 幼稚園・保育所等において、地域や学校との異年齢交流事業への参画や子育てに関する情報提供を推進していきます。
- ④ 幼児教育・保育の無償化への対応
- ・ すべてのこどもの安心と安全が確保されるよう、認可外保育施設やベビーシッター等、新たに無償化対象施設となった施設の実態把握に努め、保育の質の維持・向上を図ります。

3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

- ① 必要に応じ、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実
- ・ 求職中の保護者や様々な働き方に対応するため、教育・保育施設の一時預かりを充実します。
 - ・ 保護者のレスパイトを目的とした一時預かりを充実し、ニーズに合った多様な一時預かりの方策を検討します。
- ② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実
- ・ こどもが幼稚園に在園中でも保護者が働きやすいよう、また、在園児の豊かな遊び、保護者のレスパイト等多様なニーズに対応すべく幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実を促進します。

4 放課後児童クラブの質の維持・向上と待機児童対策の実施

- ① 活動内容の維持・向上
- ・ 放課後児童支援員の人材確保及び人材育成の促進を図ります。
 - ・ 学童期においては、知的能力や言語能力、社会性等の人格形成にとって大切な発達期にあることから、家庭との連携を図りつつ、放課後児童クラブの質の維持・向上を図ります。
- ② 新たな環境への不安・負担軽減
- ・ 小学校入学後の生活や放課後に対する不安を軽減し、安心して日々を過ごすことができるよう、こどもたちをサポートします。
 - ・ 共働き家庭等において、こどもが保育所から小学校への入学を機に、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、放課後児童クラブの充実を図ります。
 - ・ 幼稚園、保育所等、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

③ 待機児童対策の実施

- 民設民営の放課後児童クラブへの支援を継続し、民間活力を導入する等実施していきます。
- 民設民営の放課後児童クラブは、公設民営の放課後児童クラブと同様の内容を維持します。

基本目標5 子育て情報の発信と施設の充実をめざします。

【施策の方向】

子育てに関する情報発信と施設の充実によるソフトとハードの利便性向上の取組みを進めます。

【取組みの柱】

- 1 子育て情報の収集と効果的発信
- 2 施設の充実

【取組みの内容】

1 子育て情報の収集と効果的発信

- ① 子育てに役立つ様々な情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備
 - ・ 子育て中の市民が必要な情報を得ることができるよう、子育てポータルサイトや、子育てメールマガジンの充実を図り、子育てに関する様々な情報を一元的に提供します。
 - ・ 子育て情報誌や子育てポータルサイト等は、市民目線での情報提供に努め、子育て支援センターや体験学習施設「スマイル」等と連携して活用しやすいものとしします。
- ② 家庭や地域への教育・保育についての情報提供
 - ・ 妊娠・出産・育児から学童期までのこどもの生活や発達の一貫性を踏まえた切れ目のない情報を体系的に提供します。(出産・子育て応援事業)
 - ・ 子育て支援センター等による情報提供を継続して行います。(子育て支援センター運営事業)
 - ・ 保育課に配置する利用者支援員により、教育・保育に関する情報を一元的に集約し、個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応をします。(利用者支援事業)
- ③ より一層の利便性向上のためのメディアの検討
 - ・ 既存の SNS を含めた情報発信に最も適したメディアの利用を検討します。
 - ・ より利便性が高いと判断した場合は、新たな情報発信を始めるとともに、利用状況に合わせて発信方法を見直していきます。(企画課広聴広報係と連携)

2 施設の充実

- ① 子育て支援センターの移転
 - ・ 東逗子駅前用地に移転し、令和 10 年度から供用開始します。移転により、逗子市社会福祉協議会や地域包括支援センターも同一建物内に移転するため、他機関との連携や、一時預かり事業を開始する予定であり、子育て支援に関して充実していきます。(子育て支援センター運営事業)

② 体験学習施設「スマイル」の改修

- ・ 児童館的機能を有する体験学習施設について、乳幼児から高校生までを中心に、子育て世代から高齢者までの世代間交流が図られ、また、こどもの家庭や学校以外の第三の居場所とするための施設改修を行います。(子どもの居場所づくり事業・体験学習施設維持管理事業)

③ 市内保育所の改築等

- ・ 老朽化に伴う改修や移転工事等について、ニーズを検討しながら計画的に行っていきます。

④ 放課後児童クラブ及びふれあいスクールの改築等

- ・ 老朽化に伴い久木小学校の体育館棟の改築を行い、同棟に放課後児童クラブ及びふれあいスクールを移設します。(久木小学校長寿命化事業)
- ・ その他の放課後児童クラブやふれあいスクールの施設においても、必要に応じて改修や移転工事等計画的に行っていきます。

第6章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策

本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を把握するとともに、保護者に対するアンケート調査を実施し、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し具体的な目標設定を行います。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により教育・保育を提供するための施設の整備の状況およびそのほかの地理的条件や社会的条件を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、これら条件のほか、基盤整備や事業実施上の効果等総合的に考慮の上、区域を限定せずかつ効率よく計画を進めるため、教育・保育の提供区域について、市内全域を1区域と設定します。

2 保育の必要性の認定

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者の方は、居住している市町村の定める基準に従って、認定を受けることになります。

(1)3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定・満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合 【主な利用先:幼稚園、認定こども園】
2号認定	保育認定(満3歳以上)・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先:保育所、認定こども園】
3号認定	保育認定(満3歳未満)・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先:保育所、認定こども園、小規模保育等】

(2)保育の必要量に応じた区分

保育標準時間	主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日11時間
保育短時間	主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日8時間まで

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合に利用料が給付されています。

この子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を図るよう努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、認可権限や指導監督権限を持つ神奈川県との連携を図り、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、県の立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力の県への要請等により、支給における過誤、不正の防止に努めます。

4 教育・保育における量の見込みと確保方策

量の見込みについては、ニーズ調査の結果や過去の申込実績を踏まえ、児童人口の推計値に今後の申込率を乗じた量としました。確保方策については、令和6年4月の定員数が令和11年まで持続されるよう計画しています。

令和7年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	1,106		289	277	314	
② 需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③ ニーズ量 (①×②) (人)	388	126	553	65	150	167
④ 確保策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 <small>(幼稚園・保育所・認定こども園等) ※(5)を除く</small>	361	486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 <small>(私学助成幼稚園等) ※(5)を除く</small>	34	0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育事業等)</small>	0	0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0	92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	116	0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 (地域枠)	0	9	4	6	6
	(7) その他	0	0	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	511	587	76	158	189
過不足分 (⑤-③) (人)	-3	34	11	8	22	

令和8年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	1,066		284	303	283	
② 需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③ ニーズ量 (①×②) (人)	374	122	533	64	164	151
④ 確保策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 <small>(幼稚園・保育所・認定こども園等) ※(5)を除く</small>	361	486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 <small>(私学助成幼稚園等) ※(5)を除く</small>	34	0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育事業等)</small>	0	0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0	92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	116	0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 (地域枠)	0	9	4	6	6
	(7) その他	0	0	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	511	587	76	158	189
過不足分 (⑤-③) (人)	15	54	12	-6	38	

令和9年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	1,010		282	298	309	
② 需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③ ニーズ量 (①×②) (人)	354	115	505	63	161	165
④ 確保策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 <small>(幼稚園・保育所・認定こども園等) ※(5)を除く</small>	361	486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 <small>(私学助成幼稚園等) ※(5)を除く</small>	34	0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育事業等)</small>	0	0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0	92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 <small>(長時間・通年)</small>	116	0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 <small>(地域枠)</small>	0	9	4	6	6
	(7) その他	0	0	0	0	0
	⑤確保量合計 (人)	511	587	76	158	189
過不足分 (⑤-③) (人)	42	82	13	-3	24	

令和10年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	958		278	296	305	
② 需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③ ニーズ量 (①×②) (人)	336	109	479	62	160	162
④ 確保策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 <small>(幼稚園・保育所・認定こども園等) ※(5)を除く</small>	361	486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 <small>(私学助成幼稚園等) ※(5)を除く</small>	34	0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育事業等)</small>	0	0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0	92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 <small>(長時間・通年)</small>	116	0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 <small>(地域枠)</small>	0	9	4	6	6
	(7) その他	0	0	0	0	0
	⑤確保量合計 (人)	511	587	76	158	189
過不足分 (⑤-③) (人)	66	108	14	-2	27	

令和11年度 (計画)	1号	2号		3号(保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上(保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口(人)	947			274	292	302
② 需要率(%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③ ニーズ量(①×②)(人)	332	108	474	61	158	161
④ 確 保 策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 <small>(幼稚園・保育所・認定こども園等) ※(5)を除く</small>	361	486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 <small>(私学助成幼稚園等) ※(5)を除く</small>	34	0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育事業等)</small>	0	0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0	92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 <small>(長時間・通年)</small>	116	0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 <small>(地域枠)</small>	0	9	4	6	6
	(7) その他	0	0	0	0	0
	⑤確保量合計(人)	511	587	76	158	189
過不足分(⑤-③)(人)	71	113	15	0	28	

5 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

量の見込みについては、アンケート調査(令和5年度実施「返子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」)の結果や過去の実績を参考に算出し、それに対応する確保方策を定めています。

【地域子ども・子育て支援事業(19事業)】

- (1)利用者支援事業
- (2)延長保育事業(時間外保育事業)
- (3)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5)放課後児童クラブ事業
- (6)子育て短期支援事業(ショートステイ)
- (7)乳児家庭全戸訪問事業
- (8)養育支援訪問事業
- (9)地域子育て支援拠点事業
- (10)一時預かり事業
- (11)子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
- (12)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- (13)妊婦に対する健康診査
- (14)妊婦等包括相談支援事業【新規】
- (15)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】
- (16)産後ケア事業【新規】
- (17)親子関係形成支援事業《児童福祉法》
- (18)子育て世帯訪問支援事業《児童福祉法》
- (19)児童育成支援拠点事業《児童福祉法》

(1) 利用者支援事業

① 事業概要

妊娠中の方やこどものいる保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。また、令和6年度に児童福祉と母子保健に関する相談に合わせて応じるこども家庭センターを設置し、複雑な問題を抱える家庭の相談に応じます。

② 量の見込と確保方策

多様な雇用形態に対応できる幼稚園・保育所、または地域子育て支援事業から、保護者の状況に寄り添ったきめ細かな利用者支援を行うため、市の中心部であり主要な駅からも近い市役所内に、保育所等利用者支援員を2名配置(1か所)します。また、市内保育所の空き状況等を把握している担当課におくことで、詳細かつリアルタイムの状況で相談に対応します。

こども家庭センターについても、市役所に2名の子ども家庭支援員を配置して、いつでも相談に応ずる体制を整えています。

保育所等利用者支援員の事業目標

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1

子ども家庭支援員の事業目標

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

① 事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

② 量の見込と確保方策

量の見込は、アンケート調査の結果から算出しています。

確保方策は、実施箇所数は延長保育を行う園について記載しています。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(人/日)		402	392	385	372	368
確保 方策	実施体制	逗子市等	逗子市等	逗子市等	逗子市等	逗子市等
	実施箇所数	13	13	13	13	13

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具そのほか教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業に加え、幼稚園の給食の副食費の支給も行います。

② 確保の内容

国の制度に準拠して平成27年度より実施しています。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

① 事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入の支援などを行う事業です。

② 確保の内容

多様な集団活動事業の利用支援事業について、国・県の補助を活用し、令和4年度より実施しています。

(5) 放課後児童クラブ事業

① 事業概要

児童福祉法に基づき保護者が労働等により昼間家庭にいないなどの場合に、授業の終了した放課後と土曜日、夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し生活指導を行うこと等により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図るものです。入所している児童が、心身ともに健やかに育成されることを保障すべくこの事業を実施しています。

市内の公立小学校区毎に公設が1か所ずつの計5か所を整備し、そのほかに民設が1か所あります。

② 量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の申込率の変化が令和7年度以降も継続すると見込んで算出しています。

確保方策については、各学校区に1か所の実施を今後も継続していきます。なお、既存の公設5施設は各小学校の敷地とは別に独立した施設として整備済みのため、放課後児童対策パッケージにおける連携型として実施していきます。(放課後子ども教室は、ふれあいスクール事業とし主に遊びの場として位置付けており、土曜日、日曜日、祝日を除き、毎日全校で実施済みです。)放課後

児童クラブの開所時間については、既に全ての施設で保育所と同じ午後 7 時まで延長しており、この開所時間を維持継続します。

【放課後児童クラブとふれあいスクール(放課後子ども教室)の連携方法等】

現在各校で実施している、放課後児童クラブ、ふれあいスクール及び小学校の連携会議の場を活用し検討していきます。

実施にあたり、放課後児童クラブ支援員は、放課後児童クラブ児童の学校への移動を含めた安全確保のため利用児童数に応じてふれあいスクールに引率し、ふれあいスクールのパートナーと連携して事業を実施していきます。各小学校とは、余裕教室の活用状況等について協議し、使用計画を決定します。

また、放課後児童クラブとふれあいスクールの実施方法や、学校、教育委員会との連携手法等については、総合教育会議などを活用し総合的な放課後対策を協議することとします。

校内交流型の放課後児童クラブについては、小学校の建て替えや余裕教室の発生状況を踏まえ、設定が可能な場合に本計画に位置付けることを検討します。

放課後児童クラブの事業目標

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み (延人数)	低学年	362	363	371	375	375
	高学年	80	75	72	66	62
	計	442	438	443	441	437
確保方策 (箇所数)	公設民営	5	5	5	5	5
	民設民営	1	1	1	1	1
	計	6	6	6	6	6

ふれあいスクール(放課後子ども教室)

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5	5

(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

① 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

② 量の見込と確保方策

令和6年度から近隣の児童養護施設の協力により一時保護の体制を整えました。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延人数)	12	12	12	12	12
確保方策(延人数)	12	12	12	12	12

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要

妊娠中の妊婦、出産後の母子のケアや出生後4か月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問することにより、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言そのほかの援助を行うことを目的としています。

安全な妊娠・出産の確保、安心できる子育ての確保、子育てしやすい環境の確保、個人の健康状態に応じた環境の確保を目的とし、各家庭を保健師、助産師が訪問します。妊娠期から出産後まで一貫した相談体制で生後4か月以内にすべての乳児のいる家庭を訪問し、適切な指導助言を行います。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、令和5年度実績(259人)を基に、こどもの数の推計値から算出しています。確保方策については、実施体制は市直営で行い、対応する保健師及び助産師の人数を計上しています。十分な体制人数を整え、様々なケースに柔軟に対応します。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(実人数)		253	239	226	213	201
確保方策	実施体制(人)	10	10	10	10	10
	実施機関	逗子市	逗子市	逗子市	逗子市	逗子市
	委託団体等	—	—	—	—	—

(8) 養育支援訪問事業

① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

児童福祉法に基づき乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的な支援が困難な家庭に対し、保健師、助産師等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言を行います。家事支援についてはヘルパーを派遣し、そのほか専門的な訪問支援については要保護児童対策ネットワーク会議を中心に支援方法を検討します。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、平成 26 年度実績(年間延べ件数1世帯 20 件)を基に、算出しています。平成 27 年度以降の実績はありませんが、支援の必要性がある場合は必要に応じて対応します。

確保方策については、市保健師等専門職による相談体制を維持し、十分な支援体制を整えます。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延人数)		20	20	20	20	20
確保 方策	実施体制(人)	6	6	6	6	6
	実施機関	逗子市	逗子市	逗子市	逗子市	逗子市
	委託団体等	—	—	—	—	—

※ 家事支援に関しては、対象者が発生した際(必要時)に随時、該当団体と契約を結んでいます。

(9) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言そのほかの援助を行う事業です。

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育ての親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月 1 回以上)

② 本市の状況

子育て支援センターは、相談の受け付けを中心に、親子遊びの場(小坪、沼間)2 か所へも巡回相談を実施しています。また、利用者が多いことから、体験学習施設「スマイル」内にある池子ほっとスペースを令和元年度から地域子育て支援拠点としました。既存の市内4か所のほっとスペースは類似施設として設置しています。

子育て支援センター(実績)

区分	来所者	相談	小坪巡回相談	沼間巡回相談
令和3年度 (延数)	2,482 組 5,356 人	面接 1,848 組 電話 17 件	来所者 112 人 相談件数 50 件	来所者 196 人 相談件数 88 件
令和4年度 (延数)	2,805 組 5,924 人	面接 1,540 組 電話 16 件	来所者 124 人 相談件数 38 件	来所者 196 人 相談件数 98 件
令和5年度 (延数)	3,893 組 8,368 人	面接 1,540 組 電話 1,660 件	来所者 186 人 相談件数 66 件	来所者 464 人 相談件数 128 件

ほっとスペース(実績)

区分	池子ほっとスペース	そのほか ほっとスペース(4箇所)
令和3年度 来所者数(延人数)	10,361 人	2,176 人
令和4年度 来所者数(延人数)	13,916 人	2,064 人
令和5年度 来所者数(延人数)	14,513 人	2,389 人

③ 量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績を基に算出した「子育て支援センター」及び市内5か所にある「ほっとスペース」の利用希望年間延べ人数です。

確保方策については、子育て支援センター及び親子遊びの場 2 か所(小坪・沼間)への巡回相談、池子ほっとスペースを含めた市内5か所に設置している「ほっとスペース」を計画として位置付けました。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延人数)	24,376	24,099	24,625	24,348	24,044
確保方策(箇所)	8	8	8	8	8

(10) 一時預かり事業

◆ 一時預かり事業(幼稚園型)

① 事業概要

幼稚園の正規の教育時間(1日4時間が標準)の前後や夏休み期間中等に、在園児を預かり保育します。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、過去の実績に基づく推計により算出しています。確保方策については、各幼稚園で受け入れ可能な人数を基に算出しています。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込	1号認定による利用(延人数)	5,712	5,506	5,211	4,946	4,888
	2号認定による利用(延人数)	7,301	7,069	6,664	6,316	6,258
確保方策(一時預かり事業) (人)		26,980	26,980	26,980	26,980	26,980

◆ 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動事業(病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリーサポートセンター事業)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

① 事業概要

保育所等を利用していない家庭において日常生活の突発的な事情や、社会参加等により家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

令和6年度から近隣の児童養護施設の協力によりトワイライトステイの体制を整えました。現在、実績はありません。

【事業形態】保育所による一時預かり、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、過去の実績に基づいて推計により算出しています。

確保方策について、一時預かり事業では実績の人数を基に算出しています。子育て援助活動支援事業では、ファミリーサポートセンターの活動件数を基に算出しており、今後さらなる支援会員の拡充を図ります。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延人数)		1,501	1,447	1,449	1,416	1,393
確保方策	一時預かり事業(延人数) (在園対象型を除く)	189	186	189	186	183
	子育て援助活動事業(延人数) (病児・緊急対応強化事業を除く)	1,307	1,256	1,256	1,225	1,205
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ) (延人数)	5	5	5	5	5

(11) 子育て援助活動支援事業 (病児・病後児保育事業)

① 事業概要

この事業は多くの自治体で病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業として実施されています。本市においては、ファミリーサポートセンター事業のなかで子育て援助活動事業(病児・緊急対応強化事業)で病児・病後児を預かる事業として実施しています。

② 量の見込と確保方策

量の見込みについては、ファミリーサポートセンターでの実績等を基に算出しました。

確保方策については、今後も病児・病後児預かりを行う支援会員向けの研修を実施し、病児・病後児研修を受講した支援会員数と支援会員一人当たりの対応数としています。病児・病後児保育事業の要望は一定数あり、設置に向けて関係機関と連携しながら進めていきます。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込		210	210	210	210	210
確保 方策	病児・病後児保育事業	延人数	200	200	200	200
		確保数 (箇所)	1	1	1	1
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)	延人数	10	10	10	10

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

① 事業概要

安心して子育てができるよう、地域の人たちがお互いに助け合っていくことをめざし、乳幼児や小学生を預かって欲しい保護者と、預かる意思のある者の会員制による相互援助活動を推進する事業です。具体的には、保護者に代わり幼稚園や保育所への送り迎えやお迎え後の一時預かり、病児・病後児預かり等多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

※ この項目では就学後の児童がファミリーサポートセンター事業を利用する見込みを算定しています。

② 本市の状況

区分	依頼会員 (実人数)	支援会員 (実人数)	両方会員 (実人数)	活動件数 (延件数)	活動時間数 (延時間)
令和3年度	1,275	245	189	2,565	4,812
令和4年度	1,274	252	190	3,038	5,143
令和5年度	1,285	230	185	2,400	4,093

③ 量の見込と確保方策

量の見込については、ファミリーサポートセンターを利用する小学生の実績を基に、ファミリーサポートセンターの利用率や小学生の推計人口を勘案し、算出しました。量の見込に対応するためにも支援会員数を増やし対応していきます。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(人)	628	617	598	570	548
確保方策 (支援会員数)(人)	294	358	422	486	550

※ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)の未就学児に関しては、＜(10)一時預かり事業＞における子育て援助活動事業において量と見込みの確保を算出しています。

(13) 妊婦に対する健康診査

① 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、

- (1)健康状態の把握
- (2)検査計測
- (3)保健指導

を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠後母子健康手帳と一緒に、全14回分の妊婦健康診査補助券(1万2千円補助1回、5千円補助13回)を妊婦へ給付しています。また、里帰りで県外の医療機関を利用する場合等で補助券が使用できない時は、出産後健診費用について償還払いとして対象者へ還付を実施しています。双子以上の多胎児を妊娠している場合は、健診回数が通常より多くなることから、その分の補助内容を充実しています。令和元年度から産後健診を1回から2回に充実させ、産後ケア事業を開始したことで妊婦の不安解消に努めます。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、令和5年度実績(3,695件)を基に、こどもの数の推計値を勘案し、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたものです(年間延べ受診回数)。

確保方策については、検査項目13は、法定の検査項目です。母子ともに安心して出産することを目的として、妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、今後も費用の助成を行うとともに、今後助成額の拡充を検討します。

また、妊婦健康診査の受診勧奨を積極的に行います。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延件数)		3,444	3,402	3,472	3,444	3,402
確保 方策	実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等
	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	検査項目(件)	13	13	13	13	13
	検査時期	-----	-----	-----	-----	-----

(14) 妊婦等包括相談支援事業〔新規〕

① 事業概要

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行います。

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

② 量の見込と確保方策

妊娠届の提出数は年々減少傾向にあります。1世帯当たり最低計3回(妊娠届提出時に妊婦を対象に1回、出産届提出時に夫を対象に1回、乳児家庭全戸訪問時に1回)の面接を実施しています。

こども家庭センターの相談対応回数は、面談実施合計回数を賄える回数を確保しております。

妊婦等包括相談支援事業

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	妊娠届出数(実人数)	270	250	235	225	220
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	810	750	705	675	660
確保方策	こども家庭支援センター 相談対応回数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	上記以外の業務委託 回数	—	—	—	—	—

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

① 事業概要

保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満の乳幼児を対象に、保育所や認定こども園等の施設で、月10時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。

また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援等を行います。

② 量の見込と確保方策

量の見込みやニーズに注視し、市内保育所等と連携し、適切な受け皿を確保しながら国の開始時

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児	量の見込(延人数)		13,200	13,080	12,960	12,720
	確保方策(延人数)		13,200	13,080	12,960	12,720
1歳児	量の見込(延人数)		16,680	16,440	16,320	16,080
	確保方策(延人数)		16,680	16,440	16,320	16,080
2歳児	量の見込(延人数)		15,840	17,280	17,160	16,920
	確保方策(延人数)		15,840	17,280	17,160	16,920

期である令和8年度から実施を行います。

(16) 産後ケア事業〔新規〕

① 事業概要

母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行います。

② 量の見込と確保方策

出生数は減少傾向にあります。利用者の自己負担額の減少や制度改定等により、利用者数は増加傾向にあります。量の見込みに対応可能な体制を整えます。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込	宿泊型(日数)	150	180	210	230	250
	通所型(延人数)(人)	20	20	20	20	20
	訪問型(延人数)(人)	20	20	20	20	20
確保方策	宿泊型(日数)	150	180	210	230	250
	通所型(延人数)(人)	20	20	20	20	20
	訪問型(延人数)(人)	20	20	20	20	20

(17) 親子関係形成支援事業《児童福祉法》

① 事業概要

対象年齢:0～17歳

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談の受け付けや助言を行います。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等そのほかの必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

② 量の見込みと確保方策

令和6年度から「こどもとの付き合い方講座」、「こどものICTとの付き合い方講座」を開始し、臨床心理士、保健師、保育士や子ども相談員が担当しています。令和6年度の実績を基に、算出しました。量の見込みに対応可能な体制を整えます。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(実人数)	30	35	40	45	50
確保方策(実人数)	30	35	40	45	50

(18) 子育て世帯訪問支援事業《児童福祉法》

① 事業概要

対象年齢:0～17歳

こども家庭センターの職員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

② 量の見込みと確保方策

令和6年度(本計画作成時点)までの傾向として、訪問対象世帯が約50世帯であり、1世帯当たり平均として2件程度であることから、100件としました。こどもの数が減っていますが、一方相談者は増加傾向にあるため、相談数を横ばいとしました。量の見込みに対応可能な体制を整えます。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(延人数)	100	100	100	100	100
確保方策(延人数)	100	100	100	100	100

(19) 児童育成支援拠点事業《児童福祉法》

① 事業概要

対象年齢:6～17歳

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

② 量の見込みと確保方策

令和6年度までの実績を基に算出しました。今後、事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える児童等に対しては、関係機関と連携を図りながら対応していきます。量の見込みに対応可能な体制を整えます。

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込(実人数)	10	10	10	10	10
確保方策(実人数)	10	10	10	10	10

第7章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

- ◆ 「逗子市子ども・子育て会議条例」に基づき市長の諮問機関である「逗子市子ども・子育て会議」を設置し、事業計画及び本市の子ども・子育て支援に関する円滑な事業運営を推進するとともに、子ども・子育てに関する問題提起や意見等を市に対して行います。
- ◆ 本計画の推進にあたって、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所等子ども・子育て支援事業者、学校、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら施策を推進していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、的確に事業に反映させます。

2 計画の進行管理

本市の計画体系は、全ての計画を総合計画の下に体系化し、総合計画・基幹計画・各個別計画の三層を連動させ、一体的に計画の実現を推進していくことから、個別計画・基幹計画における審議会等での意見聴取を経て、総合計画審議会が進行を管理します。

(1) 逗子市子ども・子育て会議等において計画の進捗状況を評価・検証

本計画では、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「逗子市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議および子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況を把握し、点検、評価等を各年度で行います。

(2) 福祉、教育、保健等の庁内関係課との連携・調整

本計画を効率的・効果的に実施するためには、子育て支援課のみならず、本市の子育てに関わる関係課と連携し取り組む必要があります。また、子ども・子育て会議等での意見等も踏まえ、新たな課題等に対しては関係課との連携・調整を図ります。

(3) 計画の周知・浸透

市民にとって本計画を分かりやすく、利用しやすいものとするため、本計画の進行状況を市の広報やホームページ等により公表します。

(4) 社会情勢の変化等を踏まえた施策の充実や見直し

社会情勢の変化や国や県等の動向、本市の総合計画や財政状況等を踏まえ、必要に応じて計画の充実や見直しを図ります。

第8章 子育て支援施策の現状とこども・若者の意見収集

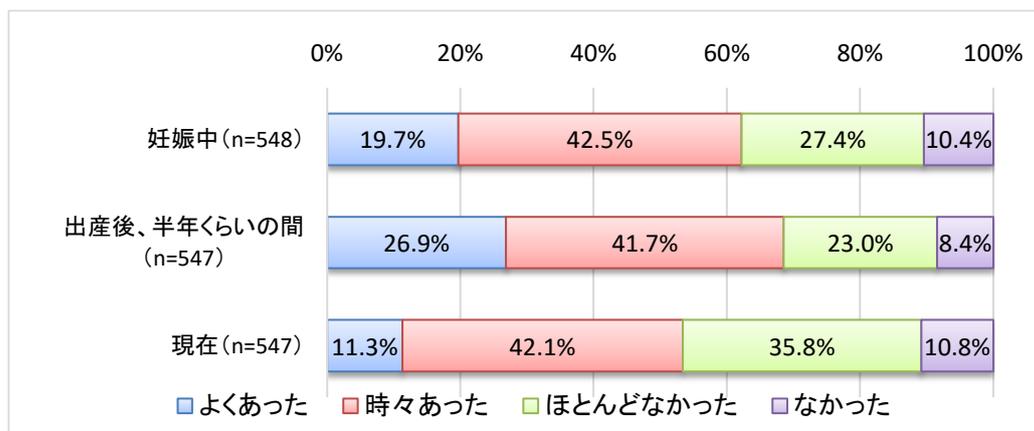
1 子育て支援施策の現状

「逗子市子ども・子育て支援事業計画の策定」に伴うアンケート調査結果(未就学児の保護者向け調査)による主な特徴と関連する事業から子育て支援事業について課題と現状を整理しました。

(1) 妊娠期から出産後まで

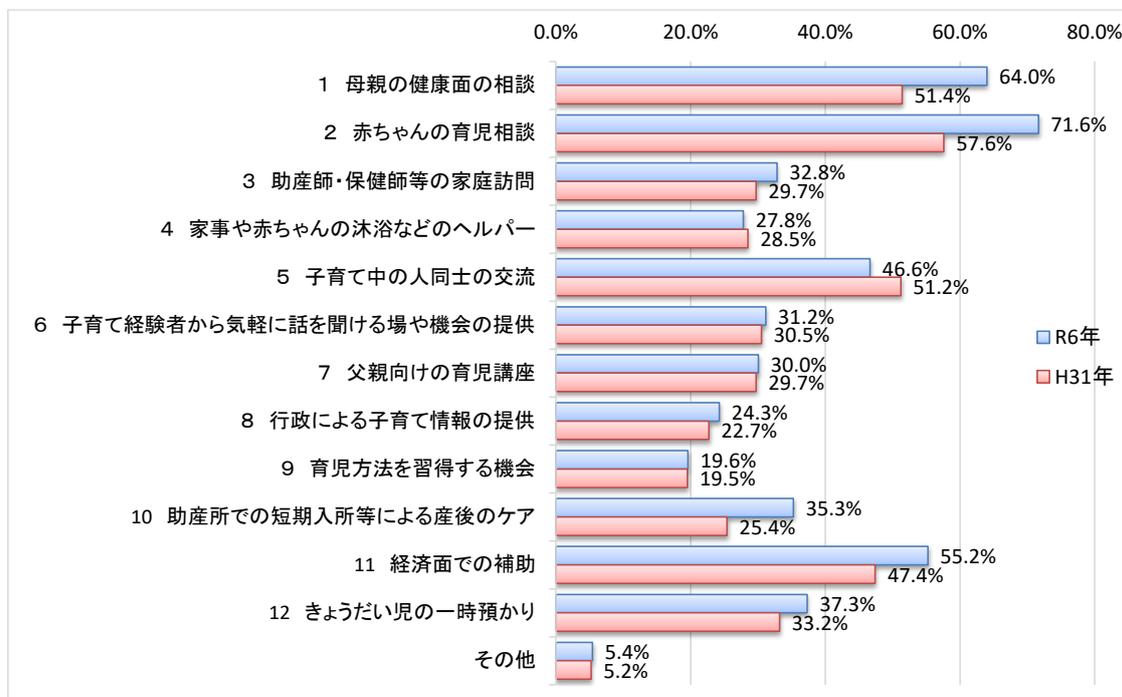
対応する主な子育て支援事業:「妊婦健診事業」「妊産婦・乳児訪問事業」
「妊産婦・乳幼児教室事業」「乳幼児健診事業」
「産後ケア事業」

妊娠中から出産後半年くらいの間は、不安を感じたり自信が持てなくなったりする方が半数を超え、とくに、出産後半年くらいの間では「よくあった」方が26.9%、「時々あった」と合わせると68.6%となっています。



妊娠中・出産後重要なサポートとしては、「赤ちゃんの育児相談」「母親の健康面の相談」「経済面での補助」を上げる方が、それぞれ 71.6%、64.0%、55.2%で、5割を超え、「子育て中の人同士の交流」が 46.6%で続いています。

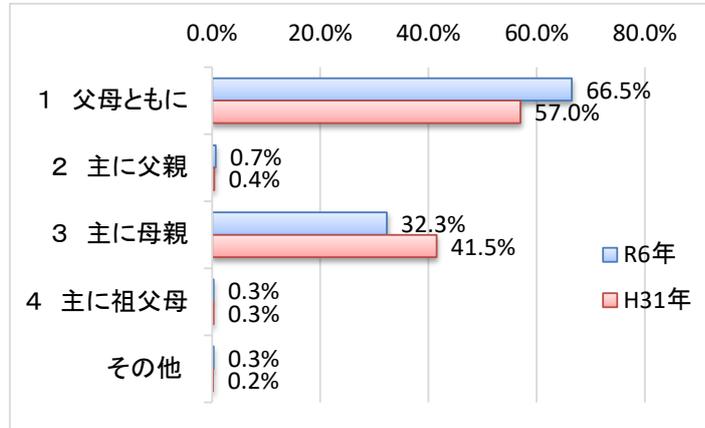
これを平成 31 年と比較すると、「助産所での短期入所等による産後のケア」「母親の健康面の相談」「経済面での補助」「きょうだい児の一時預かり」の需要が増えている一方、「子育て中の人同士の交流」「家事や赤ちゃんの沐浴等のヘルパー」の需要が減っています。



(2) 子育ての環境について

① 主に子育てを行っている方

主に子育てを行っている方について、「父母ともに」が66.5%で最も多く、「主に母親」が32.3%と3割を超えています。「主に父親」はわずか0.7%です。父親の積極的な関与が望まれます。これを平成31年調査と比較すると、「父母ともに」が若干の増加傾向にあります。

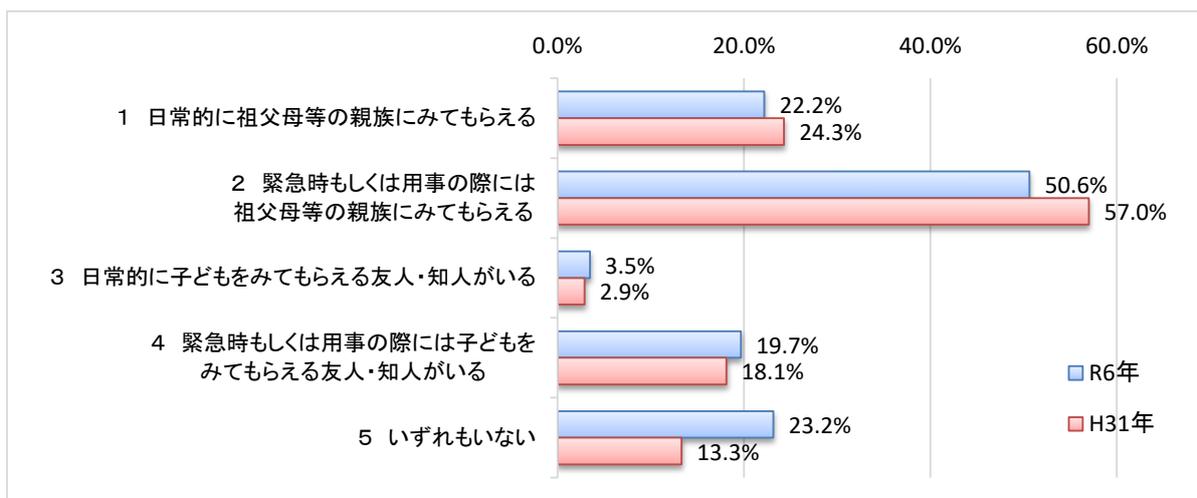


② 緊急時の協力体制

対応する主な子育て支援事業:「ファミリーサポートセンター」

子どもをみてもらえる親族・知人の有無に関して、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」人がいない方が23.2%と2割を超えています。子育てを支える環境の整備が求められています。

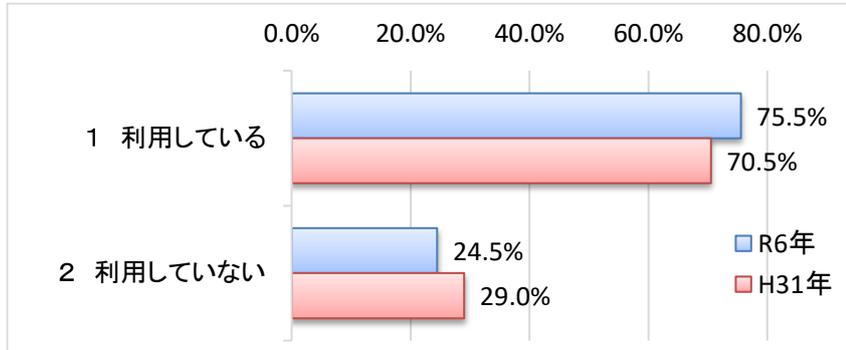
これを平成31年調査と比較すると、いずれもない方の構成比が高くなっています。



③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

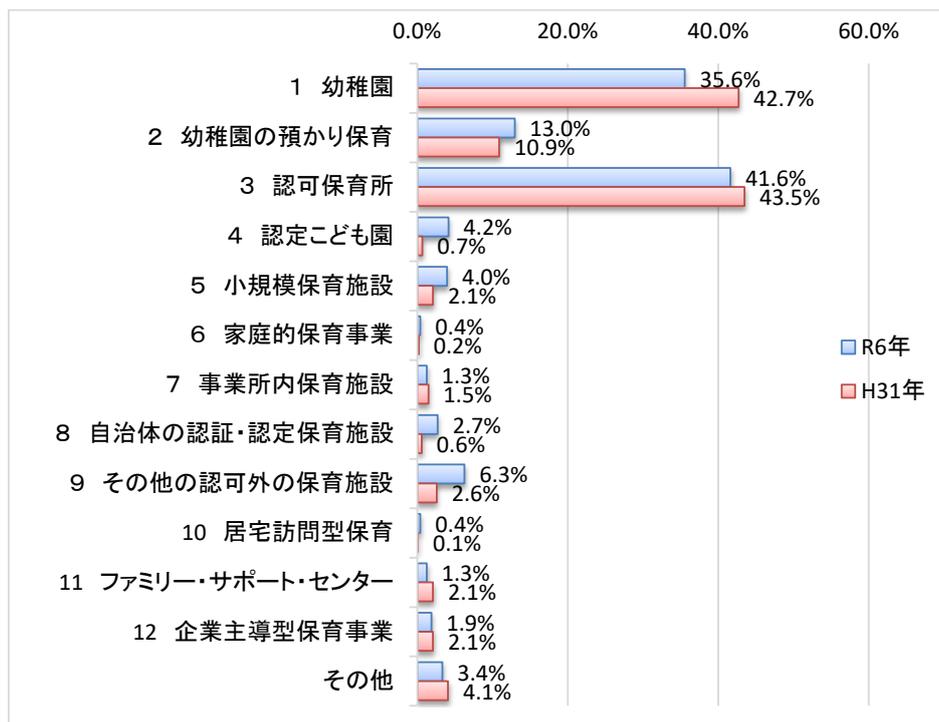
利用状況・利用意向の現状からみて定期的な教育・保育事業利用の有無をみると、「利用している」は75.5%、「利用していない」は24.5%となっています。

これを平成31年調査と比較すると、「利用している」方の構成比が高くなってきています。



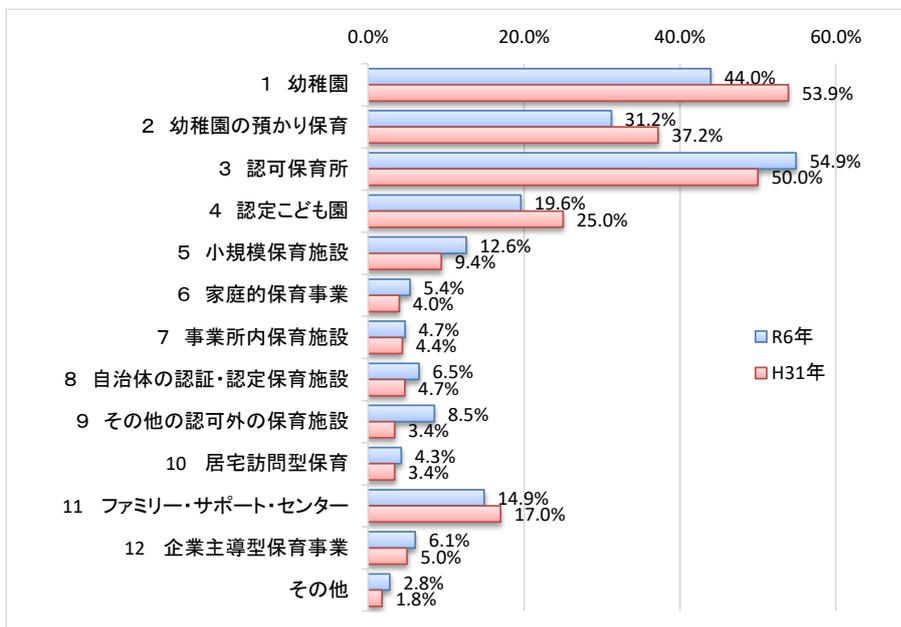
定期的にご利用している具体的事業では、「認可保育所」「幼稚園」が、それぞれ41.6%、35.6%で、多くなっています。そのほか、「幼稚園の預かり保育」が13.0%となっています。

これを平成31年調査と比較すると、「幼稚園」、「認可保育所」の利用が減少傾向にあり、「認定こども園」「自治体の認証・認定保育施設」等、様々な事業の利用が増加傾向にあります。



定期的に利用することを希望する具体的事業では、「認可保育園」が 54.9%で、5割を超え、「幼稚園」44.0%、「幼稚園の預かり保育」が 44.0%、「認定こども園」が 19.6%で続きます。

これを平成 31 年調査と比較すると、「認可保育所」「小規模保育施設」「認可外の保育施設」等の希望が増えています。

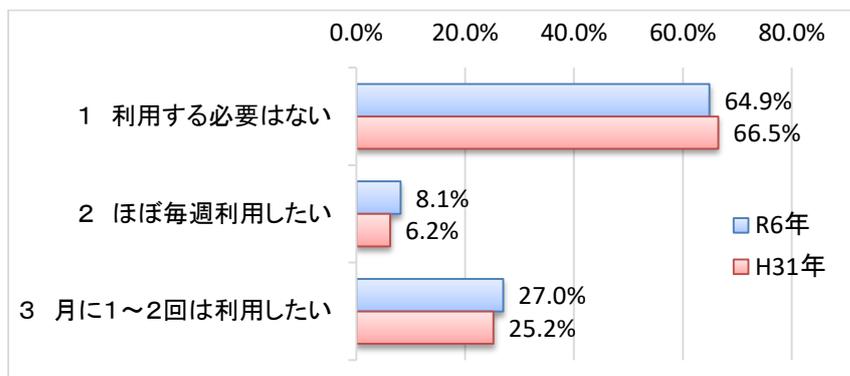


④ 土曜や長期休暇中の定期的な教育・保育事業

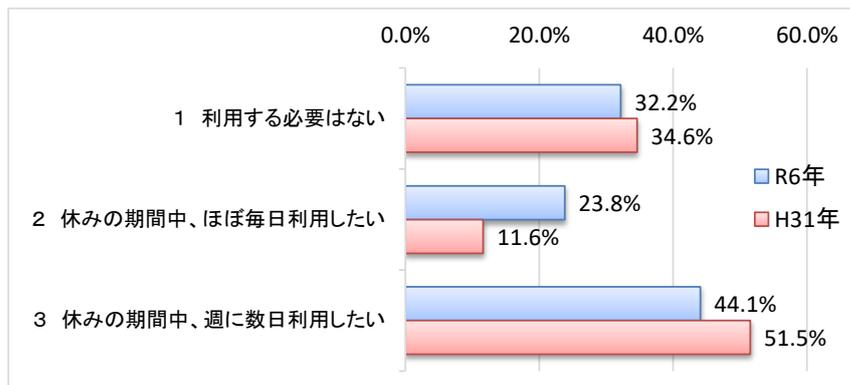
土曜の定期的な教育・保育事業が必要なサービスの利用意向をみると、定期的な教育・保育事業では土曜日の利用は必要ないと考える方が、64.9%で、多い傾向にあります。

長期休暇中に「休みの期間中、週に数日利用したい」との意向を持つ方が 44.1%と 4 割を超えています。

【土曜日】



【長期休暇中】

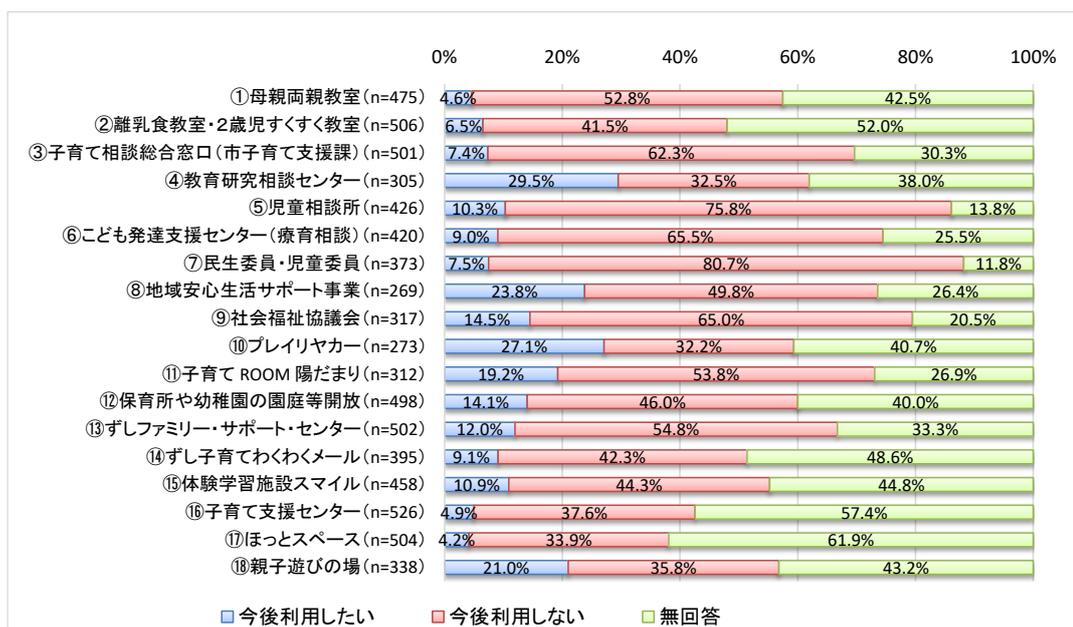


⑤ 希望が多い地域子育て支援拠点事業の利用

認知度が高い事業については「ほっとスペース」「母親両親教室」「子育て支援センター」「離乳食教室・2歳児すくすく教室」等の割合が大きく、利用している事業では「ほっとスペース」「子育て支援センター」「離乳食教室・2歳児すくすく教室」の割合が大きい。

利用したい事業では「教育研究相談センター」「地域安心生活サポート事業」「プレイリヤカー」「親子遊びの場」の割合が大きい。

区 分	事業を知っている (%)	利用したことがある (%)	今後利用したい (%)
①母親両親教室	95.4	37.9	4.6
②離乳食教室・2歳児すくすく教室	93.5	45.5	6.5
③子育て相談総合窓口（市子育て支援課）	92.6	23.0	7.4
④教育研究相談センター	70.5	8.5	29.5
⑤児童相談所	89.7	3.5	10.3
⑥こども発達支援センター（療育相談）	91.0	16.4	9.0
⑦民生委員・児童委員	92.5	4.3	7.5
⑧地域安心生活サポート事業	76.2	2.6	23.8
⑨逗子市社会福祉協議会	85.5	6.0	14.5
⑩プレイリヤカー	72.9	13.6	27.1
⑪子育てROOM陽だまり	80.8	7.7	19.2
⑫保育所や幼稚園の園庭等開放	85.9	25.9	14.1
⑬ずしファミリー・サポート・センター	88.0	21.3	12.0
⑭ずし子育てわくわくメール	90.9	39.5	9.1
⑮体験学習施設「スマイル」	89.1	33.8	10.9
⑯子育て支援センター	95.1	52.5	4.9
⑰ほっとスペース	95.8	57.7	4.2
⑱親子遊びの場	79.0	22.2	21.0



⑥ 病気の際の対応－病児・病後児保育事業の利用ニーズ

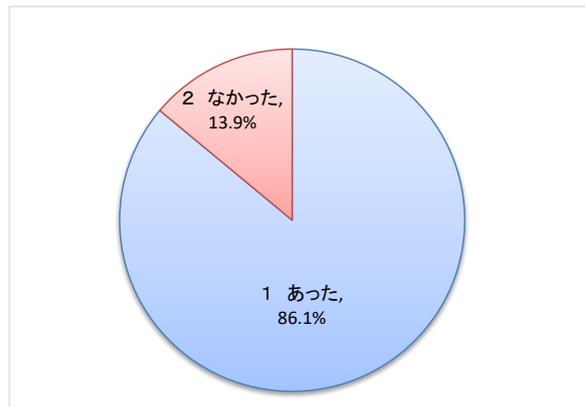
対応する主な事業：ファミリーサポートセンターの病児・病後児預かり

定期的教育・保育事業利用者で子どもが病気の際の対応は、「母親が休んだ」が79.3%で最も多く、「父親が休んだ」が49.7%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」がそれぞれ25.2%で、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が20.8%で続きます。

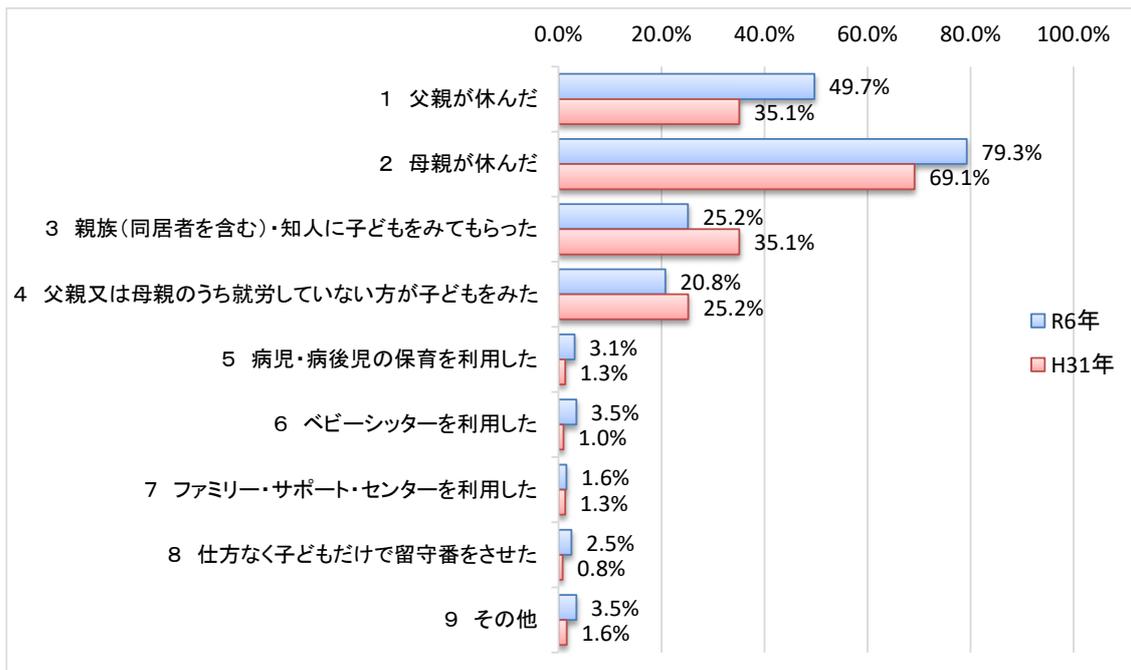
父母が休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は56.4%となっています。その際の望ましいと思う事業形態では、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が82.1%で最も多く、「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が59.3%で続きます。

定期的教育・保育事業利用者で子どもが病気の際の対応で、父母が休んだ以外の対処を行った方のうち、10.5%が「仕事を休んで看することは非常に難しい」と考えて休まなかったという結果でした。理由としては30.0%の方が「子どもの看護を理由に休みがとれない」「自営業なので休めない」を挙げていました。

【病気やケガで通常の事業が利用出来なかったこと】

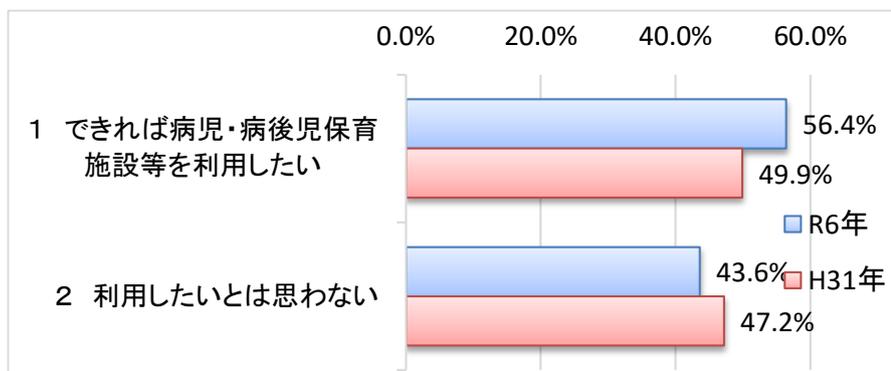


【病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処方法】



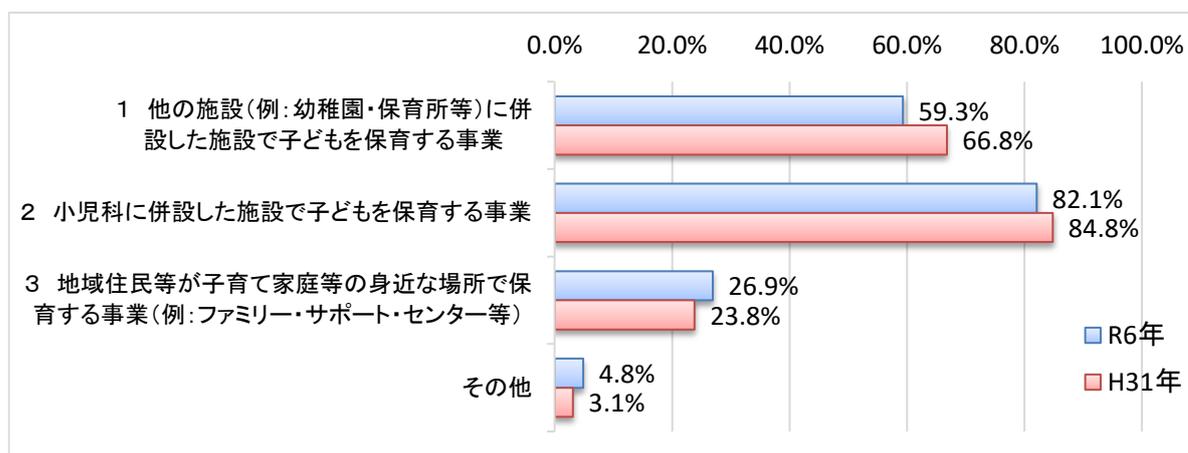
父母が休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」のほうが「利用したいとは思わない」を逆転して多くなりました。

【父母が休んだ際の病児・病後児の保育施設等の利用意向】



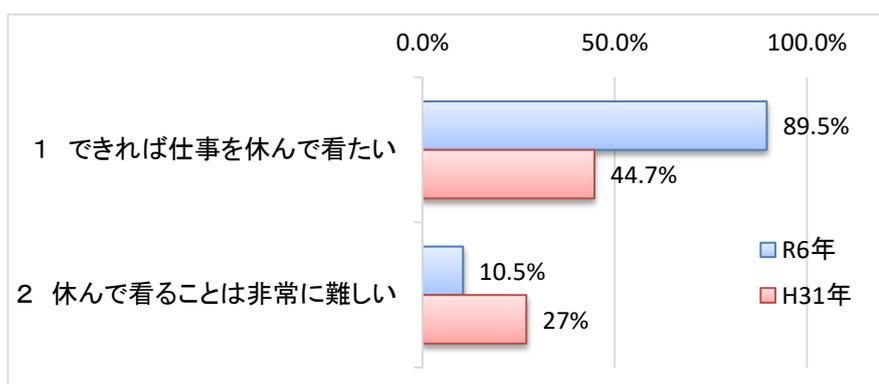
利用する場合の望ましいと思う事業形態では、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が増えています。

【利用する場合の望ましいと思う事業形態】

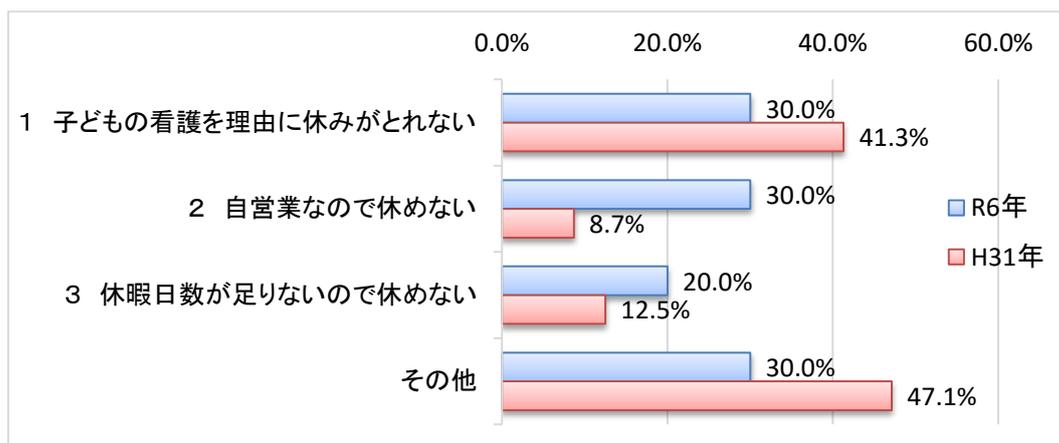


定期的教育・保育事業利用者で子どもが病気の時の対応で、父母が休んだ以外の対応を行った方がそのように対応した理由では、「できれば仕事を休んで看たい」の割合が増え、「休んで看ることは非常に難しい」の割合がやや減少しています。

【父母が休んだ以外の対応を行った方の休暇取得に対する意向】

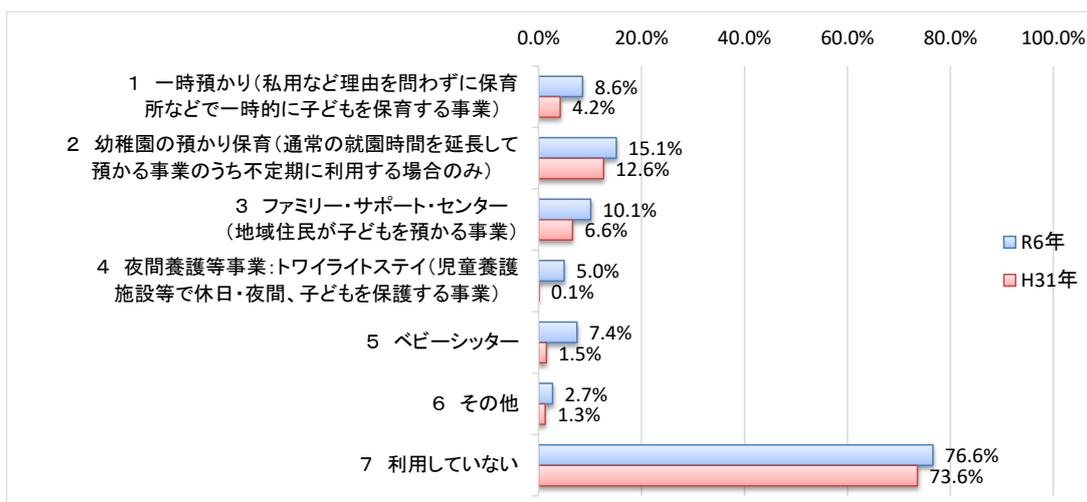


【休んで見ることは非常に難しい理由】



⑦ 不定期で利用している教育・保育事業等の利用ニーズ

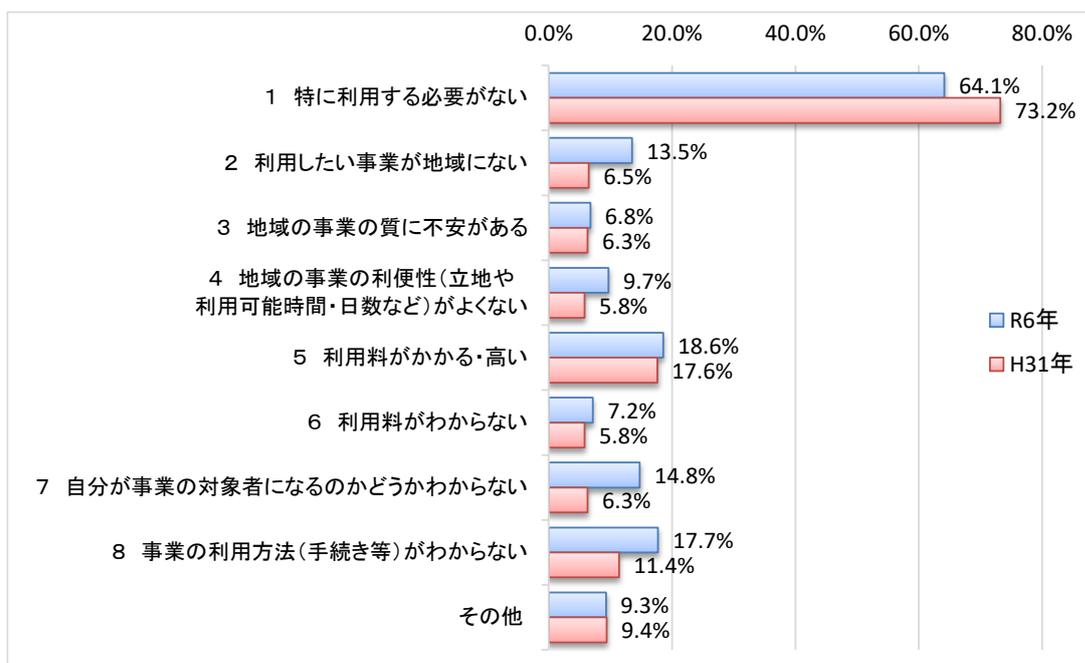
私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業では「幼稚園の預かり保育」が15.1%で最も多く、「ファミリー・サポート・センター」「一時預かり」「ベビーシッター」が続きます。



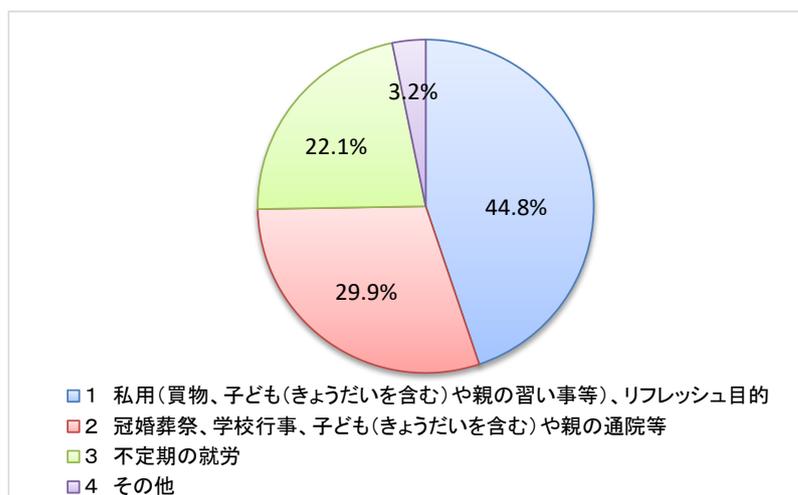
「利用したい」と回答した方の利用の目的では「私用、リフレッシュ目的」が44.8%で最も多く、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」29.9%、「不特定の就労」が22.1%が続いています。

その際、預けるのに望ましいと思う事業形態は「大規模施設で子どもを保育する事業」が70.1%で最も多く、「小規模施設で子どもを保育する事業」が56.2%、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」が35.8%が続いています。

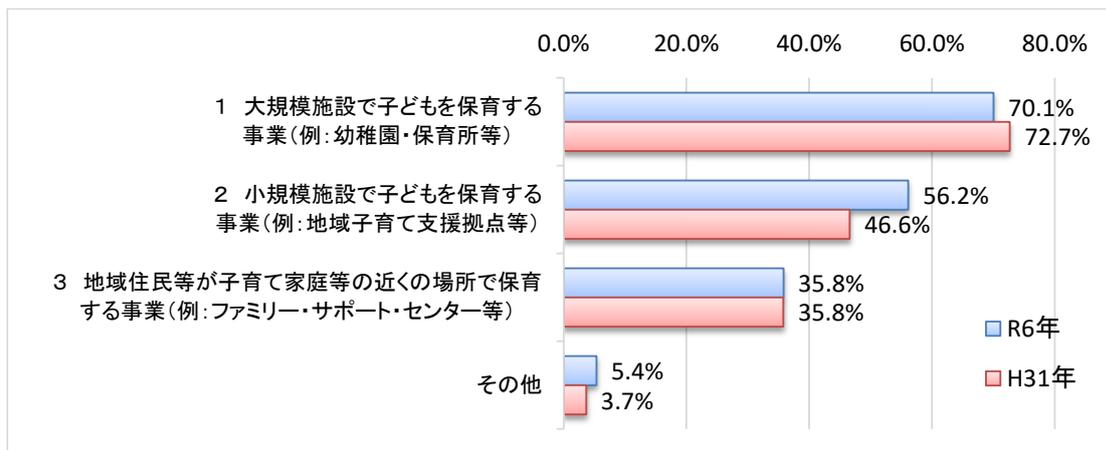
【不定期での教育・保育事業等の利用意向】



【利用したいと回答した方の利用目的】



【利用したいと回答した方の預けるのに望ましいと思う事業形態】

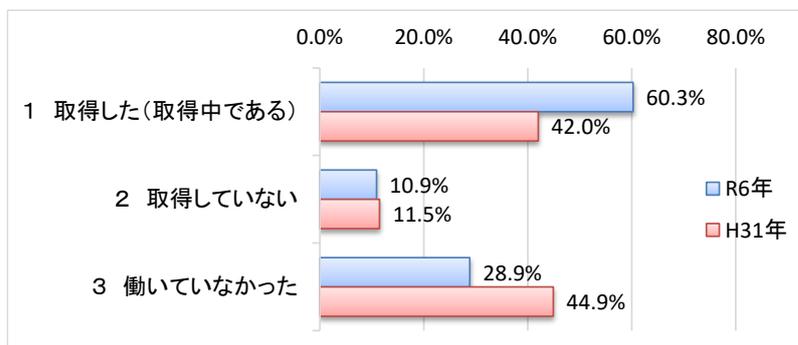


⑧ 求められるワークライフバランスー現状からみて

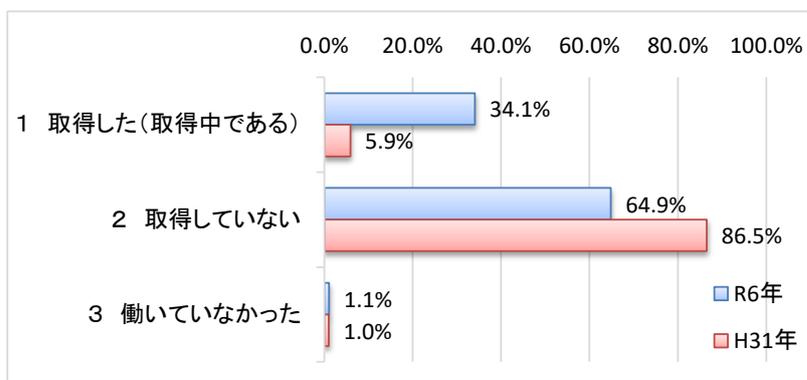
母親の育児休業取得状況をみると、「取得した(取得中である)」が60.3%で最も多く、「働いていなかった」が28.9%、「取得していない」が10.9%で続きます。

これを父親で見ると、「取得していない」が64.9%で最も多く、「取得した(取得中である)」は34.1%となっています。

母親

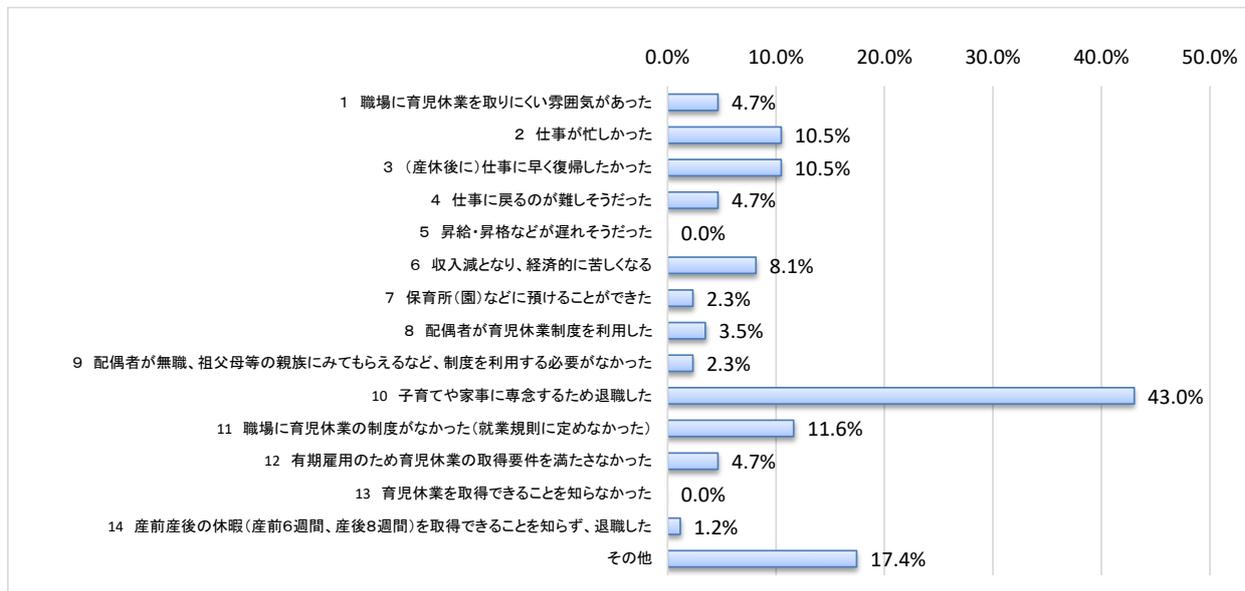


父親

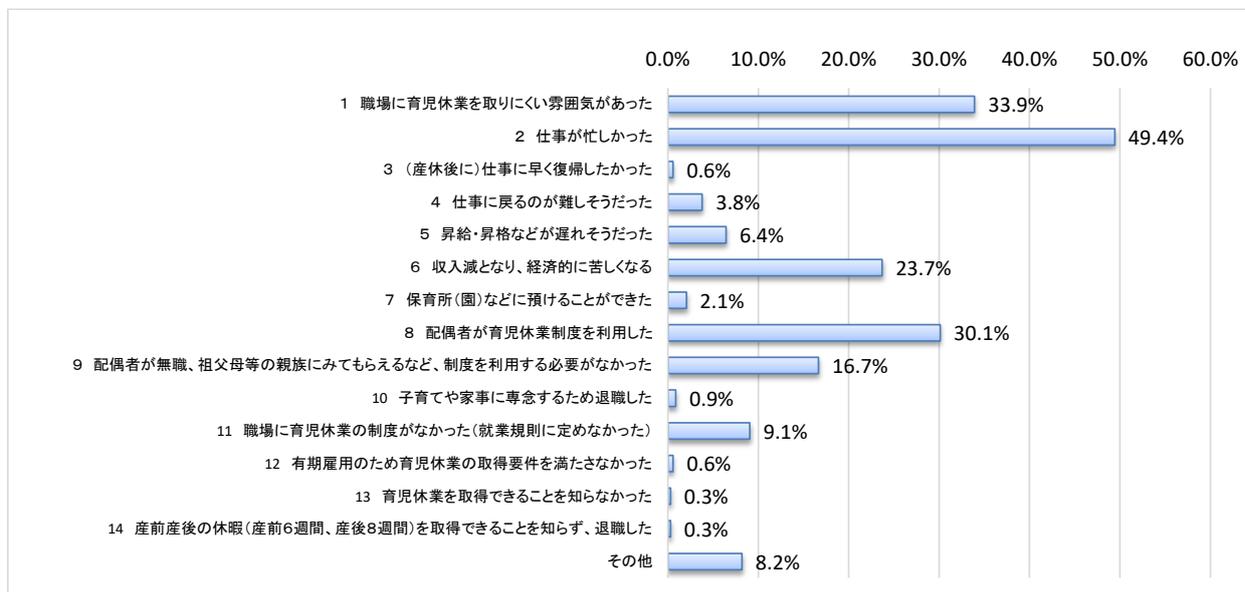


育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が43.0%で最も多く、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めなかった)」が続きます。父親では「仕事が忙しかった」が49.4%で最も多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が続きます。

母親



父親

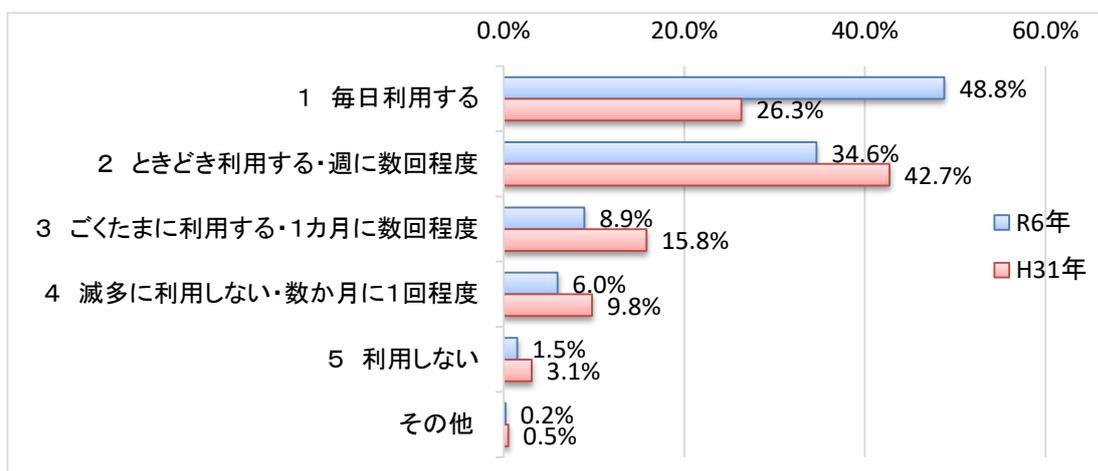


(3)子育て支援施策環境の整備

① 子育てに関するインターネット利用頻度

子育てに関するインターネット利用頻度をみると、「毎日利用する」が48.8%で最も多く、「ときどき利用する・週に数回程度」と続きます。「ごくたまに利用する・1カ月に数回程度」、「減多に利用しない・数カ月に1回程度」は1割に満たない状況です。

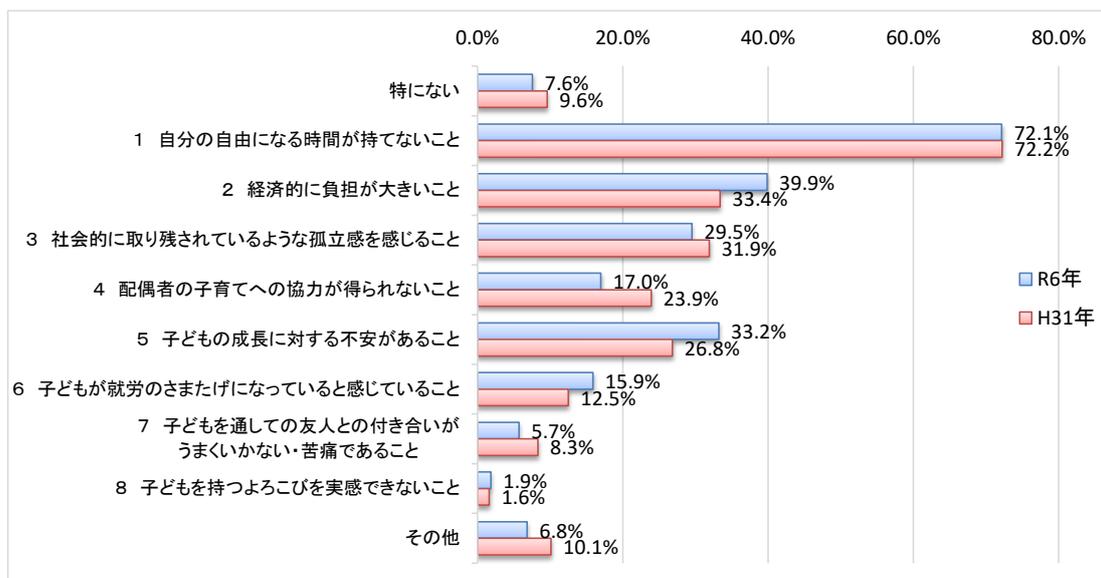
これを平成31年調査と比較すると、「毎日利用する」が増える等、利用頻度が格段に高くなっています。



② 子育てでつらかったこと

子育てでつらかったことをみると、「自分の自由になる時間が持てないこと」が72.1%で最も多く、「経済的に負担が大きいこと」「子どもの成長に不安があること」が、それぞれ39.9%、33.2%と3割台で続いています。

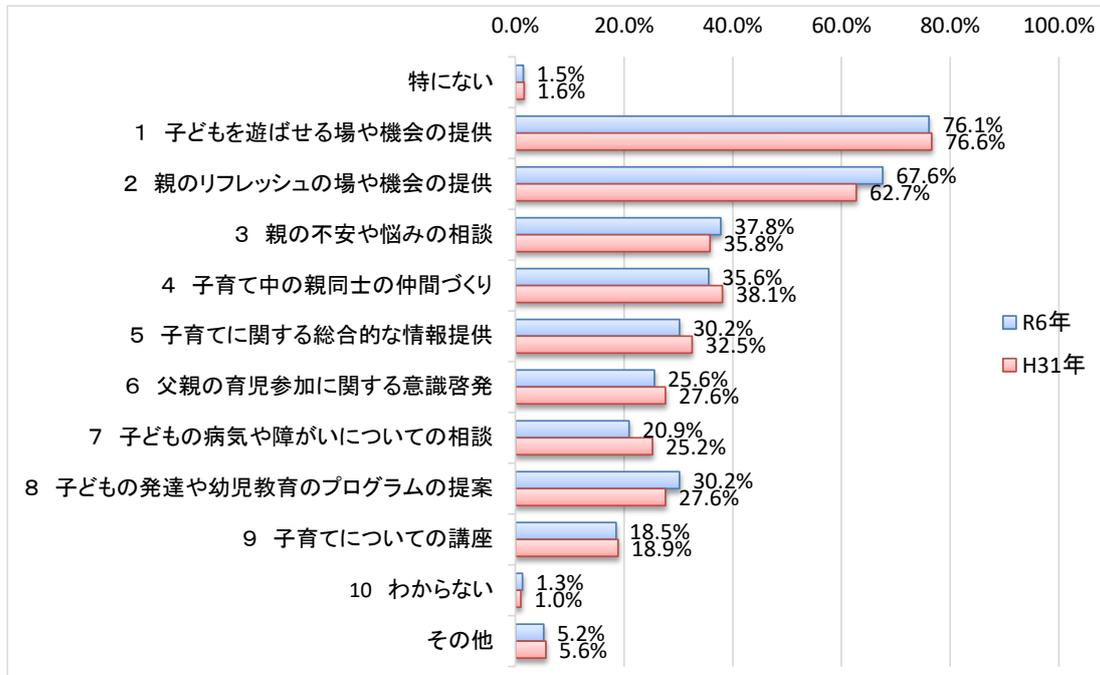
これを平成31年調査と比較すると、「子どもの成長に対する不安があること」が増えています。



③ 子育てを楽しく安心して行うために必要なサービス

子育てを楽しく安心して行うために必要なサービスをみると、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が76.1%で最も多く、「親のリフレッシュの場や機会の提供」が67.6%と6割を超え、そのほか「親の不安や悩みの相談」「子育て中の親同士の仲間づくり」等が、それぞれ37.8%、35.6%と3割台で続きます。

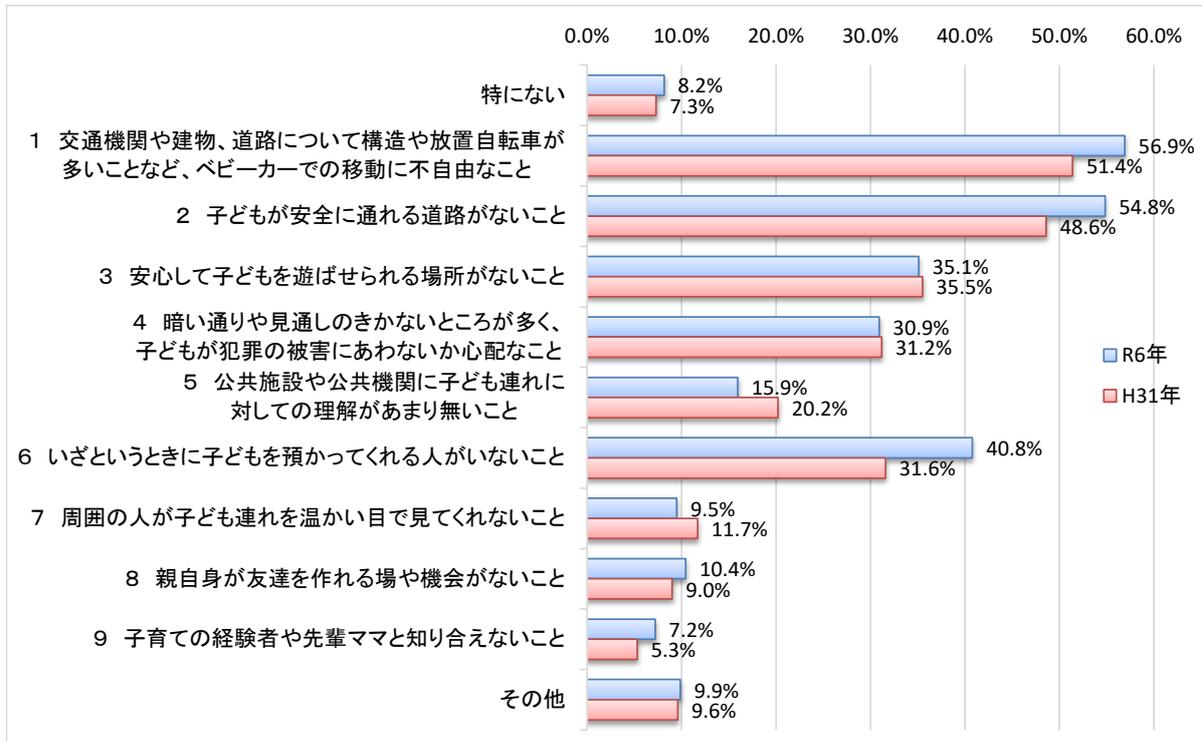
これを平成31年調査と比較すると、「親のリフレッシュの場や機会の提供」「子どもの発達や幼児教育のプログラムの提案」等が増えています。



④ 子育てで困ること・困ったこと

子育てで困ること・困ったことをみると、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多くのことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」が56.9%、「子どもが安全に通れる道路がないこと」が54.8%と5割を超えて最も多く、「いざというときに子どもを預かってくれる人がいないこと」「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」等が続いています。

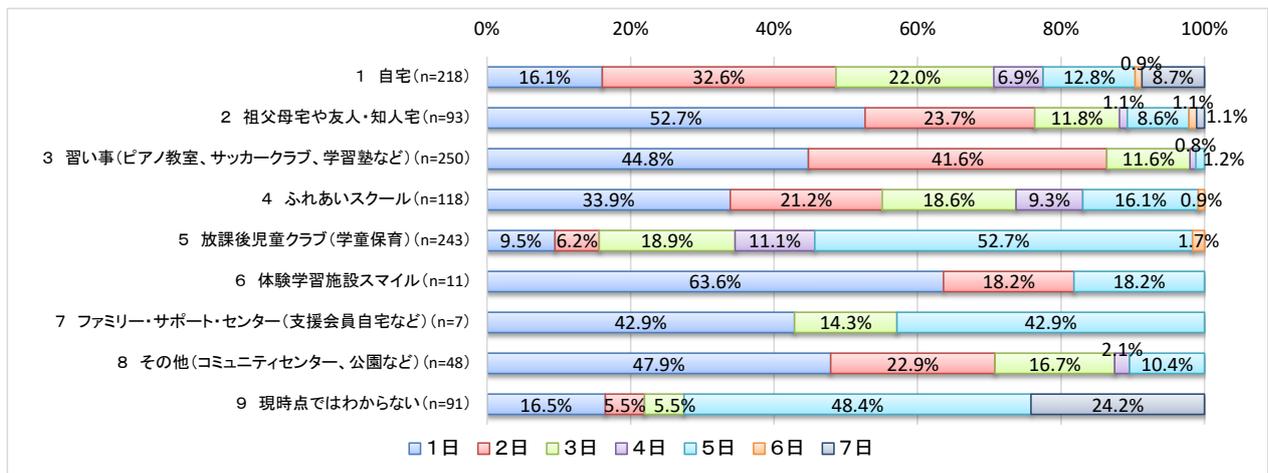
これを平成31年調査と比較すると、「公共施設や公共機関に子ども連れに対しての理解があまりないこと」「周囲の人が子ども連れを温かい目で見てくれないこと」が減ってきています。



(4)放課後児童クラブ事業

① 低学年に平日に放課後に過ごさせたい場所

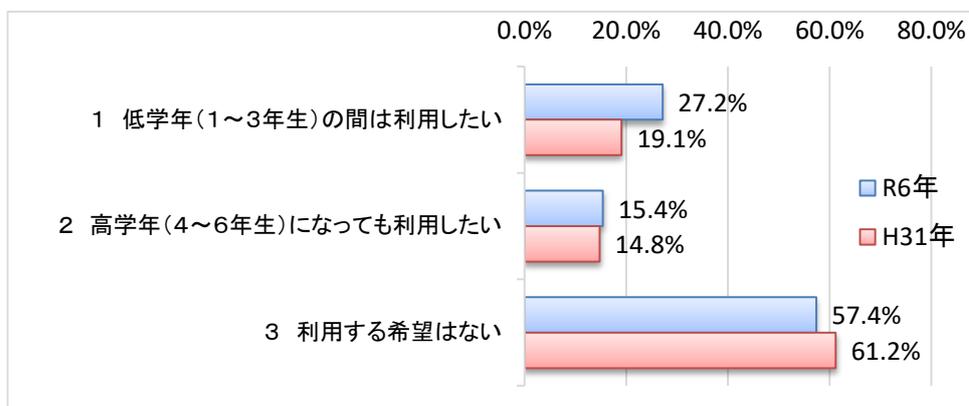
低学年の間平日に放課後に過ごさせたい場所をみると、「習い事」が50.3%で最も多く、「自宅」「ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」が、それぞれ41.8%、39.9%、39.5%と4割前後で続きます。



② 土曜日の放課後児童クラブの利用希望

土曜日の放課後児童クラブの利用希望をみると、「利用する希望はない」が57.4%で最も多く、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が27.2%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が15.4%で続きます。

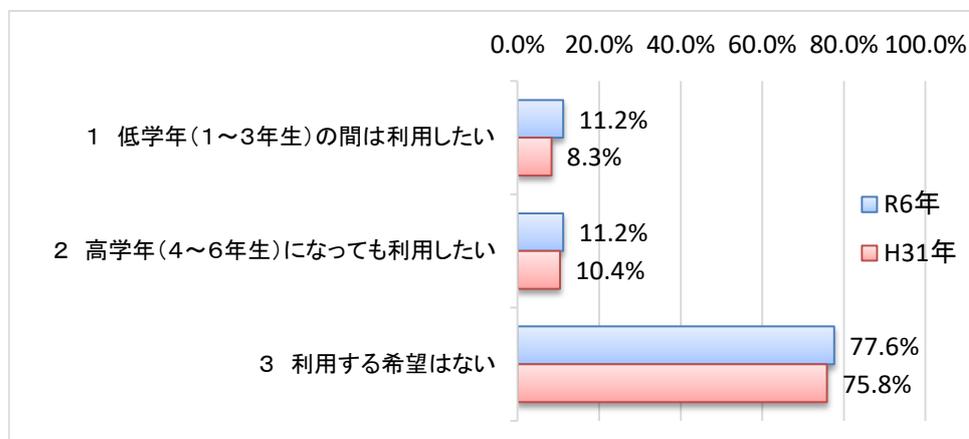
これを平成31年調査と比較すると、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が増え、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」も微増しています。また、「利用する希望はない」は減っています。



③ 日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望

日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望をみると、「利用する希望はない」が77.6%で最も多く、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」「高学年(4～6年生)になっても利用したい」がそれぞれ11.2%となっています。

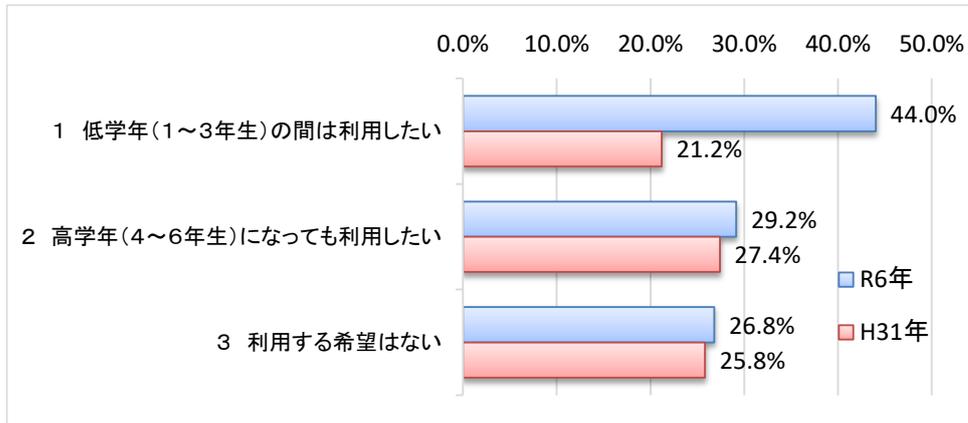
これを平成31年調査と比較すると、「利用する希望はない」が増えています。



④ 長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望をみると、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が44.0%で最も多く、「高学年(4年～6年生)になっても利用したい」「利用する希望はない」が29.2%、が26.8%で続きます。

これを平成31年調査と比較すると、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が大幅に増えています。



2 こども・若者の意見収集

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すため、こども・若者の意見を募るため、WEB アンケートやポータルサイトを利用して意見募集、スポーツの祭典のブースでこどもから意見を聴取しました。

- (1) 市内在住の中高生にアンケートを郵送し、中高生から回答をもらいました。結果は P.83以降を確認ください。
- (2) ポータルサイトえがおや体験学習施設「スマイル」で講座参加者にアンケートを配布し、意見を募集しています。
- (3) 令和 6 年10月20日(日)に開催されたスポーツの祭典にブースを設置し、22 名のこども達から意見を聴取しました。
 - テーマ「こんな社会(逗子市)になったらいいなと思うことを教えてください。」
 - 回 答(原文どおり。漢字は補足)
 - ① 鎌倉みたいな逗子にしてね
 - ② いい逗子にしてね
 - ③ 今のままでいいです
 - ④ 好き勝手にできて、平和で暮らせてこどもが多い、ずっと死んでも天国でみんなで遊べる
 - ⑤ 大きい逗子、人がいっぱい増えて友達がいっぱい
 - ⑥ 今のまま、海も森もきれいでいてほしい
 - ⑦ 子供が思いっきり遊べるまち。公園が少ないのもっとフリーに遊べるところが欲しい
 - ⑧ 公園を増やしてほしい
 - ⑨ 公園がいっぱいあるまち
 - ⑩ 遊べるところがいっぱいほしい。
 - ⑪ ボールで遊べる公園があるといいです
 - ⑫ 細い道を広くしてほしい(消防車が通れないから)
 - ⑬ 階段じゃなくて、滑り台で降りたい
 - ⑭ お城が欲しい
 - ⑮ 友達と仲良くなって家で仲良く暮らしたい。友達とロボットを作って遊びたい
 - ⑯ 逗子にアスレチックがあったら楽しいと思います
 - ⑰ 恐竜博物館かプラネタリウムが欲しい
 - ⑱ ライオンが触れる動物園がいい、猫とか犬が街に歩いているといい
 - ⑲ ドラゴンの遊び場が欲しい
 - ⑳ 生き物だらけ
 - ㉑ お父さん、お母さんが何でも買ってくれること
 - ㉒ とくになし

■市内在住中高生向けアンケート調査概要

調査対象者	市内在住の全中高生
対象者数	2775人（2023年10月時点の全数）
調査方法	QRコード付き案内を送付 インターネットを用いたアンケートシステムによる回答
調査期間	令和6年1月23日（火）～令和6年2月4日（日）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 回答者の属性 性別、年齢、所属 2. 朝ごはん 朝ごはん食べる頻度、食べない理由 3. 放課後・休日の過ごし方 放課後どこで過ごすか・誰と過ごすか、土日に誰とどこで過ごすか 4. 将来の進路 どの学校までいきたいか、なりたい職業 5. 困っていること 困っていること・心配していること、相談先 6. 逗子に住んで良かったこと、学んで良かったこと 7. 市への要望
回収状況	780人／2775人＝28.1%

※ 結果の見方に当たっての留意事項

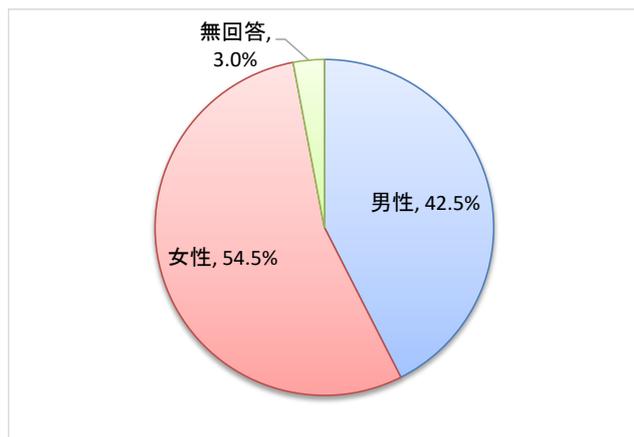
- ・百分率%の計算は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しています。四捨五入の影響で、%を足し合わせても100%にならない場合があります。
- ・複数回答（2つ以上選択してよい設問）は、%の合計が100%を超える場合があります。

1. 回答者の属性

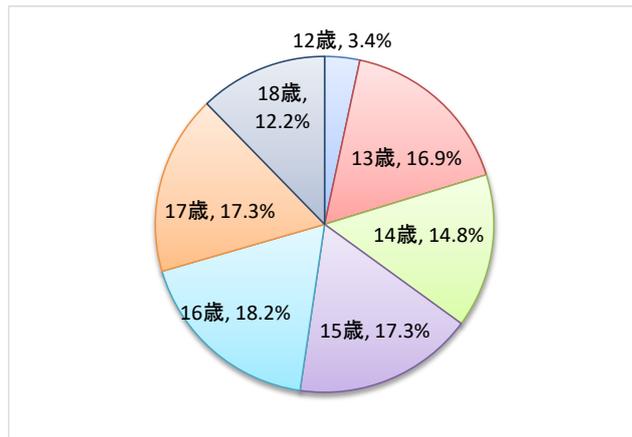
性別では、女性 54.5%に対し、男性 42.5%と女性の方がやや多くなっています。
年齢別では、16歳が18.2%と最も多いが、どの年齢層の10%台で概ね均等に回答が得られています。

また所属についても、中学生が49.9%、高校生が49.7%同程度の割合となっています。

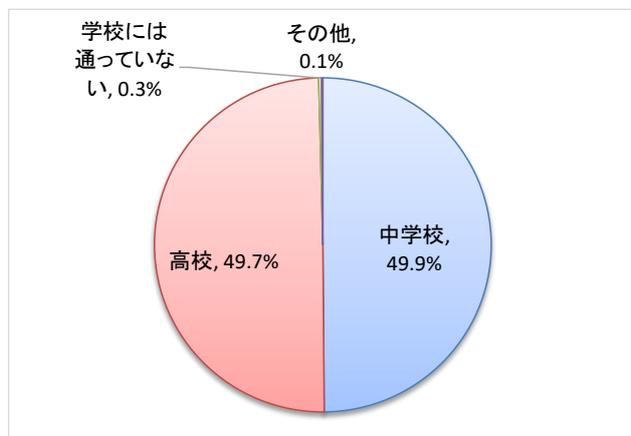
性別 (n=778)



年齢 (n=776)



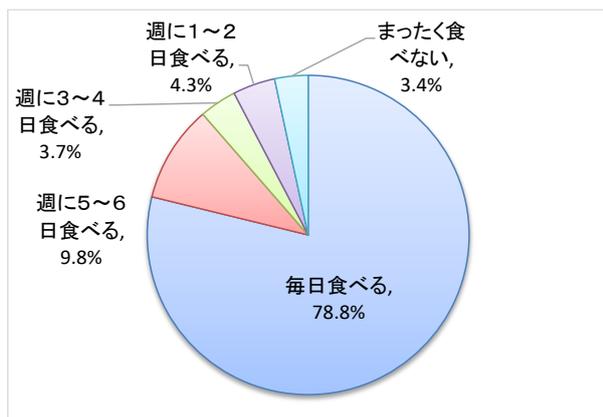
学校(中学校/高校) (n=778)



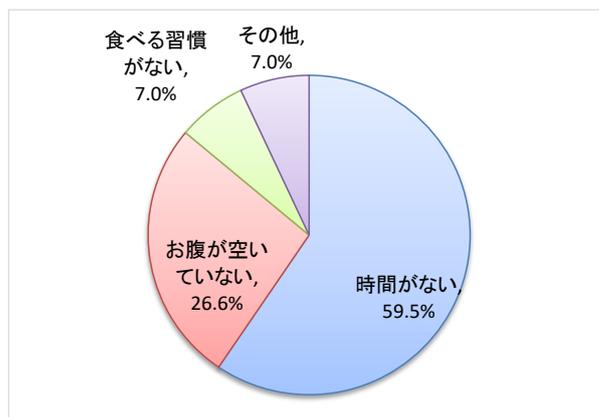
2. 朝ごはん

朝ごはんを食べる頻度は、「毎日食べている」人が78.8%となっていますが、「週に1～2日食べる」4.3%や「まったく食べない」3.4%と一定の割合を占めています。食べない理由で最も多いのは、「時間がない」で59.5%を占めています。

朝ごはんを食べる頻度 (n=775)



朝ごはんを食べない理由 (n=158)



<その他の意見>

- ・薬を飲んでるから
- ・体質的に朝にご飯を食べるとお腹を壊してしまうため
- ・部活の朝練でお腹が痛くなってしまふ
- ・起きるのが遅い、(昼くらいまで) 寝ているから (休日)

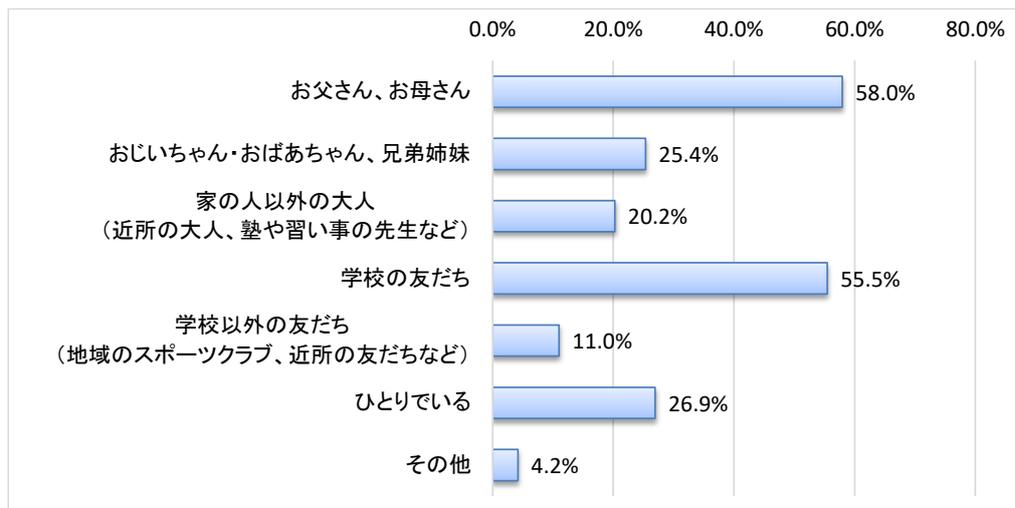
3. 放課後・休日の過ごし方

(1) 普段の放課後に誰と過ごすか

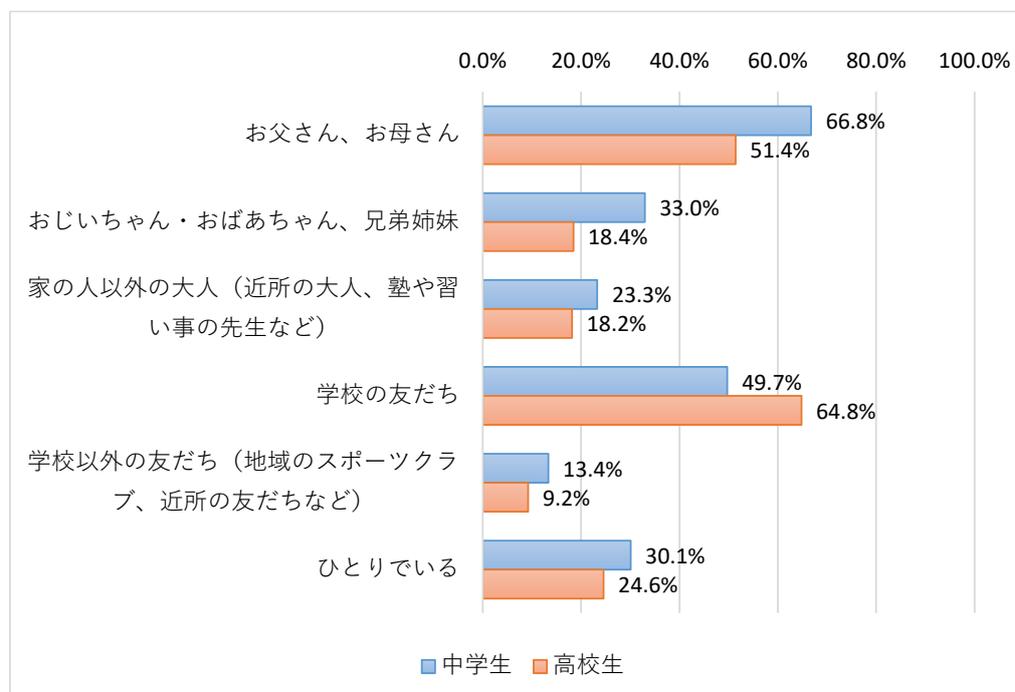
最も多いのは「お父さん、お母さん」の58.0%、次いで「学校の友達」の55.5%となっています。

中高生別で見ると、高校生になると「学校の友だち」との割合が増えている。

普段の放課後に一緒に過ごす人 (n=761) (複数回答)



< 中高生比較 >

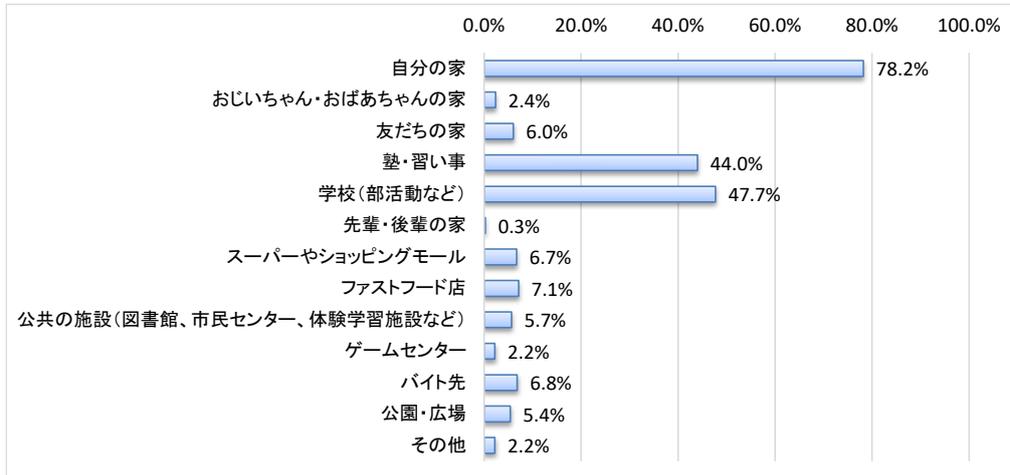


(2) 放課後にどこで過ごすか

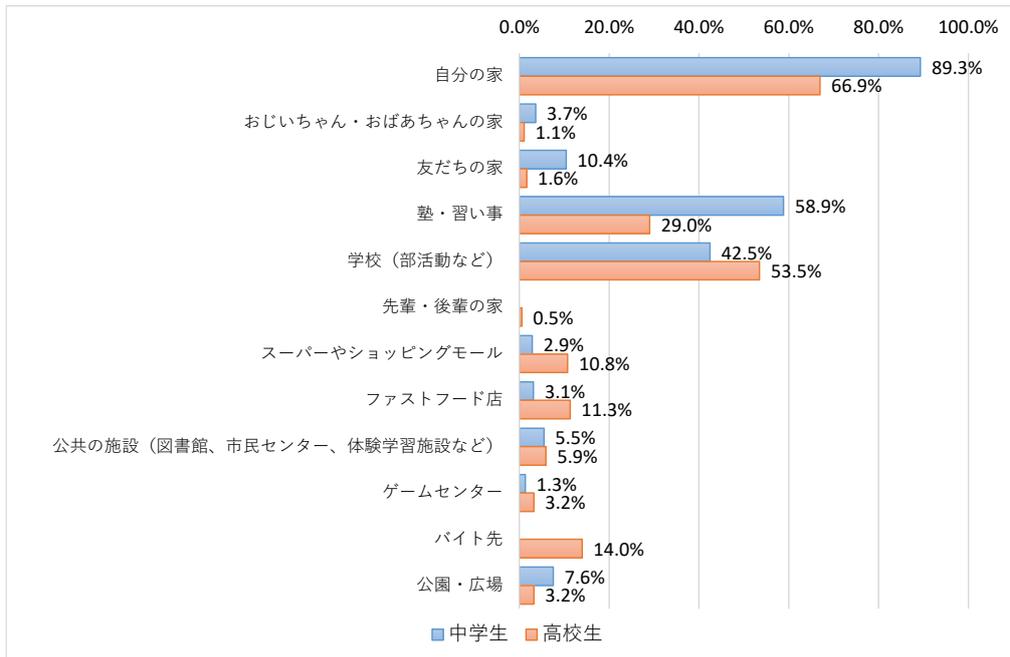
最も多いのは「自分の家」の78.2%、次いで「学校（部活動など）」47.7%、「塾・習い事」44.0%となっています。

中高生別で見ると、高校生になると「塾・習い事」の割合が減り、学校（部活動など）やバイト先の割合が増えています。

放課後に過ごす場所（n=761）（複数回答）



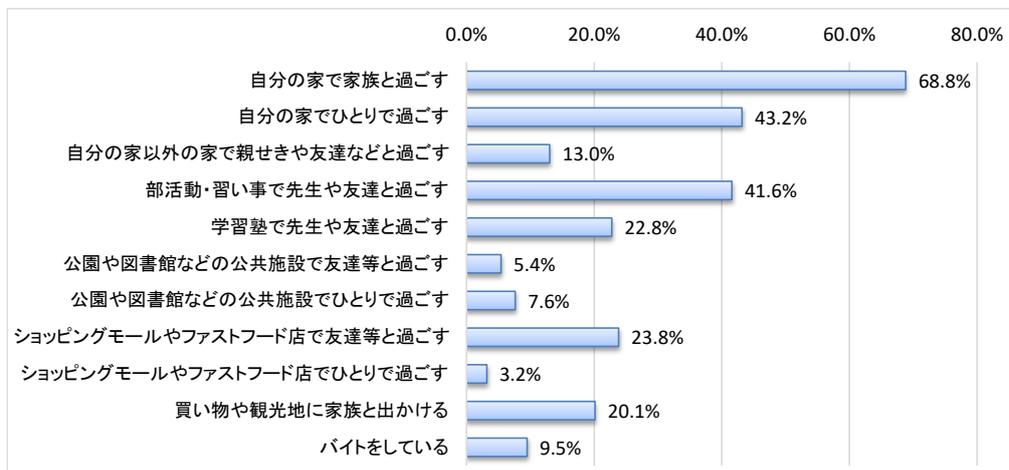
< 中高生比較 >



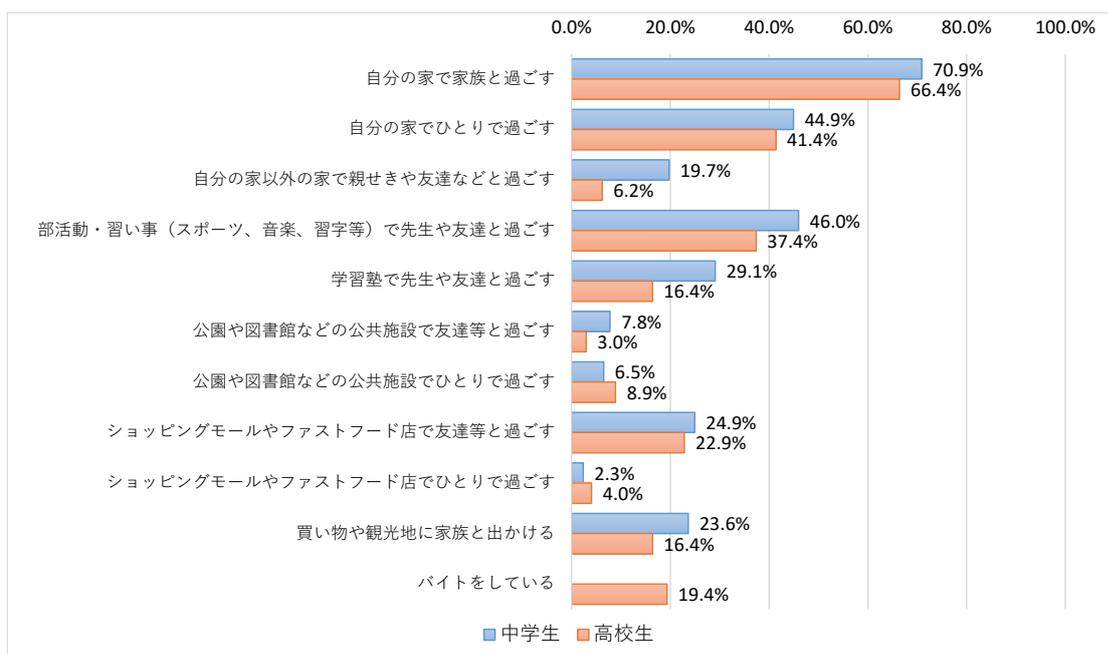
(3) 休日（学校に行かない日）に、どこで誰と過ごすか

最も多いのは「自分の家で家族と過ごす」の68.8%、次いで「自分の家でひとりで過ごす」43.2%、「部活動・習い事で先生や友達と過ごす」41.6%となっています。

休日に一緒に過ごす人と場所（n=760）（複数回答）



< 中高生比較 >

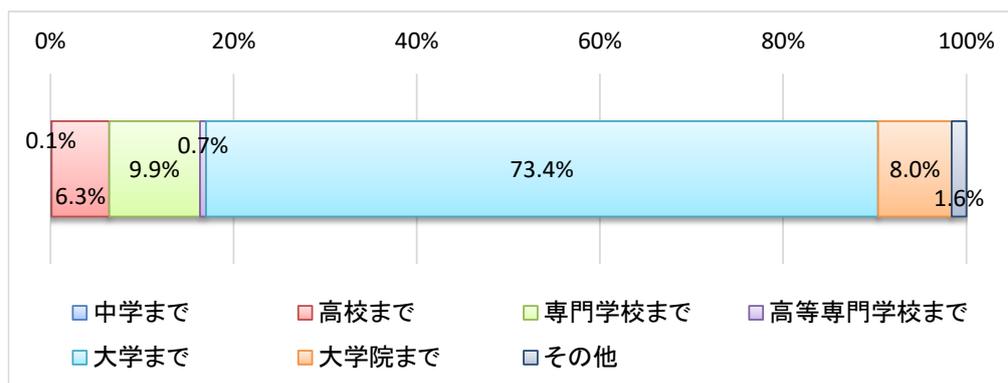


4. 将来の進路

将来、大学や大学院までの進学を希望している人が81.4%を占めており、将来なりたい職業が「有」と回答した人が51.3%と約半数を占めています。

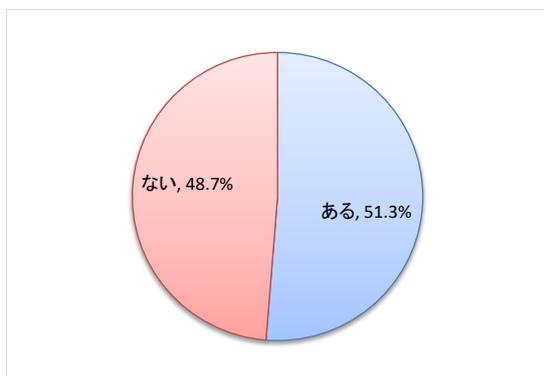
(1) 将来どの学校まで行きたいか

将来の進路 (n=747) (複数回答)



(2) 将来なりたい職業の有無

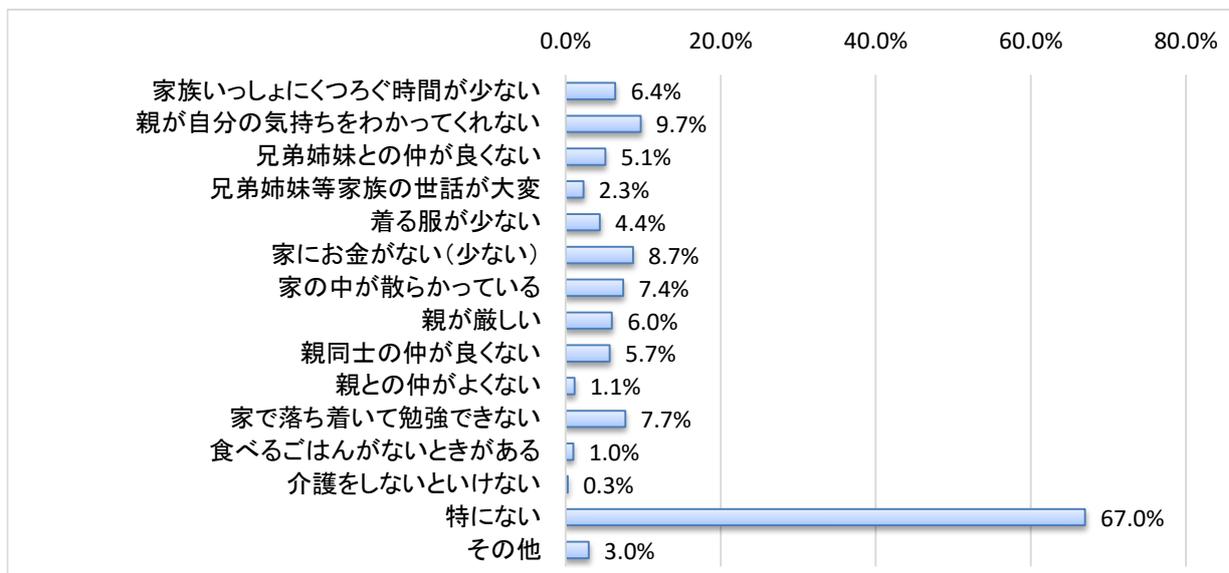
なりたい職業の有無 (n=747)



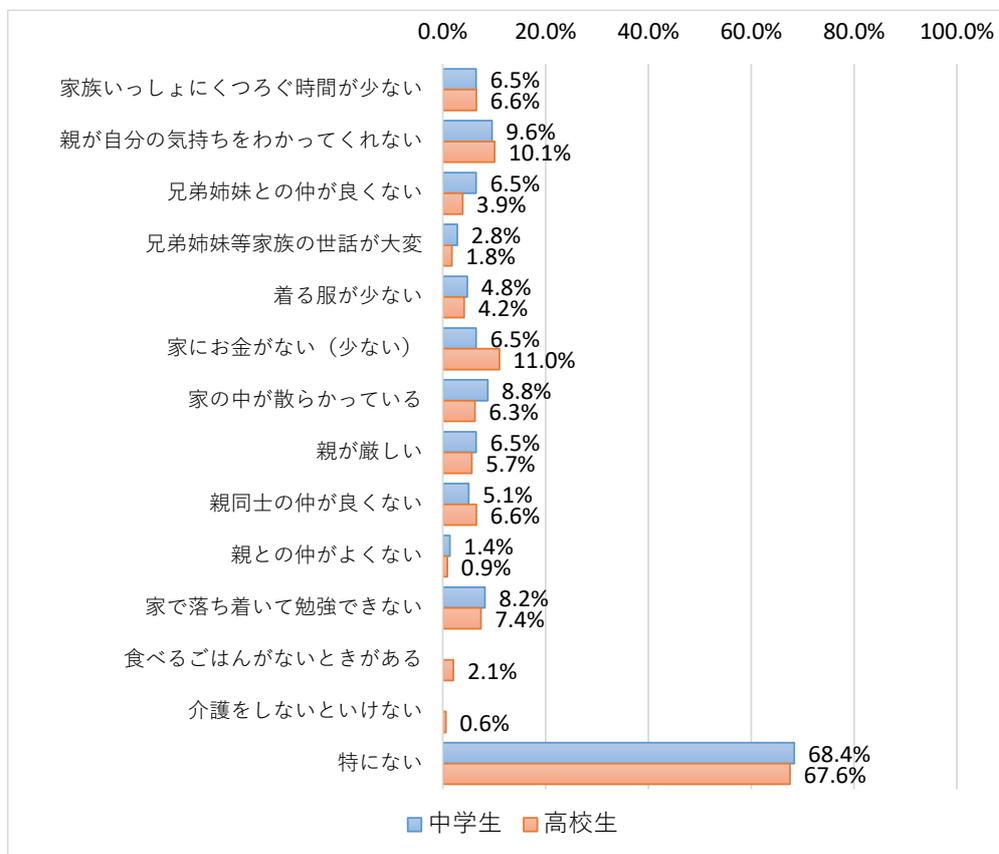
5. 困っていること

「特にない」が最も多く 67.0%となっていますが、困っているなかでは「親が自分の気持ちをわかってくれない」9.7%や「家にお金がない(少ない)」8.7%が高くなっています。
また、中高生での差はあまり見られなかった。

(1) 家族のことで困っていること (n=703) (複数回答)

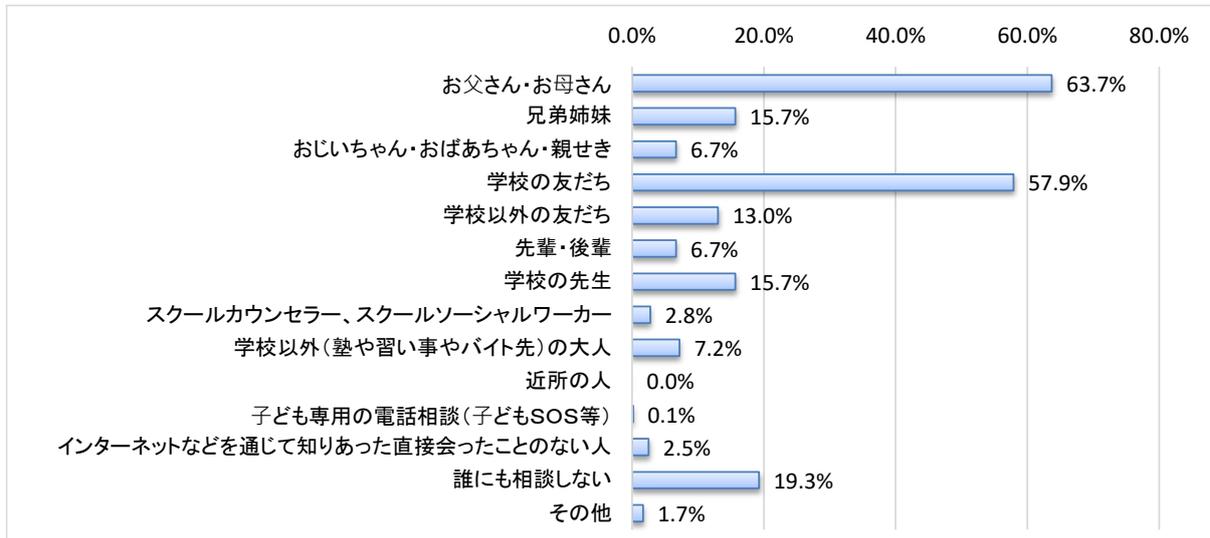


< 中高生比較 >

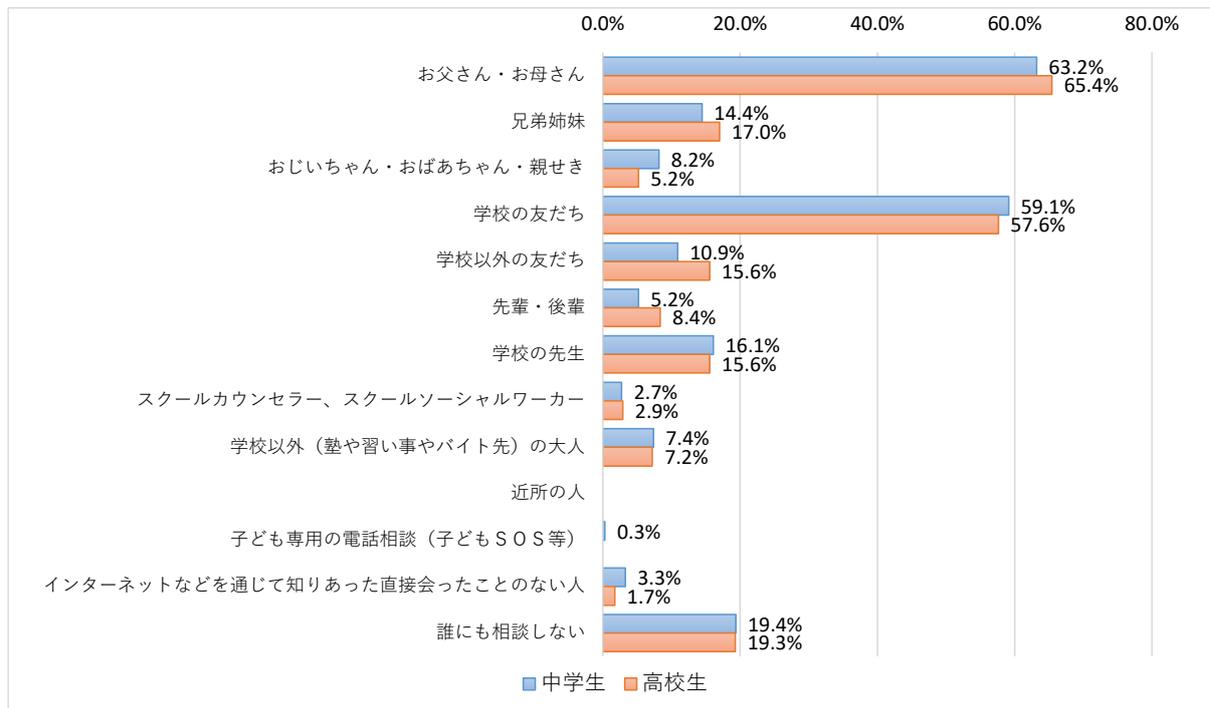


相談相手としては、「お父さん・お母さん」が63.7%と最も多く、次いで「学校の友だち」が57.9%となっています。また誰にも相談しない人が約2割を占めています。中高生での差はあまり見られなかった。

(2) 困っていることや悩んでいることを誰に相談するか (n=722) (複数回答)



< 中高生比較 >



6. 逗子に住んで良かったこと、学んでよかったこと

(自由記入)

内容	件数
海や山など自然が豊か (海や山がきれい、海で遊べる、自然が多い、空気がおいしい)	309
交通網が発達していて色々な所に行きやすい (2路線2駅、東京(都会)まで1本、始発で座れる)	80
地域の人の人柄がよい、優しい人が多い	62
施設が充実 (飲食店、コンビニ、図書館、公園、勉強できる所など)	35
治安が良い	34
子育ての制度が充実(18歳まで医療費無料)	18
静か、のどか	18

7. 市への要望

(自由記入)

内容	件数
まちづくり関連 (歩道の拡張、道路がでこぼこ、バス停の増、街頭の増、駅前の車の混雑、災害対策、清掃、大型商業施設)	215
生活費の補填などお金関連 (給付金の付与、税金減)	84
教育費の補助・充実 (大学学費の無料化、補助、奨学金など)	25
教育関連 (給食をおいしく、授業のやり方改善)	18
イベントの増	11
施設関連 (無料の駐輪場、バス代安く、無料の自習室、意見を言える場)	9
治安の改善(夜)	7

逗子市の子育てを取り巻く現状

参考:「健やか親子 21」

1. 妊産婦の保健・医療提供体制
2. 産後うつ
(1)産後 1 か月時点での産後うつの高リスク者の割合 (2)産後ケア事業の利用率
3. 低出生体重児
(1)BMI18.5 未満の 20～30 歳の女性の割合 (2)妊婦の喫煙率・妊娠中のパートナーの喫煙率
(3)妊産婦の歯科保健・保健指導実施率
4. 流産・死産
流産・死産をされた方の情報
5. 小児の保健・医療提供体制
(1)小児医療費の減少 (2)かかりつけ医をもっているこどもの割合
(3)乳幼児健康診査後のフォロー体制
6. 乳幼児の口腔
(1)むし歯のない3歳児の割合(かかりつけ医を持っている子どもの割合)
(2)保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合
7. 子どもの生活習慣(学童期・思春期)
(1)児童・生徒における痩身傾向児の割合・
(2)肥満児の割合・朝食を欠食するこどもの割合 (3)1 週間の運動時間
8. こどもの心の健康
(1)十代の自殺死亡率 (2)スクールカウンセラーを配置している小学校・中学校・高校の割合
9. プレコンセプションケア
(1)十代の人工妊娠中絶率 (2)十代性感染症罹患率
10. 児童虐待
11. ソーシャルキャピタル
12. 父親支援

1. 妊産婦の保健・医療提供体制

妊娠届出数・高齢妊婦(35歳以上の初産婦)数※(人)・高齢妊婦数割合(%)
4～5人に1人の割合で高齢妊婦がいます。

	R1	R2	R3	R4	R5
妊娠届出数	360	346	322	292	253
高齢妊婦	72	73	63	71	47
高齢妊婦の割合(%)	20.0	21.1	19.6	24.3	18.6

妊娠届出時の高齢妊婦数の内訳(人)
高齢妊婦のうち、60～80%が初産婦です。

	R1	R2	R3	R4	R5
高齢初産	54	57	49	55	28
高齢経産	18	16	14	16	19
計	72	73	63	71	47

妊娠届出時の若年妊婦(20歳未満の妊婦)数の内訳(人)
年度辺り数人が若年妊婦です。

	R1	R2	R3	R4	R5
	5	2	2	1	1

多子(人) ※子ども5人以上
年度辺り数人が多子妊婦です。

	R1	R2	R3	R4	R5
	5	2	2	1	1

妊娠届出時の不妊治療者の内訳(人)・割合(%)
年度辺り8～5人に1人が不妊治療者です。

	R1	R2	R3	R4	R5
不妊治療後の妊娠	45	58	50	62	49
妊娠届出数	360	346	322	292	253
不妊治療の割合(%)	12.5	16.8	15.5	21.2	19.4

妊産婦死亡率(出産 10 万対)

神奈川県は令和2年以降いずれも全国平均を上回っています。

	R1		R2		R3		R4	
	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数
全国	3.3	29	2.7	23	2.5	21	4.2	33
神奈川	1.5	1	4.8	3	3.3	2	6.9	4
出典	厚生労働省 人口動態調査						(出産10万対)	

新生児死亡率

神奈川県は平成26年以降横ばい傾向にありますが、全国と比較すると同率または高い傾向にあります。

	R1		R2		R3		R4	
	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数
全国	0.9	—	0.8	—	0.8	—	0.8	—
神奈川	1	30	0.8	22	0.8	23	1	38
出典	厚生労働省 人口動態調査						(出生千対)	

妊娠 11 週以内での妊娠届出率

約 95%の妊婦が11週以前の妊娠週数の早い段階で保健師や看護師の面談につながっています。妊娠届出時には妊産婦健康診査補助券の交付と定期的な妊婦健診の受診勧奨、出産応援ギフトの支給手続き等を行っています。

交付週数	R1	R2	R3	R4	R5
11 週以前	342(95.3%)	336(97.1%)	304(94.7%)	283(95.3%)	239(94.5%)
12～23 週	9(2.5%)	6(1.7%)	11(3.4%)	7(2.4%)	5(2.0%)
24～35 週	4(1.1%)	2(0.6%)	2(0.6%)	0(0.0%)	1(0.4%)
未入力	4(1.1%)	2(0.6%)	4(1.2%)	7(2.4%)	8(3.2%)
合計(延)	359	346	321	297	253

こにちは赤ちゃん訪問実施件数(件)

コロナ禍では、訪問拒否者が増えています。本市は転入世帯が多い為、市外の帰り出産が一定数あり、未実施が一定数あります。※依頼があった場合、里帰り先に赤ちゃん訪問を依頼しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
新生児・乳児訪問	330	303	324	297	259
未実施	10	25	24	26	14

母乳・授乳相談数(件)

赤ちゃんの体重の増えや、母乳やミルクのあげ方の相談などが一定数あります。継続相談の方もいらっしゃいます。

	R1	R2	R3	R4	R5
乳児	72	77	85	82	89
幼児	9	8	7	3	1
計	81	85	92	85	90

妊婦・こども栄養相談(件) R5年度より開始

母乳授乳相談から、離乳食の相談に移行する人がおり、また一定数の離乳食の相談者がいるため、管理栄養士による相談を、令和5年度より開始しました。思春期のやせ、妊娠期の体重増加などの相談もお受けしています。

	R1	R2	R3	R4	R5
乳児					78
幼児					21
計					99

離乳食教室(回・人)

	R1	R2	R3	R4	R5
開催回数	年5回(10回)	年5回(10回)	年6回(11回)	年6回(12回)	年6回(12回)
参加者数(人)	99	93	88	98	156

※令和1年度、2年度は新型コロナウイルス感染拡大予防の観点より各2回中止

- ・令和4年度より離乳食初期についての動画「初めての離乳食」、令和5年度より「離乳食中・後期」について動画配信開始
- ・令和5年度より、午前の部：離乳食初期 午後の部：離乳食中・後期教室開始

2. 産後うつ

心の相談歴、精神科受診、望まない妊娠、EPDS 高値等の情報は、妊娠届所で把握します。(自己申告で記載した人のみの把握)この記載がある場合、継続的に支援できるよう、妊娠期から、出産後も、継続して地区担当保健師が担当することとしています。

妊娠届け出時の心の相談歴ありの妊婦(人)

R1	R2	R3	R4	R5
15	12	9	14	4

妊娠届け出時の精神科受診(人)

R1	R2	R3	R4	R5
25	15	19	10	15

望まない妊娠(人)

R1	R2	R3	R4	R5
21	12	11	9	11

産後 EPDS 高値者※の数(人)

	R1	R2	R3	R4	R5
高値者(人)	20	9	13	21	11
出生数	334	325	329	293	263
全体に占める割合(%)	6.0	2.8	4.0	7.2	4.2

※EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票:Edinburgh Postnatal Depression Scale):

イギリスの精神科医 John Cox らによって産後うつ病のスクリーニングを目的として作られた 10 項目の質問票。9 点以上をハイリスク者とします。

質問内容: 1)笑うことができたし、物事のおかしい面もわかった 2)物事を楽しみにして待った 3)物事が悪くいった時、自分を不必要に責めた 4)はっきりした理由もないのに不安になったり、心配した 5)はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた 6)することがたくさんあって大変だった 7)不幸せなので、眠りにくかった 8)悲しくなったり、惨めになった 9)不幸せなので、泣けてきた 10)自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた

産後ケアの利用者数(人)

産後ケア事業は令和元年の開始以降利用者数が増加傾向にあります。

産後ケア事業の利用目的は、家族支援不十分、育児不安、疲労、乳房トラブル、育児技術取得希望等がありますが、利用目的が 2 つ以上のことが多いです。

令和 5 年度の利用者全員が宿泊型を初回 1 泊2日以上利用しています。また、産後ケア事業の利用申請が 2 回以上の利用者では、EPDS 高値の産婦が約半数でした。

利用者数(人)

	R1	R2	R3	R4	R5
宿泊型	1	7	10	10	17
通所型	2	2	3	2	8
訪問型				5	5

※訪問型は令和4年4月より開始

※令和6年度より自己負担額を減額

通算利用日数(日)

	R1	R2	R3	R4	R5
宿泊型	6	46	38	40	78
通所型	9	2	7	4	15
訪問型				97 5	10

※訪問型は令和4年4月より開始

利用者数(人)

	R1	R2	R3	R4	R5
宿泊型	1	7	10	10	17
通所型	2	2	3	2	8
訪問型				5	5

※訪問型は令和4年4月より開始

※令和6年度より自己負担額を減額

通算利用日数(日)

	R1	R2	R3	R4	R5
宿泊型	6	46	38	40	78
通所型	9	2	7	4	15
訪問型				5	10

※訪問型は令和4年4月より開始

3. 低出生体重児(人・%)

全出生数中の低出生体重児の割合

9～12人に1人の割合で低出生体重児がいます。

	R1	R2	R3	R4	R5
低出生体重児 (2500g未満)	27	26	27	40	18
極小低出生体重児 (1500g未満)	3	2	7	0	1
超低出生体重児 (1000g未満)	2	0	2	0	2
低出生体重児合計(人)	32	28	36	40	21
全体の出生数(人)	343	325	328	297	257
全出生数に占める低出生 体重児の割合(%)	9.3	8.6	11.0	13.5	8.2

妊婦の BMI

	R1	R2	R3	R4	R5
18.5 未満(やせ)	56(15.6%)	51(14.7%)	61(19.0%)	49(16.5%)	46(18.2%)
18.6～25.0(ふつう)	267 (74.4%)	262 (75.7%)	231(72.0%)	215(72.4%)	189(74.7%)
25.0 以上(肥満)	24(6.7%)	21(6.1%)	17(5.3%)	19(6.4%)	16(6.3%)
未記載	12	12	12	14	2
妊娠届出数(延べ)	359	346	321	297	253

やせは5～6人に1人、肥満妊婦は4～5人に1人の割合です。

妊婦の喫煙率

	R1	R2	R3	R4	R5
妊婦	8	4	9	1	7
妊娠届出者数	359	346	321	297	253
妊婦喫煙率(%)	2.2	1.2	2.8	0.3	2.8

妊娠中のパートナーの喫煙率

妊婦の喫煙率は毎年度若干名で推移し、パートナーの喫煙率は4～6人に1人の割合です。対象者には、禁煙に関する案内(冊子、医療機関リスト等)を個別配付しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
パートナー	74	78	79	50	52
妊娠届出者数	359	346	321	297	253
喫煙率(%)	20.6	22.5	24.6	16.8	20.6

・妊産婦の歯科保健・保健指導実施率(未把握)R7年度より逗子市でも妊婦歯科検診を開始予定です。

4. 流産・死産

妊娠届け出者数の減少に伴い、死産・流産の数も減っています。

死産の届け出があった場合は、全員に産婦が使えるサービスやピアグループの案内を配付しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
死産・流産	20	14	13	19	6
妊娠届け出者数(人)	360	346	322	298	253
妊娠届け出者数に占める流産・死産数の割合(%)	5.6	4.0	4.0	6.4	2.4

5. 小児の保健・医療提供体制

本市では令和5年度より0歳から18歳までのすべての方の保険診療にかかる医療費助成を開始しています。

かかりつけ医をもっているこどもの割合(3歳児健診問診票より)

10人中7~8人の子どもがかかりつけ医をもっています。

	R1	R2	R3	R4	R5
はい	283	274	332	307	279
いいえ	16	21	22	21	18
何とも言えない	31	33	40	27	30
未記載	19	33	5	1	4
かかりつけ医を 持っている割合 (%)	81.1	75.9	83.2	86.2	84.3

乳児健診の実施状況

年度	項目	4か月児健診				お誕生日前健診			
		対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	要精検(人)	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	要精検(人)
R1		305	299	98.0	3	347	323	93.1	0
R2		362	349	96.4	4	367	368	100.3	0
R3		333	327	98.2	2	328	314	95.7	0
R4		317	315	99.4	0	332	322	97.0	1
R5		270	258	95.6	3	300	290	96.7	1
計		1587	1548		12	1674	1617		2

幼児健診の実施状況

年度	項目	1歳6か月児健診				3歳児健診			
		対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	要精検(人)	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	要精検(人)
R1		324	313	96.6	3	359	349	97.2	1
R2		387	357	92.2	1	379	358	94.5	4
R3		318	341	107.2	2	413	393	95.2	1
R4		342	319	93.3	0	380	350	92.1	0
R5		331	330	99.7	0	326	328	100.6	1
計		1702	1660		6	1857	1778		7

乳幼児健康診査後のフォロー体制

1～2名の要精密検査者の内訳は、全体的な運動発達の精査が必要と判断されたもの、尿検査再検査にて要観察が必要となったものです。専門の医療機関にて継続フォローが受けられるよう紹介状を作成し受診勧奨をしています。

経過健診開催状況

	R1	R2	R3	R4	R5
開催(回)		6	7	4	6
実人数		8	7	5	7
問題なし		6	5	4	6
要精検		2	2	1	1

※令和1年度は集計方法が異なり差異のため記載せず。

6. 乳幼児の口腔

1歳6か月児健診(乳歯)の場合、う蝕率が低いのに対し、3歳児健診(※)ではう蝕率が増加していることが分かります。

※2歳半～3歳児くらいまでに、20本の乳歯が生えそろいます。

幼児健診の実施う蝕率(%)—1歳6か月児健診

年度	1歳6か月児健診				
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	う蝕あり (人)	う蝕率 (%)
R1	324	313	96.6	0	0.0
R2	387	357	92.2	1	0.3
R3	318	341	107.2	4	1.2
R4	342	319	93.3	2	0.6
R5	331	330	99.7	0	0.0
計	1702	1660	97.5	7	0.4

幼児健診の実施う蝕率(%)—3歳児健診

年度	3歳児健診				
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	う蝕あり (人)	う蝕率 (%)
R1	359	349	97.2	31	8.9
R2	379	358	94.5	23	6.4
R3	413	393	95.2	22	5.6
R4	380	351	92.4	28	8.0
R5	326	328	100.6	21	6.4
計	1857	1779	95.8	125	7.0

訪問歯科相談 受検者数(在宅療養者等口腔ケア推進事業)(件)

病気や障がいにより在宅療養中で、外出が困難なお子さんに対して、鎌倉保健福祉事務所の歯科医師、歯科衛生士と、市の地区担当保健師がご家庭に訪問しています。歯やお口に関する相談、お口のお手入れや機能改善・維持のための方法を歯科専門職アドバイスします。

成長に伴いかかりつけ歯科医につながったり、障がい児・者歯科診療につながるなどした場合、訪問が終了となります。

受診者数

年度	実人数		継続	延人数
	新規	年度新規		
R1	0	2	3	5
R2	3	1	7	11
R3	5	4	13	22
R4	1	8	11	20
R5	0	3	4	7

実施内容

年度	口腔内診査		歯科予防処置		摂食指導	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
R1	1	3	1	3	1	2
R2	2	5	2	4	3	7
R3	8	16	2	5	8	17
R4	5	11	2	6	7	15
R5	3	6	2	5	1	2

7. 子どもの生活習慣

・朝食の摂取状況は、朝食を毎日食べる者の割合

→男子の9歳・17歳と女子の14歳・17歳を除き、男女とも年齢が上がるにつれて減少する傾向にあります。

・運動・スポーツの実施状況

→週3日以上の割合が各年齢で女子よりも男子の方が高い傾向にあります。運動を全くしていない割合は、男女ともに7歳以降減少していきませんが、男女ともに10歳以降は、男子の13歳を除き増加していきます。

・運動・スポーツの実施時間

→1日に2時間以上運動する者の割合が、男女ともに13歳で最も高く、1日に30分未満の者の割合が、女子の18歳を除き、男女ともに14歳以降増加傾向にあります。

小学校入学前の運動実施状況(小学生年代)

→週6日以上、外で身体を動かす遊びをしている割合が、女子よりも男子の方が高くなっています。

(令和5年度神奈川県 児童生徒体力・運動能力調査報告書より)

8. こどもの心の健康

・市内全ての公立小学校・中学校・高校にはスクールカウンセラーが定期的に巡回しています。

・自傷傾向、自殺企図など、心の相談がある場合、適宜学校や児童相談所、家族や本人と話し合いながら、

受診先や対処法などについて、話し合う、間接的な助言などを実施しています(子育て支援課)

十代の自殺死亡率

神奈川県の令和5年における年齢階級別の自殺者割合からは、20歳未満は41人(全体の3%)です。
(令和5年における神奈川県の自殺者の状況より)

子どもの心理的な状態(1) 情緒の問題 中学生票問 15 より ※%は「あてはまる」と「まああてはまる」の合計割合

・私は、よく頭やお腹がいたくなったり、気持ちが悪くなったりする。(44.9%)

・私は、心配ごとが多く、いつも不安だ。(51.9%)

・私は、落ち込んでしずんでいたり、涙ぐんだりすることがよくある。(45.3%)

・私は、新しい場面に直面すると不安になり、自身をなくしやすい。(72.8%)

・私は、こわがりで、すぐにおびえたりする。(43.6%)

全国調査と比較すると、[私は、こわがりで、すぐにおびえたりする。]を除き、すべての項目で神奈川県が上回る結果となっている。

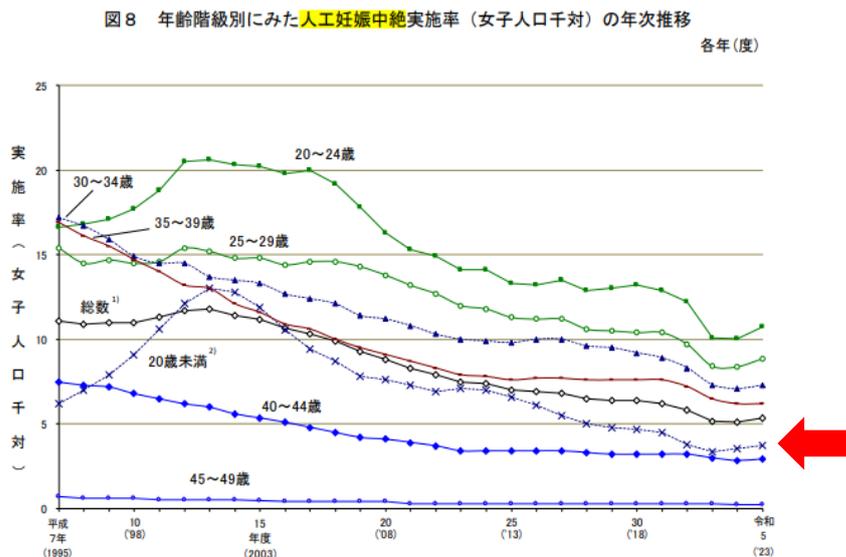
(令和5年度神奈川県 児童生徒体力・運動能力調査報告書より)

9. プレコンセプションケア

十代の人工妊娠中絶率

国のデータでは、人工妊娠中絶の全体の総数は減ってきています。しかし、令和3年頃から、20歳未満を含めた全ての年代で、再度増加し始めています。

令和5年度衛生行政報告例の概況



・十代性感染症罹患率

性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症についての報告数は、神奈川県は全国と比べると全体的に少ないですが、年齢別では男女ともに20歳代から40歳代を中心に報告が出ています。梅毒については令和元年度以降、報告数が男女ともに増加傾向にあります。先天梅毒(母子感染)のリスクも高まるため、正しい対応や予防策を理解できるよう啓発に努める必要があります。

(出典:神奈川県衛生研究所 神奈川県の感染症)

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/eiken/005_databox/0512_kansensyo/R05/kanagawa_kansenR05.pdf

10. 児童虐待

各年度内新規受理ケースの内訳

(件)

内容	年度	R1	R2	R3	R4	R5
身体的		1	4	0	2	4
心理的		12	23	2	2	2
ネグレクト		2	1	2	8	3
性的		0	0	0	0	0
特定妊婦※				4	0	0
その他/要支援		7	20	17	23	32
合計		22	48	25	35	41

※ R3年度より特定妊婦の内訳が追加されています。

虐待を除いた子ども相談の内訳

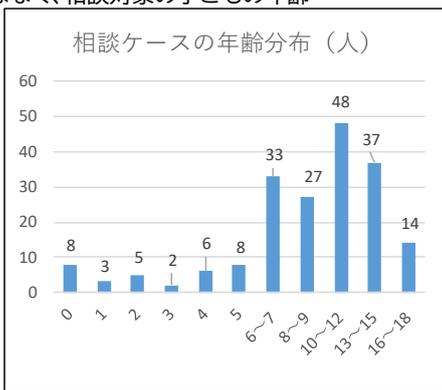
内容	年度	R1	R2	R3	R4	R5
保健相談		1	3	3	0	0
障がい	肢体不自由	0	0	0	0	0
	視聴覚	0	0	0	0	0
	言語発達	0	0	0	0	0
	重症心身	1	0	0	0	0
	知的	12	0	1	0	0
	発達	0	0	5	1	0
非行	ぐ犯	1	0	0	0	0
	触法	0	0	0	0	0
育成	性格行動	3	8	21	17	14
	不登校	9	5	10	7	33
	適性相談	0	1	1	1	16
	育児・しつけ	0	25	33	66	38
上記分類外の相談		69	39	60	121	90
合計		96	81	134	213	191

用語説明

ぐ犯	法を犯すおそれのある行為(家出、浮浪、乱暴、不良交友、金品持ち出し、性的逸脱等)
触法	法(犯罪)に触れる行為(障害、暴行、万引き、自転車盗、バイク盗等)
性格行動	犯行、遊べない、落ち着きがない、家庭内暴力、緘黙
適正相談	進学、職業、学業不振

令和5年度子ども相談年齢別分布 ※相談者自身の年齢ではなく、相談対象の子どもの年齢

分類	年齢(歳)	人数(人)
未就学	0	8
	1	3
	2	5
	3	2
	4	6
	5	8
小学生	6~7	33
	8~9	27
	10~12	48
中学生	13~15	37
高校生 他	16~18	14
統計	0~18	191



11. ソーシャルキャピタル

この地域で子育てしたいと思う親の割合

健診名	R1			R2			R3			R4			R5		
	4か月	1.6歳児	3歳												
そう思う	221	212	248	266	270	270	244	263	298	211	222	251	183	227	251
どちらかと言えばそう思う	69	84	87	71	76	73	69	70	85	86	85	91	66	89	70
どちらかと言えばそう思わない	8	9	6	9	10	5	12	4	10	16	9	8	6	10	6
そう思わない	7	3	0	1	3	4	2	3	4	2	2	2	2	3	1
未記入	85	54	8	75	45	9	64	39	2	44	37	4	32	33	3
この地域で子育てしたいと思う割合(%)	74.4	81.8	96.0	79.9	85.6	95.0	80.1	87.9	96.0	82.7	86.5	96.1	86.2	87.3	97.0

ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合

健診名	R1			R2			R3			R4			R5		
	4か月	1.6歳児	3歳												
はい	267	241	274	302	307	281	304	282	307	282	262	269	225	269	256
いいえ	1	13	18	4	9	5	3	15	11	1	16	10	2	14	15
何とも言えない	37	57	52	44	45	66	21	45	77	32	38	74	31	48	57
未記載	85	51	5	72	43	9	63	37	4	44	39	3	31	31	3
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる割合(%)	68.5	66.6	78.5	71.6	76.0	77.8	77.7	74.4	76.9	78.6	73.8	75.6	77.9	74.3	77.3

親子遊びの場(か所)

施設名	内容	数(か所)
子育て支援センター	未就学児の子どもと親の子育て支援拠点	1
親子遊びの場	乳幼児とその親がより豊かに暮らすことができるよう、気軽に出かけることができ、親子同士で交流することができる自由で開放的な場所	2
ほっとすペース	子育てについておしゃべりしたり、子どもと一緒にのんびりしたり、ほっとするひとときを過ごせる施設	5

12. 父親支援

プレパパママミーティング 主催:子育て支援課 父親の参加数(人)

子育て支援課では子育ての知識や主義を学ぶ、妊婦、夫(パートナー)を対象にした教室を実施しています。

赤ちゃんの沐浴の仕方、泣きの対応等の内容の回は、父親の参加を促せるよう土曜日開催にしています。

令和1年度は母親両親教室の1～4日目と土曜コース、令和2年度～令和4年度は食事・沐浴クラス、体操クラス、土曜クラス3コース4回分の合計人数です(令和2年度はコロナ禍のため1回中止)。令和5年度は First Step と Second Step 2コース4回分の合計人数です。

	R1	R2	R3	R4	R5
父親参加(人)	65	20	31	55	40

お父さんの日 会場:子育て支援センター 父親の参加数(人)

令和1年度より子育て支援センターにて毎月1回土曜日に「お父さんの日」を開始しました。1年度は家族で参加のスタイルでした。令和2年度は、4月から9か月間、コロナ禍のため、事業を中止しています。令和3年1月からは、毎月2回に開催数を増やし、父親と子どもだけの事業に変更しています。

令和5年度の子育て支援センター利用者(3661人)のうち、父親(419人)の占める割合は11.4%でした。

	R1	R2	R3	R4	R5
子育て支援センター: お父さんの日(父の人数)	54	14	102	97	137

参考

1 逗子市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	選出団体等	備考
公募による市民	とよだ たえこ 豊田 妙子	公募市民委員	
公募による市民	よこやま めぐみ 横山 愛美	公募市民委員	
公募による市民	しみず さきこ 清水 沙希子	公募市民委員	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	いちかわ さとる 市川 悟	逗子市青少年指導員連絡協議会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	おげき ふみえ 小関 富美江	逗子市放課後児童クラブ保護者会連絡会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	わたなべ あみ 渡部 有美	逗子市手をつなぐ育成会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	いちかわ ゆみこ 市川 由美子	逗子市民生委員・児童委員連絡協議会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	わたなべ ちなつ 渡邊 千夏	逗子市育児サークル連絡協議会	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	むとう しげこ 武藤 薫子	逗葉私立幼稚園協会 (聖和学院幼稚園園長)	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	よこち みどり 横地 みどり	逗子市保育施設連絡協議会 (双葉保育園園長)	○
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	ほうかわ まさこ 寶川 雅子	鎌倉女子大学 短期大学部	◎
関係行政機関の職員	たかぎ さとし 高木 聡	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所所長	
関係行政機関の職員	やまおか あけみ 山岡 明美	神奈川県鎌倉保健福祉事務所保健福祉課長	
関係行政機関の職員	おの あきら 小野 憲	逗子市教育委員会教育部学校教育課長	

◎:会長、○:職務代理者

2 逗子市子ども・子育て会議条例(平成 25年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び子ども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項の規定に基づき、逗子市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

(1) 逗子市子ども・子育て支援事業計画に関すること。

(2) こども計画(子ども基本法第10条第2項及び法第61条第1項に規定する計画をいう。)の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。

(3) こども施策(子ども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。)に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

(4) 特定教育・保育施設に関すること。

(5) 特定地域型保育事業に関すること。

(6) 児童福祉、ひとり親家庭、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 公募による市民

(2) 子どもの保護者

(3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者

(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他市長が必要があると認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議に、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(協力の要請)

第 7 条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明
その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課かいにおいて処
理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和 5 年 3 月 9 日条例第 3 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 21 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 用語集（あいうえお順）

【あ行】

内容は、令和6年12月現在のものです

用語	内容
育児休業(制度)	育児を目的として休業できる制度です。育児休業中は、雇用保険から休業前の賃金の67%(休業開始から6か月経過後は50%)が育児休業給付金として支給されます。
一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園の正規の教育時間(1日4時間が標準)の前後や夏休み期間中等に、在園児を預かり、保育を行う制度です。 ◆利用料:各施設が設定します。
一時預かり事業(幼稚園型を除く)	家庭での保育を受けることが一時的に困難となった日頃保育所等を利用していない乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う制度です。 ◆利用料:各施設が設定します。
医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要なこどものことです。
親子遊びの場	小坪(逗子市小坪5-21-15)と沼間(逗子市沼間1-7-39)の2か所にあります。子育て支援センターの巡回相談も週1回実施しています。乳幼児とその親が気軽に地域のほかの親と交流することができる自由で開放的な場所です。小坪は貸しスペースとして地域の子育てサークルの活動の場としても利用可能です。 ◆利用料:無料です。

【か行】

家庭的保育事業(地域型保育事業)	0歳児～2歳児までのお子さんを対象とし、家庭的保育者が自宅等にて5人以下の少人数の保育を行う保育事業です。 ◆利用料:認可保育所と同様です。
企業主導型保育事業	従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために企業が設置する認可外保育施設です。従業員以外の一般の家庭のこどもを預かる「地域枠」の設定も可能です。 ◆利用料:各施設が設定します。

教育研究相談センター	教育に有用な調査・研究、教員の指導力向上のための研修会等の取り組み及び教育相談等を行い、本市の教育の振興を図ります。また、不登校児童生徒の学習の場として教育支援センター「なぎさ」を開室するとともに、支援教育推進巡回チームを市内小・中学校に派遣し、支援教育に関する学校のサポートを行っています。また、市内児童生徒及びその保護者、学校教員を対象とし、教育に関する悩み・不安・ストレス等さまざまな要因からくる相談に応じることにより、相談者の心的負担の軽減を図り問題解決の支援を行います。
教育支援センター (なぎさ)	市内在住の小・中学生を対象とした不登校児童生徒の居場所の一つです。教育研究相談センター内に所在しています。
教育・保育施設	学校教育法第1条に規定する「幼稚園」、児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」及び認定こども園法第2条第6項規定する「認定こども園」を指します。
居宅訪問型保育(地域型保育事業)	障がいや疾病等の理由により、個別のケアが必要なこどもの居宅で行われる保育です。逗子市では実施していません。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間にこどもを産むとした場合のこどもの数となります。
子育てサークル	こどもとその保護者が定期的に集まって、一緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたりして、子育てについて学び、悩みを相談しながら活動するサークルです。
子育て支援センター (地域子育て支援拠点)	子育てに悩みや不安を抱える保護者が気軽に利用できる子育て支援拠点です。子育てアドバイザーが常駐しているので、小さいお子さんを遊ばせながら育児相談ができます。保健師による相談、子育てに関するミニ講演会も行っています。小坪・沼間親子遊びの場で巡回相談も実施しています。 ◆所在地:逗子市桜山1-5-42 ◆利用料:無料です。
子育てポータルサイト 「えがお」	逗子市が管理・運営する子育てに関する情報を一元的に提供するための、専用ホームページです。各種子育て支援サービスの情報はもとより、市民レポーター(子育てママ)による「えがおレポート」も掲載しています。

<p>こども家庭センター</p>	<p>全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行います。医療専門職を中心とした母子保健担当者、福祉職を中心とした児童福祉担当者、事務職が連携した総合的な支援を行います。</p> <p>こども本人や親等からの心配事や悩み事等の相談を受けています。</p> <p>場所: 逗子市役所5階5番窓口 実施日: 平日開庁日</p> <p>実施時間: 9:00~17:15 ※時間をずらしたいときは応相談</p> <p>相談方法: 電話、面接、家庭訪問等 電話: 046-872-8117(直通)</p> <p>◆利用料: 無料です(電話代はご本人負担です)。</p>
<p>子ども・子育て関連3法</p>	<p>平成 24 年 8 月に成立した次の3法のことです。</p> <p>①「子ども・子育て支援法」</p> <p>②「認定こども園法の一部改正法」</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」</p>
<p>こども発達支援センター(ひなた)</p>	<p>0歳から18歳までの障がいのあるこどもや、発達に心配があり支援を必要としているこども及びその保護者に対する療育的な支援を行う、本市の療育推進事業の拠点であり、中核的な支援施設です。お子さんが将来にわたって、その持てる力を十分に発揮して暮らせるよう、相談や個別支援・巡回相談・勉強会等とおして切れ目なくサポートするとともに、研修会等による支援者支援も行っています。</p> <p>◆所在地: 逗子市桜山5-20-29(療育教育総合センター1階)</p> <p>◆開館日等: 月曜日～金曜日 (開館時間)9:00～17:00 (電話相談・来館相談) 9:30～16:30 ※来館予約の受付は17:00まで</p> <p>◆利用料: 無料です。</p>
<p>こども発達支援センター(くろーばー)</p>	<p>こども発達支援センターの療育部門として、障害児通所支援を中心とした専門的な療育、研修会等を通じた支援者支援等を行っています。</p> <p>日常生活における基本動作の獲得や生活能力の向上のために、障がいや特性に配慮した個別支援計画を作成し、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスでのグループ療育をとおして、家族や相談部門ひなたと協働しながら一貫した支援を行います。※児童福祉法に基づく法定サービスとなるため、利用にあたり所定の手続きが必要です。</p> <p>◆所在地: 逗子市桜山5-20-29(療育教育総合センター2階)</p> <p>◆利用料: 原則、1割を利用者が負担します。世帯の所得等に応じて負担上限月額が設けられています。(放課後等デイサービスのみ)</p>

こどもまんなか応援サポーター	「こどもたちのために何がもっとよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指す」ということを表明し、それに取組む、個人、団体・企業、自治体等をいいます。本市も令和5年11月7日付けでこの取組みに参加することを表明しました。
----------------	---

【さ行】

産後ケア事業	産後1年未満の母子が、助産師等による専門的なケアを受け、自宅で安心して過ごせるようにサポートする事業です。
事業所内保育事業(地域型保育事業)	企業や病院等が従業員の為に行う保育事業です。原則として従業員のみが利用可能ですが、一般の家庭のお子さんを預かる「地域枠」の設定も可能です。本市にはありません。
児童相談所	児童福祉法に基づき、原則18歳未満のこどもに関する様々な相談に応じる機関です。子育ての悩み・虐待に関する相談・言葉や発達の遅れに関する相談・生活やしつけの相談・非行の相談・不登校の相談・里親に関する相談等本人、家族、学校の先生、地域の方々等からの相談に専門スタッフが応じます。逗子市は鎌倉三浦地域児童相談所の管轄になります。 ◆利用料:無料です。
児童養護施設	児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つです。保護者がいない、虐待されている等家庭養育が困難なこどもを入所させて養育する施設です。本市にはなく、近隣に、鎌倉児童ホーム(鎌倉市)、春光学園(横須賀市)、幸保愛児園(葉山町)、誠心学園(横浜市磯子区)等があります。
(逗子市)社会福祉協議会	誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを目的として、様々な福祉サービスを展開しています。何か困ったことがおきたとき、福祉サービスを知りたいとき、気軽に相談できます。
就業率	15歳以上人口に占める就業者の割合。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所等が記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるものです。
小規模保育事業(地域型保育事業)	0歳児～2歳児までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の保育事業です。 ◆利用料:認可保育所と同様です。
ショートステイ	子育て中の保護者が、出産・入院・出張・介護・冠婚葬祭・夜勤・残業等、一時的にこどもの養育が困難になった場合に、短期間こどもを預かるサービスのうちの泊まり型の型のタイプです。
初婚年齢	初めて結婚した年齢。

スーパーバイズ	これから取り組もうとする支援、または今取り組んでいる支援について、スーパーバイザーにアドバイス・指導をしてもらうことです。スーパーバイザーは、発達支援を専門に研究をされている教授・准教授・講師、発達支援センターのセンター長等が務めています。
ずし子育てわくわくメール (メルマガ)	子育てに関するイベントや講座、こどもの健診等お知らせをメールで配信。 未就学児、小学生、中高生向けの3区分があります。 ◆利用料:無料です(通信費等は登録者負担となります)。
スタディクーポン	経済的な理由等により、家庭で十分な学習が行えないこども(中学3年生)に対して提供する、学習塾に通う費用に使えるクーポンの事です。
青少年指導員	逗子市青少年指導員は、青少年の創造的活動の支援、自発的活動の推進及び地域社会への積極的な参加を図ることを目的に設置された組織。こどもたちの創造的、自発的活動の推進と支援、青少年のための地域環境づくり等のお手伝いをしています。

【た行】

体験学習施設「スマイル」	児童館的機能を持ち児童青少年の健全育成を目的とした施設。スタジオやスポーツルーム、カフェ等を設置。スマイル講座等、こどもが楽しめる各種イベントも開催。 ◆所在地:池子 1-11-2
短時間勤務制度	3歳未満のこどもを養育する労働者が、本人の希望により短時間勤務(1日6時間勤務)ができる制度です。
地域安心生活サポート事業	「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、逗子市社会福祉協議会が地域での支え合い・助け合いの仕組みづくりを行っています。事業趣旨に賛同し、地域の中で活動する方は「お互いさまサポーター」として、逗子市社会福祉協議会にボランティア登録し、できる時に・できる人が・できることを行っています。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設されています。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。逗子市では、子育て支援センターと池子ほっとスペースが地域子育て支援拠点となっています。
地域包括支援センター	日常の困りごとを気軽に相談できる福祉の相談窓口であり、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように支援するための機関です。子育てのこと、ひきこもりのこと、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、どこに相談して良いかわからない様々な困り事をお住まいの地区を担当する地域包括支援センターの職員が関係機関と連携を図り解決を目指します。
特別支援学校	障がいのある幼児やこどもが学ぶための学校です。

トワイライトステイ	子育て中の保護者が、出産・入院・出張・介護・冠婚葬祭・夜勤・残業等、一時的にこどもの養育が困難になった場合に、短期間こどもを預かるサービスのうちの日帰りのタイプです。
-----------	---

【な行】

2歳児すくすく教室	歯科衛生士や公認心理士(臨床心理士)、保健師や保育士等が、育児相談、歯科相談、計測等を行います。 ◆利用料:無料です。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	お母さんと赤ちゃんが心身ともに健康に生活できるよう、赤ちゃんが生まれた全ての家庭へ生後4か月までに助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定、お母さんの血圧測定、育児相談、地域の子育て情報の提供等を行います。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	令和8年度より実施される、保育所等に通っていない6か月から3歳未満の乳幼児の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。
認可外保育施設	認可を受けてない保育施設です。都道府県に対して届け出の義務があり、神奈川県では総称して私設保育施設と呼んでいます。企業主導型保育事業、居宅訪問型保育(ベビーシッター)も含まれます。 ◆利用料:各施設が設定します。
認可保育所 (公立・私立)	保護者や同居の親族が仕事・病気等で、昼間にお子さん(生後8週～小学校入学前まで)を保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。 ◆利用料:世帯の状況等によって設定されます。
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。 ◆利用料:保育所部分については、認可保育所と同様です。幼稚園部分は無償化の対象となります。
妊婦健康診査	母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康を確保し健康管理の充実を図るために実施される健診です。補助対象者1人につき14枚の妊婦健康診査費用補助券を母子手帳交付と同時に交付します。補助券の利用により、妊婦健康診査費用を市で負担します。 ◇市の負担額:妊婦1人あたり最大7万7千円の補助

【は行】

伴走型相談支援	妊婦や乳幼児期の子育て家庭に寄り添い、安心して出産・子育てができるように、保健師等の専門職が面談や継続的な情報発信、相談等を行い、必要な支援につなぐ取り組みを実施します。
---------	---

病児・病後児保育施設	発熱時等病気のとくに、病院や保育施設に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育する事業です。逗子市内には、現在のところ、病児・病後児保育施設はありません。近隣では、鎌倉市、横須賀市等で実施しています。
ファミリーサポートセンター	ファミリーサポートセンターとは、こどもの保育所等への送迎や一時預かり等の互助援助活動を行う会員制の仕組みです。生後3か月から小学6年生まで利用ができます。事務局は、子育て支援センターに併設されています。 ◆所在地:逗子市桜山 1-5-42 ◆利用料:平日(7時~20時)1時間 700円(病児 900円) ◆土日祝・時間外1時間 900円(病児 1,100円)ひとり親、病児の補助制度があります。 ◆その他実費は保護者負担です。
フリースクール	一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設をいいます。
ふれあいスクール (放課後子ども教室)	市立小学校の空き教室を活用し、放課後のこどもの遊びの場を開設している事業です。こどもたちの豊かな人間性の育成を目的としています。 ◆利用料:無料です。
プレイリヤカー	乳幼児と保護者が地域の公園等で気軽に外遊びをして楽しく過ごしてもらうことを目的とし、池子ほっとスペースの一環として行っています。 ◆利用料:無料です。
プレバママミーティング (母親両親教室)	妊娠や出産、育児の不安をなくし、健康で元気な赤ちゃんを生み育てることを目的として行っている教室です。妊婦体操やお風呂の入れ方等基礎知識を学ぶことができます。 ◆利用料:無料です。
ベビーシッター	個人宅等へ出向いて、こどもを預かり、保育や世話をする人のことをいいます。利用者と事業者との個人契約で、深夜や休日も含めて、個人のニーズに対応します。 ◆利用料:団体・法人等によって異なります。
放課後児童クラブ (学童保育)	保護者が仕事等で放課後家庭にいないお子さんの遊びや生活の場を提供する施設です。 ◆利用料:世帯の状況等によって設定されます。(民設を除く。)
ほっとスペース	乳幼児とその親が自由に利用することができ、くつろぐことができる、交流の場であり、遊びの場です。市内に5か所(逗子・小坪・久木・沼間・池子)あります。 ◆利用料:無料です。

【ま行】

未婚率	未婚者が総数に占める割合です。
M字型就業構造	就業率を年齢階級別にみると、女性は20歳代と50歳代を頂点とし、出産・育児期にくぼみ、35～39歳を谷とする構造となっています。これを、折れ線グラフで表すとM字型になっていることから、M字型就業構造と呼んでいます。日本女性の就業構造の特徴といわれています。
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。社会奉仕の精神をもって、地域住民の相談・援助を行います。守秘義務があり、困りごとがあれば気軽に相談できます。福祉の制度やさまざまな支援サービスを紹介するとともに、住民と専門機関をつなぐ地域のサポーターです。

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていること ものことです。
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月から始まった国の制度で、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこども達の利用料が無償化されました。 ※要件や上限額などがあります。
幼稚園	満3歳になった次の4月～小学校入学前までの幼児を対象に、学校として幼児教育を行います。(一部の園で、満3歳になった時点で随時受入しています) ◆利用料:各施設が設定します。 ※新制度移行園については、無償化の対象のため無料です。 ※入園料や実費、教育充実費等が別途発生します。
要保護児童援助ネットワーク会議 (要保護児童対策地域協議会)	こどもに関係する機関が情報を共有し、連携して児童虐待などの問題が解決し、こどもの権利が守られるように行われる会議等のことを言います。 代表者会議、実務者会議(進行管理会議)、個別ケース検討会議(ネットワーク会議)の3層構造からなります。

【ら行】

離乳食教室	本市在住の乳児(初期:概ね5～6か月児、中～後期:概ね7～10か月児)と保護者が対象です。保護者は、2名まで付き添いができます。午前の回では、離乳食初期の内容を中心にすめ方のポイントや調理の工夫について、午後の回では、離乳食中期から後期にかけてのステップアップの方法等について管理栄養士がお話します。予約制です。 ◆利用料:無料です。
-------	--

療育	障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもの困りごとを解消し、社会的に自立した生活を送れるよう、個々の発達状態や特性に応じて必要な支援を行うことです。
療育教育総合センター	こども発達支援センター(1・2階部分)及び教育研究相談センター(3階部分)が入る施設の総称です。2つの機関を同じ建物内に配置することにより、福祉と教育が連携し、0歳から18歳までの子どもに対する継続的な支援を行っています。 ◆所在地:逗子市桜山 5-20-29
利用者支援事業	身近な場所で、保育施設や地域の子育て支援に係る情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を実施し、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
レスパイト	息抜きの意味です。レスパイトサービスは、子どもを一時的に預かって家族の負担を軽減する援助サービスのことです。

逗子市こども計画案の修正ポイント

前回の会議で配付した骨子案から修正した部分をこの資料でお示しします。

第1章 計画の策定にあたって

◎計画の名称 (P2 1.2 計画の位置づけ)

策定当初から「こども計画」として策定する予定であり、「子ども・子育て支援事業計画」を包含していることから、計画の名称について、包含される「子ども・子育て支援事業計画」ではなく、「逗子市こども計画」とすることとしました。

◎「こども」の表記 (P3 (4) 計画の対象、用語の説明)

委員からの質問・意見に対する対応 No. 1、2

第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画では「子ども」という表記を使用していましたが、こども基本法に規定される「こども計画」として策定するため、こども基本法概念に合せて「こども」という表記を用いることとしました。

第4章 計画の基本的な考え方

◎計画理念、課題、基本目標 (P22 第4章 計画の基本的な考え方)

委員からの質問・意見に対する対応 No. 4、5、6、8

第3回会議で配付した骨子案では、大きな「基本理念」と3つの小さな「基本理念」と3つの「基本的な考え方」があり、その関係性やそれぞれの重要度が分かりにくかったため、基本理念一つにしました。

また、「基本理念」と「課題」と「基本目標」の関係性を分かりやすくするために、P22の図にまとめました。「基本理念」は逗子市が目指す理想、「課題」はその理想の実現に向けて逗子市が抱える問題点、「基本目標」はその理想を実現するために目指す到達点という関係を図にしました。

◎基本理念の修正 (P22)

委員からの質問・意見に対する対応 No. 7

国の「こども大綱」が目標とする「こどもまんなか社会」を逗子市でも実現し、心豊かにこどもを育てること、こどもが自ら成長することができるまちを目指すことを示しました。

◎基本目標の修正 (P22、23 計画の基本目標)

委員からの質問・意見に対する対応 No. 8、9、10、11

前回の会議で配付した骨子案では、基本目標は第2期子ども・子育て支援事業計画の基本目標を案としてそのまま記載していましたが、新たな課題に対応する新しい基本目標を定め、順番を修正しました。

基本目標1、3、5が新たな目標です。基本目標2は母子保健計画の基本的な目標であり、基本目標4は子ども・子育て支援事業計画の基本的な目標です。

基本目標1は、こども基本法第3条の基本理念を参考に根本的な目標として定め、取組みでは「こどもまんなか社会づくり」を含む重要なものとし、1番目に示す目標としました。

基本目標2は、主に母子保健に係る目標であり、こども家庭センターや母子保健関連業務を中心にこどもの誕生に係る取組みをまとめ、2番目の目標としました。

基本目標3は、こども誕生後のライフステージに応じて生じる課題への新たな目標として定め、3番目の目標としました。

基本目標4は、主に子ども・子育て支援事業計画に係る目標であり、教育・保育の事業の運営に関する目標であるため4番目の目標としました。

基本目標5は、ソフトウェア、ハードウェアの面で1から4までの目標を補完するものとして定め、5番目の目標としました。

第5章 基本目標における取組み

◎基本目標、取組みの柱、取組みの内容（P24 第5章 基本目標における取組み）

「基本目標」を実現するために施すべき対策が「取組みの柱」、「取組みの柱」を実行するための方法が「取組みの内容」と定義し、その関係性を説明する文を入れました。

◎基本目標に対する取組みの内容（P28～45）

委員からの質問・意見に対する対応 No. 13、14、15、16、19、20、21、28、29、40

取組みの内容の中身を説明しています。

（以下は、第2期子ども・子育て支援事業計画から新規に追加した事業、内容を修正し改めた事業、新規の目標に合わせて取組みを移動した事業などを端的に示しています。）

○基本目標1 すべてのこどもが差別されることなく尊重され、基本的人権を保障された大人と同じひとりとして、幸せに暮らせるまちをめざします。（**新規追加**）

(1) こどもまんなか社会づくり（**新規追加**）

- ① （仮称）逗子市こども基本条例の制定（**新規追加**）
- ② こどもの人権が尊重される社会環境づくり（**新規追加**）
- ③ こどもが意見を表明する機会の確保（**新規追加**）
- ④ こどもまんなか社会の機運醸成（**新規追加**）

(2) すべてのこどもを受け入れる環境づくり

- ① 幼稚園、保育所、学校等におけるすべてのこどもの受入れ体制の充実
- ② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成
- ③ すべてのこどもに理解ある環境づくり（**修正 事業追加：こども家庭センター**）

(3) 発達に心配があるこども、障がいのあるこどもとその家族への支援

- ① 障がいの早期発見・対応の充実
- ② ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携
- ③ こどもと家族への心身のケア体制の充実
- ④ 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもとその家族を支える地域づくり
- ⑤ 医療的ケア児への支援（**新規追加**）

(4) ひとり親家庭への自立支援の推進

- ① ひとり親家庭への自立支援の推進（**文言修正 母子・父子家庭→ひとり親家庭**）
- ② 相談、情報提供の充実

- ③ 母子家庭の親とこどもの生活の場の提供（新規追加）
- (5) ヤングケアラー支援（新規追加）
 - ① 普及啓発（新規追加）
 - ② 関係機関との連携の強化（情報収集）（新規追加）
- (6) こどもの貧困への対応
 - ① 経済的支援（修正 事業追加：スタディークーポンの検討）
 - ② 貧困家庭のこどもの居場所づくり
 - ③ 地域包括支援センターの運営（包括的相談支援）（新規追加）
- (7) 不登校・ニート・ひきこもり等のこども・若者への支援（新規追加）
 - ① 教育支援センター（通称「なぎさ」）の運営（新規追加）
 - ② 体験学習施設「スマイル」を活用した居場所づくり（新規追加）
 - ③ フリースクール等に通うこどもへの支援（新規追加）
 - ④ 地域包括支援センター（包括的相談支援事業）（新規追加）
- (8) 児童虐待等保護が必要なこどもと親への対応
 - ① こども家庭センターの運営（修正 こども家庭センターへの変更）
 - ② こどもと親に対する相談支援
 - ③ 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携
 - ④ 保護者・家庭の自立支援
 - ⑤ 児童保護に係る支援と連携
- (9) こども・若者を守る安全・安心なまちづくり（新規追加）
 - ① こども・若者が安心して生活できる環境づくり（新規追加）
 - ② こども・若者の自殺対策（新規追加）
 - ③ 生きることの促進要因への支援（新規追加）

○基本目標2 安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

- (1) 妊婦、出産や子育ての相談・支援の充実
 - ① 妊娠初期から子育て期の専門職による伴走型相談支援の充実（修正 個別→伴走型）
 - ② 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導等支援の充実（修正 養育支援事業の追加）
 - ③ 妊娠・子育てにかかる経済的な支援（修正 事業追加）
 - ④ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実
- (2) 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
 - ① 乳幼児健診やプレパパママミーティング等の学習機会の充実（修正 文言修正フレパパ SMS 健診案内追加）
 - ② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり
- (3) 妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携
 - ① 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり（修正 えがおレポート・陽だまりの発行、③ネットワークづくりとしていたピアカウンセリングの推進を①に移動）
 - ② 医療機関をはじめ各種関係機関との連携
 - ③ 産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

○基本目標3 ライフステージに応じた子育てのサポートがあるまちをめざします。(新規追加)

- (1) こども(親子)の遊びの場づくり
 - ① 逗子の自然やまちの環境を生かした安心・安全なこども(親子)の遊び場づくり
 - ② ほっとスペース(親子遊びの場)の充実と連携
- (2) 地域や市民が主体の子育て支援の充実
 - ① ファミリーサポートセンター事業の充実
 - ② NPOや地域の力を生かした子育て支援の展開
 - ③ 地域によるこどもの活動の支援
 - ④ 青少年の地域参画の推進
- (3) 乳幼児とのふれあいや交流の推進
 - ① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進
 - ② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり
- (4) こども・若者の居場所づくり(文言修正 児童・青少年→こども・若者)
 - ① こども・若者の居場所づくり(文言修正 児童・青少年→こども・若者)
 - ② こども・若者の自主活動の促進(文言修正 児童・青少年→こども・若者)
 - ③ ふれあいスクール事業の充実
 - ④ フリースクール等に通うこどもへの支援(再掲)(新規追加)
- (5) 男女の多様な働き方に対するサポート(移動)
 - ① ライフスタイルに合わせた子育てサポート
 - ② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進
 - ③ 就業時間に即した保育支援
 - ④ 病児・病後児の預かり支援
 - ⑤ こども誰でも通園制度の開始(新規追加)
 - ⑥ 祖父母世代の孫育て応援(移動)
- (6) 年齢に合わせた適切な健康づくり(新規追加)
 - ① 健康づくりの推進(新規追加)
 - ② 予防接種費用の公費負担(新規追加)

○基本目標4 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします。

- (1) 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
 - ① 教育・保育施設における量の確保
 - ② 地域型保育(小規模保育等)における量の確保
 - ③ 認定こども園への移行支援
- (2) 幼児教育・保育の質の向上
 - ① 幼稚園・保育所等の教育活動及び保育環境の充実
 - ② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続
 - ③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応
 - ④ 幼児教育・保育の無償化への対応
- (3) 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
 - ① 必要に応じ、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実

- ② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実
- (4) 放課後児童クラブの質の維持・向上と待機児童対策の実施
 - ① 活動内容の維持・向上
 - ② 新たな環境への不安・負担軽減
 - ③ 待機児童対策の実施

○基本目標 5 子育て情報の発信と施設の充実をめざします。(新規追加)

- (1) 子育て支援情報の収集と効果的発信
 - ① 子育てに役立つ様々な情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備
 - ② 家庭や地域への教育・保育についての情報提供
 - ③ より一層の利便性向上のためのメディアの検討 (新規追加)
- (2) 施設の充実 (新規追加)
 - ① 子育て支援センターの移転 (新規追加)
 - ② 体験学習施設「スマイル」の改修 (新規追加)
 - ③ 市内保育所の改築等 (新規追加)
 - ④ 放課後児童クラブ及びふれあいスクールの改築等 (新規追加)

第 6 章 こども・子育て支援施策における量の見込と確保方策 (P46～63)

委員からの質問・意見に対する対応 No. 31

◎国が示す見込量の算出方法、第 2 期計画の見込量、昨年度実施したアンケート調査結果、逗子市の現状等を参考にして第 3 期子ども・子育て支援事業計画における見込量を定めています。

第 8 章 子育て支援施策の現状と若者の意見収集

◎こども・若者の意見聴取 (P82～92)

令和 6 年 10 月 20 日 (日) に開催されたスポーツの祭典で 22 名のこども達から意見を聴取した結果をまとめています。

令和 5 年度に市内在住の中高生にアンケートを郵送し、中高生から回答をもらった結果を掲載しています。(P83～92)

◎資料編 逗子市の子育てを取り巻く現状 (P93～107)

国の「すこやか親子 21」に基づく母子保健計画の基礎資料となる逗子市や神奈川県状況を記載しています。

◎参考 3 用語集 (あいうえお順) (P111～119)

本文中の用語の説明を記載しています。

第3回会議における委員からの質問・意見に対する対応

<対応分類の凡例>

- A：意見を反映し、原案を修正したもの
- B：意見を考慮し、やり方などを再検討し修正したもの
- C：意見を参考とし、原案どおりとするもの
- D：質問なので回答のみ

NO	箇所	質問・意見の概要	対応分類	意見に対する対応案、または回答
1	P.3	計画の対象を30歳未満としているが、なぜ30歳未満としたのか。空いているスペースに30歳未満とした経緯等説明を記載してはどうか。	A	用語の説明を記載し、その中で30歳未満とした経緯や「こども」とした理由等を説明しました。
2	P.3	「こども」「子ども」「子供」と3つあり、ここをしっかりと議論しないと後ろの基本理念などもずれてしまう。	B	用語の説明を記載し、その中で30歳未満とした経緯や「こども」とした意味等を説明しました。
3	P.17	未就学児の入所状況で③特定地域型保育事業の小規模保育事業や事業所内保育事業で数値が0の所があるが、返子市内になくて0なのか、あるけど誰も利用していないのか。	D	市内に施設が無いため、0になっております。国の種類区分一覧をそのまま掲載しております。
4	P.22	4章①基本理念の「誰もが心豊かに子どもをまんなかとした子育てができるまち返子」とあり、その下に3つ文章が並んでいるが、どれが基本理念か分かりにくいので言葉の整理をした方がよいのではないか。	B	会議での意見を踏まえ変更する考えでありましたので、理念、考え方や目標の関係性を改めて整理しました。基本理念を補う形で3つの補足を記載しておりましたが、ない方が明瞭になるため削除しました。
5	P.22	4章②基本的な考え方の最初に「子どもの最善の利益のための視点」とあり、その下の③計画の基本目標の基本目標4に「子どもの権利の保障」とある、厳密には権利の中に最善の利益が含まれていたりする。これはあえて言葉を変えて表現しているのか。	B	会議での意見を踏まえ変更する考えでありましたので、理念、考え方や目標の関係性を改めて整理しました。基本理念、基本目標の関係を補う形で②基本的な考え方を記載していましたが、関係性が複雑になり、ない方が明瞭になるため削除しました。

6	P.22	②基本的な考え方では、「子どもの最善の利益」が一番上にあるが、③基本目標になると、4番目になっている。意図して順番が変わっているのか。	B	会議での意見を踏まえ変更する考えでありましたので、理念、考え方や目標の関係性を改めて整理しました。基本理念、基本目標の関係を補う形で②基本的な考え方を記載していましたが、関係性が複雑になり、ない方が明瞭になるため削除しました。
7	P.22	基本理念で、以前にあった「心豊かに」が抜けてしまっているのが残念。健やかな成長と心豊かな成長は違いがあるので、前回のように入れてもよいのではと思う。	B	基本理念を補う形で3つの補足を記載していましたが、ない方が明瞭になるため削除しました。引き続き、基本理念では「心豊かに」を記載しております。
8	P.22	基本理念Ⅰに「自分の意見を表明し、社会活動に参画する機会が確保されていること」とあり、大切なことではあるが、すごく積極的なものを求められすぎている感覚がある。	B	基本理念の補足を削除し、基本目標としました。
9	P.22	この順番は課題の重さが表現されるのではないか。この計画はどこをキーワードとして進めて行くかの道標になるので、そこをもう少し明確にした方がよいかと思う。また、潜在的なニーズと多様なニーズを区別して書いているが、潜在的なニーズの中に多様なニーズが含まれていると思うので、その辺りをどう考えるか検討して欲しい。	B	基本理念の補足を削除し、基本目標としました。
10	P.22	基本理念の一番大事なこととして、子どもの権利保障が一番上に来ることが望ましいと思う。子ども子育て支援計画としては、大人の視点で組み立てられ立派であるが、こどもまんなかという意味では、本来の子どもの最善の利益に当たる所が一番上に持ってくるのが計画としては必要だと思う。	B	基本理念の補足を削除し、基本目標としました。
11	P.22	基本目標4に「子どもの権利の保障…」とあり、よい言葉だが、権利の保障はすべての子どもに対してだと思うが、その下の「支援が必要な子どもとその家族…」とあり、支援が必要な子や家族に対しては権利の保障をしますという解釈になりかねないと思う。	B	会議での意見を踏まえ変更する考えでありましたので、基本目標の内容や順番について見直しを行いました。

12	P.28	基本目標4の「(1) こどもまんなか社会づくり」に関してだが、子どもに意見を聞くのもいい方法だと思うが、子どもに聞く場合、どのように質問するかも重要になってくると思う。また、単発のイベントではなく、ワークショップ形式等にして継続して実施できるとやっている意味が出てくるのではないかと思う。	C	いずれの市町村でも模索しているところで、試行錯誤をしながら、今後もよりよい方法を検討していきます。
13	P.28	「1 こどもまんなか社会づくり」にこども等とあるが、おそらく、子どもと若者だと思うが、等には何が入っているのか。30歳までを子どもと位置付けるのであれば、若者が入ってくるので、等は必要ないのではないか。	A	ご意見のとおり、「等」は削除しました。
14	P.29 P.32 P.38	「(2) すべての子どもを受け入れる環境づくり」とあり、すべての子どもを受け入れる環境整備は、どこに受け入れるっていうところで、施設の話だけになっていて、ここは居場所づくりにも関わってくるので、その一文があるとよいのではと思う。	B	基本目標の順番を変更し、内容を組み替えました。基本目標1の2、1の7、3の4に取組みを記載しています。
15	P.29 P.32 P.38	「5 児童・青少年の居場所づくり」で、居場所は決まった場所のイメージがあるが、居場所は心の拠り所が必要になってくるのでは。家庭に居場所がないので拠り所を探している子が、どこに行ってしまうのか。逗子市が考えている居場所をイメージしにくいかと思う。	B	表現や掲載の方法について、検討や見直しをしました。基本目標1の2、1の7、3の4に取組みを記載しています。
16	P.29 P.32 P.38	5の①の3つ目「・子どもや青少年が抱えている悩みやストレスを友だちと協力して問題解決」とあるが、悩みやストレスはプライバシーなこともあり、デリケートな時期でもあるので、それを人と共有してよいのか。共有してよいものといけないものがあるので、表現の仕方を検討した方がよいのではないか。	B	削除しました。また、基本目標1の2、1の7、3の4に取組みを記載しています。
17	P.30	3の④に発達に心配のある子どもや障がいのある子どもとその家族となっているが、家族の中には親御さんの他にきょうだいも入ると思うので、きょうだいを入れてもよいと思う。	C	家族の中にきょうだいも含まれていると考えていますので、このままの記載とさせていただきます。

18	P.31	子どもの貧困への対応の中で、食事の支援、箱根ではこども計画に配食サービスを位置付けていて、経済的に困難な家庭に食事の提供をしている。この辺りも位置付けられたらよいと思う。	C	基本目標1の6「③地域包括支援センターの運営（包括的相談支援）」の中で検討していきます。
19	P.32	(7)の①に子ども家庭総合拠点の設置とあるが、法律上はこども家庭センターに変わっていると思うので修正いただきたい。	A	ご意見のとおり修正しました。
20	P.32	「6 ニート、ひきこもり等のこども・若者への支援」の新たに追加する部分だが、何かイメージがあるなら、口頭でもいただけるとよいのではないか。	B	基本目標1の7に取組みを記載しています。
21	P.32 P.38	4の①の4つ目「・放課後や休日に身近な地域で気軽に集まり…」とあるが、皆でもいいが、一人でも大丈夫だよという意味合いの言葉を入れてもいいのではないか。	B	ご意見を踏まえ表現を修正しました。基本目標1の7、3の4に取組みを記載しています。
22	P.32 P.38	「5 児童・青少年の居場所づくり」の3つ目に、友達と協力してとあるが、一番知られたくないことを友達と協力してとなるときついことだと思う。	B	ご意見を踏まえ表現を修正しました。基本目標1の7、3の4に取組みを記載しています。
23	P.35	基本目標3の「(1) 妊娠や子育ての相談・支援の充実」の④だが、妊婦健診の補助があるが、毎回の健診料はやはり負担になっている。	C	他の制度と併せて支援をしていきます。
24	P.37	基本目標2の「(1) 親子遊び場づくり」の③だが、逗子の魅力である逗子の海や山の自然に魅力を感じて移住してくる人も多いと思う。逗子の自然体験ができるような企画が充実してくると良いと思う。逗子でしかできないような企画やイベントを充実していくのが良いのではないか。	C	基本目標3の1①に記載しております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
25	P.39	基本目標5の「(1) 男女の多様な働き方に対するサポート」だが、いま時短勤務ができる会社も増えているが、この時短制度を利用しようとすると保育利用に規定を満たさないために補助がおりないという問題がある。働き方の現状に合わせて制度の見直しを検討してもらえるとありがたい。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。

26	P.39	「2 祖父母世代の子育て応援」で、祖父母だけでなく、親御さんを介護している人もいるので、親の介護も入れるのもよいかと思う。	C	高齢者施策の取組みの中で、参考とさせていただきます。
27	P.42	「2 幼児教育・保育の質の向上」 ④幼児教育・保育の無償化への対応だが、育休を取得すると無償化の1つである月 37000 円の補助がないという問題があって、現状としてはその補助をあきらめて、育休を取得しないといけない。また、入園させたい認可外保育園を断念して、認可の保育園や幼稚園を選択せざるを得ない。せっかく育休という制度があるにもかかわらず、その制度をうまく使えていない現状がある。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
28	P.42	4 放課後児童クラブの質の維持・向上に、「学童期においては、急速な知的能力の発達や自我意識」とあるが、これは学童期においてのみの話ではないので、ここの書きぶりは検討した方がよいのではと思う。	B	放課後児童クラブ運営指針を参考に修正しました。
29	P.43	「(4) 放課後児童クラブの質の維持と向上」のところに「③の新たな待機児童対策の実施」とあるが、これは更なる取組みということ意味で考えてよいのではと思う。	B	更なるものではないため、「新たな」を削除しました。
30	P.51	地域子ども・子育て支援事業とあるが、ここに 30 歳に近い 20 代の人を対象にした事業はほとんど入っていない。何か課題に向き合うときに、その対象の子ども達の所に目を向けるが、その層には手厚くするが、その先に行った時に、ギャップが大きくなっていく。30 歳手前の層をどうするのかを計画に反映していければと思う。	C	地域子ども・子育て支援事業の説明は、子ども・子育て支援法に基づく事業を説明する部分になります。30 歳に近い 20 代の人を対象にした事業は、第 5 章内で記載しております。
31	P.53	放課後児童クラブ事業の事業概要だが、市内の公立小学校区ごとに1か所ごとに整備されている「公設」以外の、補助事業が抜けている。	B	民設学童についても追記しました。
32	P.66	市民アンケートに一時預かりの需要が増えているとあるが、共感できる場所があり、第二子を出産する際に第一子を誰に見てもらう必要があり、配偶者や実家に見てもらえれば問題ないが、そうでない場合は、預け先を見つけなければならず、経済的にも負担が大きいと感じている。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。

33	P.67	(2) ①父親の子育て…この書きぶりでは、「主に父親」が子育てを行っているのみが「積極的な父親の子育て関与」と読めてしまう。「主に母親」の割合がまだ高いことを伝えたいと思うので、再考いただければと思う。	B	「①父親の子育て」から「①主に子育てを行っている方」に修正しました。
34	P.74	「7 自分が対象者になるのかどうか分からない」「8 事業の利用方法(手続き等)が分からない」の回答が一定数いることを鑑みると、情報の発信の仕方であったり、情報の提供を工夫するとよいのではないか。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
35	P.73	下のグラフにファミリーサポート、トワイライトステイ、ベビーシッターとあるが、意味合いが少し異なるが並べてよいものか気になる。	C	アンケートの結果をそのまま掲載しているため、次のアンケートの参考とさせていただきます。
36	P.79	(4) 放課後児童クラブ事業①低学年に平日に放課後に過ごせたい場所について…前回との変化が示されていないのは理由があるのか？	D	質問のあったグラフに限らず、2つの質問を掛け合わせた棒グラフは、この棒グラフの機能として年度を比較することができないため、今回のアンケートのみの表示になっています。
37	—	県のこども若者計画と子ども子育て計画を踏襲していこうという動きがあるので、若者のグラデュエーションの時期を踏まえていただけるとは計画としてはよいと思う。今、逗子市では若者計画は作っていないので、今回はその辺りも踏まえて作成するという理解でよいか。	D	ご質問のとおりです。
38	—	認可と認可外の壁がまだあるため、良い認可外保育園があるので選択したいが、経済的な理由で断念する状態があるのは課題だと思う。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
39	—	こどもの意見表明支援事業というのを、児童相談所に課している。施設に入っている一時保護所にいる子の意見表明をしっかり受けなさいということが児童福祉法に明記された。それがさらに、保育園、幼稚園、学童保育に対しても課せられ、その子供たちに意見表明をする機会を作りなさいということが法律にプラスされる。その辺りを盛り込んでいかないといけない。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。

40	—	<p>子どもの計画であって、昔の育児支援計画と親視線の計画の名残がある。子どもの意見を聞くとあって、乳幼児の意見はどう聞くものかと考えていた。乳幼児や小学校低学年の子が考えていることを、代弁するのは、保護者、保育者、教育者となると、子ども主体ではなく、大人主体という偏った見方になると思う。是非とも返子で、こどもがまんなかになっているというのが分かる計画にして欲しい。</p>	B	<p>意見を踏まえて、基本理念作成の参考としました。</p>
----	---	--	---	--------------------------------

<様式1-1> 幼児期の教育・保育の需給計画【総括表】

(市町村内全域)

※青のセルにのみ入力して下さい。

【単位:人】

		第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における計画値				
		令和7年度 4月1日	令和8年度 4月1日	令和9年度 4月1日	令和10年度 4月1日	令和11年度 4月1日
① 就学 前 児 童 数	0歳	289	284	282	278	274
	1歳	277	303	298	296	292
	2歳	314	283	309	305	302
	3～5歳	1,106	1,066	1,010	958	947
	合計	1,986	1,936	1,899	1,837	1,815
② 量 の 見 込 み	0歳(3号)	65	64	63	62	61
	1歳(3号)	150	164	161	160	158
	2歳(3号)	167	151	165	162	161
	3～5歳(2号)	679	655	620	588	582
	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	126	122	115	109	108
	上記以外	553	533	505	479	474
	3～5歳(1号)	388	374	354	336	332
合計	1,449	1,408	1,363	1,308	1,294	
③ 確 保 の 内 容	0歳(3号)	76	76	76	76	76
	1歳(3号)	158	158	158	158	158
	2歳(3号)	189	189	189	189	189
	3～5歳(2号)	703	703	703	703	703
	3～5歳(1号)	395	395	395	395	395
	合計	1,521	1,521	1,521	1,521	1,521
④ 需 給 差 (③ ②)	0歳(3号)	11	12	13	14	15
	1歳(3号)	8	▲ 6	▲ 3	▲ 2	0
	2歳(3号)	22	38	24	27	28
	3～5歳(2号)	24	48	83	115	121
	3～5歳(1号)	7	21	41	59	63
	合計	72	113	158	213	227

【「量の見込み（計画値）」の算定方法】

「算出のための手引き」によらない場合は、算定式の記入をお願いします。

※必要に応じて、行を追加して記入願います。

※その他、計画値の時点（4月1日）が異なる等、別紙の記載内容と異なる場合は、備考欄に記載願います。

<p>【記載例】</p> <p>1歳(3号)</p>	<p>算定式</p>	<p>就学前児童数 × 推計支給認定率</p>
	<p>算定式で 用いた数値 の算出方法</p>	<p>○推計就学前児童数 過去●か年の就学前児童数の平均増減率をもとに算出 (2025年度児童数=2024年度児童数×平均増減率)</p> <p>○推計支給認定率 過去●か年の平均支給認定率を使用、平均女性就業率の上昇の影響を 加味</p>
<p>3～5歳(1号・2号)</p>	<p>算定式</p>	<p>就学前児童数 × 令和6年4月の申込率</p>
	<p>算定式で 用いた数値 の算出方法</p>	<p>○就学前児童数 「算出のための手引き」による。</p> <p>○令和6年4月の申込率 (実利用者数+待機児童数)／就学前児童数</p>
<p>0～2歳(3号)</p>	<p>算定式</p>	<p>就学前児童数 × (令和6年4月と令和5年4月の申込率の平均)</p>
	<p>算定式で 用いた数値 の算出方法</p>	<p>○就学前児童数 「算出のための手引き」による。</p> <p>○申込率 (実利用者数+待機児童数)／就学前児童数</p>
<p>備考欄</p>		

<様式1-2>

幼児期の教育・保育の
需給計画
【確保の内容の内訳表】

※青のセルにのみ入力して下さい。

(単位:人)

(単位:人)

(単位:人)

	令和7年度計画値(4月1日)						令和8年度計画値(4月1日)						令和9年度計画値(4月1日)						令和10年度計画値(4月1日)						令和11年度計画値(4月1日)						
	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	
			0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳		
① 特定教育・保育施設	認定こども園(幼保連携型)					0					0					0					0								0		
	認定こども園(幼稚園型)	0	35	0	7	10	52	0	35	0	7	10	52	0	35	0	7	10	52	0	35	0	7	10	52	0	35	0	7	10	52
	認定こども園(保育所型)						0					0				0					0								0		
	認定こども園(地方裁量型)						0					0				0					0								0		
	認可保育所		451	65	108	131	755		451	65	108	131	755		451	65	108	131	755		451	65	108	131	755		451	65	108	131	755
	施設型給付対象幼稚園 ※⑤を除く	361					361	361					361	361					361	361					361	361				361	
小計	361	486	65	115	141	1,168	361	486	65	115	141	1,168	361	486	65	115	141	1,168	361	486	65	115	141	1,168	361	486	65	115	141	1,168	
② 確認を受けない幼稚園 ※⑤を除く	34					34	34					34	34					34	34					34	34				34		
③ 特定地域型保育事業	小規模保育事業(A型) ※			3	32	34	69			3	32	34	69			3	32	34	69			3	32	34	69			3	32	34	69
	小規模保育事業(B型) ※						0					0				0				0					0				0		
	小規模保育事業(C型) ※						0					0				0				0					0				0		
	家庭的保育事業			1	2	2	5			1	2	2	5			1	2	2	5			1	2	2	5			1	2	2	5
	居宅訪問型保育事業						0					0				0				0					0				0		
	事業所内保育事業(定員20人以上)						0					0				0				0					0				0		
	事業所内保育事業(小規模A型基準)						0					0				0				0					0				0		
	事業所内保育事業(小規模B型基準)						0					0				0				0					0				0		
小計		0	4	34	36	74		0	4	34	36	74		0	4	34	36	74		0	4	34	36	74		0	4	34	36	74	
④ 認可外保育施設		92	3	3	6	104		92	3	3	6	104		92	3	3	6	104		92	3	3	6	104		92	3	3	6	104	
⑤ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		116				116		116				116		116				116		116				116		116				116	
⑥ 企業主導型保育施設(地域枠)		9	4	6	6	25		9	4	6	6	25		9	4	6	6	25		9	4	6	6	25		9	4	6	6	25	
⑥ 幼稚園接続保育						0						0							0						0					0	
合計	395	703	76	158	189	1,521	395	703	76	158	189	1,521	395	703	76	158	189	1,521	395	703	76	158	189	1,521	395	703	76	158	189	1,521	

※ 小規模保育事業は、国家戦略特区小規模保育事業の場合のみ2号にも入力可能

<様式2> 放課後児童健全育成事業の需給計画

(市町村内全域)

【単位：人、箇所数】

		第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における計画値				
		令和7年度 4月1日	令和8年度 4月1日	令和9年度 4月1日	令和10年度 4月1日	令和11年度 4月1日
① 児童数	1年生	392	385	398	366	352
	2年生	456	404	397	409	377
	3年生	431	460	407	401	414
	4年生	441	436	466	412	407
	5年生	562	446	441	471	417
	6年生	459	563	447	441	473
	合計	2,741	2,694	2,556	2,500	2,440
② 量の 見込み	1年生	145	150	162	155	156
	2年生	138	128	132	143	138
	3年生	79	85	77	77	81
	4年生	42	40	41	35	33
	5年生	25	19	18	18	15
	6年生	13	16	13	13	14
	合計	442	438	443	441	437
③確保の内容 (人数)		461	461	486	486	486
④確保の内容 (箇所数)		6	6	6	6	6
うち、一体型 (箇所数)		(0)	(0)	(5)	(5)	(5)
⑤需給差 (③－②)		19	23	43	45	49

【「量の見込み（計画値）」の算定方法】

※「算出のための手引き」によらない場合は、算定式の記入をお願いします。

その他、計画値の時点（4月1日）が異なる等、別紙の記載内容と異なる場合は、備考欄に記載願います。

算定式	児童数 × 申込割合
算定式で 用いた数値 の算出方法	○申込割合 平成30年4月から令和6年4月の申込割合の変化が令和7年度以降も 継続すると見込んだ。
備考欄	

令和6年度第3回

逗子市子ども・子育て会議
会議録（案）

令和6年9月19日開催

令和6年度 第3回 逗子市子ども・子育て会議 会議録

1 日 時 令和6年9月19日（木）午前9時30分から午前11時30分まで

2 開催場所 逗子市役所5階第3会議室

3 出席者

(1) 委員（名簿順）

豊田委員、横山委員、清水委員、市川（悟）委員、小関委員、渡部委員、市川（由）委員、
渡邊委員、武藤委員、横地委員、寶川委員、高木委員、山岡委員、小野委員 以上14名

(2) 事務局

福井教育部担当部長（子育て支援担当）（教育部次長（子育て支援担当）事務取扱）

子育て支援課（伊藤課長、中川担当課長（青少年育成担当）、鈴木係長、佐藤専任主査、
稲垣主事）

保育課（梶山課長、坂田係長）

4 欠席者 なし

5 同席者 ランドブレイン株式会社（逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査
の実施及び集計分析業務受託業者）：伊藤都市政策グループ担当チーム長 鈴木地域
経営チーム主任

6 開催形態 公開（傍聴者なし）

7 議 題

第3期 逗子市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について

8 配布資料

次第・席次表・委員名簿

第3期 逗子市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

第3期市町村計画における需給計画の事前報告（暫定値）資料

令和6年度第1回逗子市子ども・子育て会議 会議録（案）

9 議事概要

開会

- ◆ 委員14名が出席。「逗子市子ども・子育て会議条例」第5条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを報告。
- ◆ 同条例第5条第1項の規定に基づき、会長を議長とする。
- ◆ 傍聴者なし。
- ◆ 会議録署名委員 会長、2番横山委員、5番市川由美子委員。

議題（1）逗子市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について

【寶川議長】

事務局より説明を願う。

【事務局（鈴木係長）】

《「第3期 逗子市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）1章～5章」の説明（説明省略）》

【寶川議長】

事務局より、第3期 逗子市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）の第5章まで説明があった。何かご意見等あるか。

まず私から、質問したいと思う。

1つ目、3ページの（4）に計画の対象が30歳未満とあるが、なぜ30歳未満としたのか。

2つ目、16ページの「①市内未就学児の入所状況」で「③特定地域型保育事業」の居宅訪問型保育事

業や事業所内保育事業等の数値が0になっているが、逗子市内に事業所はあるものの誰も利用していないのか、それとも事業所がなくて0なのか。

3つ目、19 ページの4章①基本理念として「誰もが心豊かに子どもをまんなかとした子育てができるまち 逗子」とあるが、その下に3つ文章が並んでおり、どれが基本理念なのか分かりにくいので整理をした方が良いのではないかと。

また、理念の3つの文章の語尾が「のように」となっているが、一般的には「を目指す」や「を作る」等の表現をすることが多い。どの表現が良いか、ご検討いただきたい。

4つ目、20 ページに基本理念1・2・3が並んでおり、21 ページには「②基本的な考え方」として4つ記載がある。中身は良いと思うが、21 ページ以降出てこないのか、この考え方を計画のどこに生かそうとしているのか、明確にした方が良いのではないかと。

また、「②基本的な考え方」の1番目に「子どもの最善の利益のための視点」とあり、「③計画の基本目標」の基本目標4に「子どもの権利の保障」とある。権利の中に最善の利益が含まれているという考えもあるが、これはあえて言葉を変えて表現しているのか。

さらに、②基本的な考え方では、「子どもの最善の利益」が1番上にある一方で、③基本目標では4番目になっている。これは意図して順番を変えているのか。

5つ目、22 ページの基本目標4に「子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します」とある。良い言葉だが、権利の保障は全ての子どもを対象としなければならぬところ、続けて記載することによって「支援が必要な子やその家族に対しては権利の保障をする」と捉えられてしまうのではないかと。

6つ目、32 ページ「5 児童・青少年の居場所づくり」のところで、居場所というと実際にいる場所という印象が強くなるが、心の拠り所という意味での居場所も必要である。家庭に居場所がなく心の拠り所を探している子が、どこを頼りにすれば良いのか。現在の内容では、そういった意味の逗子市が考える居場所をイメージしにくいと思う。

また、①の3つ目に「・子どもや青少年が抱えている悩みやストレスを友だちと協力して問題解決できるようサポートします。」とあるが、ストレスや悩みはプライベートなことであり、デリケートな時期でもあるので、それを人と共有して良いのか。共有してできるものとできないものがあるので、表現の仕方を検討した方が良いのではないかと。

さらに、①の4つ目「・放課後や休日に身近な地域で気軽に集まり、おしゃべりをする等自由にくつろぎ、安心して過ごせる居場所づくりをサポートします。」とあるが、誰かと集まることによって安心して過ごせると捉えられてしまう可能性があるため、1人でもくつろぐことができるという意味の言葉を入れても良いのではないかと。

7つ目、33 ページの「6 ニート、ひきこもり等の子ども・若者への支援」等新たに追加する部分が空欄になっているため、何かイメージしているものがあれば口頭でもいただくと良いのではないかと。

【事務局（鈴木係長）】

3 ページ目の年齢について説明する。子どもに関する法律として、最初に児童福祉法があり、この法

律では「児童」を18歳以下としている。その後、子ども子育て支援法という法律ができて、こちらでは児童ではなく「子ども」という表現を使っており、18歳以下を「子ども」と定義している。さらに、昨年できたこども基本法では、「児童」や「子ども」ではなく「こども」という表現を使っている。年齢までは具体的には書いていないが、自立していく過程にある人を「こども」としており、国のガイドライン等で概ね30歳くらいまでの人というのが示されているため、計画では30歳未満としている。この計画の中では「児童」や「こども」ではなく「子ども」という表現で示していきたいと考えているが、「こども基本法」や「こども大綱」といった固有名詞については、そのまま記載をする。

第2期までの計画では子どもを18歳未満としていたが、第3期では自立の過程にある30歳未満までを子どもとしている。

【市川（悟）委員】

今、話として出た子どもの定義だが、成人との問題がある。成人が20歳から18歳に変更となり、選挙権が与えられ、子どもとして参加するのではなく大人の一員をして参加することになった。世間一般的に浸透している子どもの定義と今回のこども基本法の定義では乖離が生じている。また、「こども」「子ども」「子供」と表現も3つあり、こういったところを議論しなければ基本理念等もずれてしまう。

【山岡委員】

市町村が作成する計画は、県の子ども・若者計画や子ども・子育て支援事業計画の内容を組み込むという動きがあるので、若者が自立に向かっていく時期を踏まえるということは計画として良いと思う。今、逗子市では若者計画は作っていないため、今回はその辺りも踏まえて作成するという理解で良いか。

【事務局（伊藤課長）】

これまで若者計画は作っていない。今回、子ども・子育て支援事業計画を作るにあたり、ニートや引きこもり等についても記載しようと思っており、若者の概念も入っている。そのため、計画の対象年齢を30歳未満にしている。

【寶川議長】

3ページの下の辺りにスペースがあるので、その部分に「子ども」等の表現の違いについての経緯や説明があると市民の方々も分かりやすいのではないか。

【横地委員】

人口が減少している等変化しているところもあるが、ほとんどの文章が5年前のものを踏襲しており、21ページにある「③計画の基本目標」も文章だけでなく順番も同じになっている。令和5年4月の入園の申込人数が2割減で非常に減っている状況であり、さらに出生率の推移を踏まえると、予測以上に申込人数が減っていくのではないかと現場で働いている者としては、かなり危機感を感じている。目標に記載されている順番が課題の重さの順番になっているのであれば、傾向として待機児童対策ではなく、多様なニーズに合わせた質の向上や学童の待機を解消することを上位に持ってきた方が良いのではないか。順番を明確にすることによって、この計画はどこをキーポイントとして進めて行くかの道標になると思う。

また、28ページから29ページにかけて潜在的なニーズと多様なニーズを区別して書いているが、潜

在的なニーズの中に多様なニーズが含まれていると思うので、その辺りをどのように考えるか検討してほしい。

5年前と比べて状況が大幅に変わっているので、計画の文章が同じになることはないと思う。“子育てしやすいまち”ではなく“子育てしたいまち”や“子どもを持ちたくなるまち”にして、多様な保育行政が売りとなるまちにしてほしい。

また、33ページ「7 子ども・若者を守る安全・安心なまちづくり」「② 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策」と記載があるが、この前行われた保育園関係者の会議でも小さい子たちの性教育が話題にあがったところである。子どもが毎日幸せに暮らすことができる計画にしてほしい。

【事務局（鈴木係長）】

先ほど、寶川議長からも計画目標の順番に意味があるかという質問があったが、この順番に大きな意図はない。今後皆さまの意見を参考にしながら、変更する予定でした。

【寶川議長】

逗子市として、今後何を大事にして子どもを育てていきたいのかが分かる計画となれば良いと思う。

【横山委員】

私からは 28 ページから記載のある基本目標について、実際市民の中で話として出ている、市に対して取り組んでほしいことや改善してほしいこと等をお伝えしたいと思う。

1つ目、29 ページにある「2 幼児教育・保育の質の向上」の「④ 幼児教育・保育の無償化への対応」についてだが、育休を取得すると無償化の1つである月 37,000 円の補助が受けられないという問題がある。現状としては、子どもと一緒に居たいため、その補助を諦めて育休を取得し、経済的負担になっているという状況がある。また、入園させたい認可外保育園を断念して、認可の保育園や幼稚園を選択せざるを得ない状態になっている。せっかく育休という制度があるにもかかわらず、条件があることによって、その制度をうまく使えていない。

2つ目、逗子市にも認可外保育施設が数多くあり、あえて認可外を選びたいという親も増えているが、認可外に対しては補助が少ないと思う。前回のパブリックコメントが保育料の見直しについてで、良い方に改善されたが、1人目も2人目も認可外の場合、2人目であっても認可外に入ると補助を受けられない。認可と認可外の壁がまだあり、良い認可外保育施設が市内にもあるので選択したいが、経済的な理由で断念するケースがあるのは課題だと思う。

3つ目、基本目標2「1 親子遊びの場づくり」の「③ 逗子の自然やまちの環境を生かした遊びの充実」について、逗子の魅力である海や山という自然に魅力を感じて移住してくる人が多いと思う。一昨年度から行っているポーネルドの遊具体験企画は、今まで市外に行かなければ遊べなかった遊具を市内かつ無料で遊べ、大変評判も良い。しかし、事前予約制で当日行っても参加できなく、応募多数だと抽選になる等制限のある企画であった。そういったイベントも良いが、やはり逗子の自然体験ができ、逗子でしかできないような企画やイベントを充実していくのが良いのではないかと。魅力のある逗子の自然を使って子育てをしたいが、どのようにしたら良いか分からない人にとって、廃止になってしまったプレイパークは凄く良い経験となっていた。市内にも自然を生かしてイベントを行う団体があるので、

市としてもそういったところを充実したら良いのではないかと思った。

4つ目、34 ページにある基本目標3の「1 妊娠や子育ての相談・支援の充実」の「④ 妊娠・子育てにかかる経済的な支援」について、妊婦健診の補助はあるものの毎回の健診料は負担になっている。

5つ目、61 ページの市民アンケートに「経済面での補助」や「きょうだい児の一時預かり」の需要が増えていると記載があるが、まさそうだと思う。第2子を出産する際に第1子を誰かに見てもらう必要があり、配偶者や祖父母が面倒を見てくれれば問題ないが、そうでない場合は、預け先を見つけなければならず、預けるにしても経済的に負担が大きいと感じている。

6つ目、36 ページの基本目標4の「1 こどもまんなか社会づくり」に関して、子どもに意見を聞くことは良いことだと思うが、子どもに聞く場合、どのように質問するかも重要になってくると思う。また、単発的なイベントではなく、ワークショップ形式等にして継続的に実施できると、より効果的だと思う。他の市町村の取り組みを参考にすることも良いとは思いますが、逗子市独自のやり方を探り、逗子に住む親子や有志にどのような取り組みにするか聞くと良いと思う。

7つ目、39 ページにある基本目標5の「1 男女の多様な働き方に対するサポート」について、最近短勤務ができる会社も増えているが、利用しようとする補助を受けられないという問題がある。補助を受けるためには、就労時間が64時間以上になることや月12日以上勤務する等色々な要件がある。短勤務をすることで、その要件を満たせず、経済面を考えてフルタイムで復帰せざるを得ないのが現状だと思う。働き方の変化に合わせて、市の制度の見直しをしてもらえるとありがたい。

【寶川議長】

アンケートを踏まえて骨子案を作成したと思うが、色々な制度があるものの経済面や制度の狭間で限られた制度しか使えないということが起きている。また、子どもの意見をどう集めていくか、事務局から話があればお願いしたい。

【事務局（伊藤課長）】

委員の皆さまからいただいた意見について、1つ1つにお答えする時間がないため、今日はお話を伺い、後日Q & A形式で分かるような形でお答えしたいと思う。

【小関委員】

1つ目、この計画において、子どもの定義を30歳未満としている部分については、先ほど話が出た際に説明を聞き理解したが、計画内ではかなり説明をする必要があると思う。また、“こども”の表記について、「こども」や「子ども」と混在しており、説明を聞いても使い分けが分からなかったので、より説明をいただく必要があると思う。

2つ目、19 ページの基本理念で、以前にあった「心豊かに」が抜けてしまっているのが残念。健やかな成長と心豊かな成長は違いがあるので、前回のように入れても良いのではと思う。

3つ目、20 ページの基本理念1に「自分の意見を表明し社会活動に参画する機会が確保されていること」とあり、大切なことではあるが、積極的なものを求められすぎているという感覚がある。

4つ目、23 ページの「(4) 放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施」のところに「③ 新たな待機児童対策の実施」とあるが、「更なる取り組み」という表現にしても良いのでは

ないか。

5つ目、26 ページに「(2) すべての子どもを受け入れる環境づくり」とあるが、施設といった具体的な場所だけの話になっている。先ほど話題に出たが、心の拠り所という意味の居場所についても一文があると良いと思う。

6つ目、29 ページにある「4 放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施」の「① 活動内容の維持・向上」に「学童期においては、急速な知的能力の発達や自我意識…」とあるが、これは学童期においてのみの話ではないので、記載内容についてご検討いただきたい。

7つ目、先ほども話題に出たが 32 ページにある「5 児童・青少年の居場所づくり」の3つ目に「友だちと協力して…」とあるが、1番知られたいことを友達と協力して問題解決するのは厳しいことだと思う。

8つ目、36 ページにある「1 こどもまんなか社会づくり」の②では「こども等」という表現になっている。おそらく子どもと若者のことだと思うが、「等」を記載したことには何か意味はあるのか。30歳未満をこどもとするのであれば、若者も含まれるので、「等」は必要ないのではないか。

9つ目、37 ページにある「3 発達に心配がある子ども、障がいのある子どもとその家族への支援」の④に「発達に心配のある子どもや障がいのある子どもとその家族を支える地域づくり」と記載されているが、家族の中には親の他にきょうだいも入ると思うので、「きょうだい」という単語を分かるようにあえて入れても良いと思う。

10 個目、38 ページの「6 子どもの貧困への対応」の中で、他市町村では子ども向け計画の中に配食サービスを位置付けていて、経済的に困難なひとり親等の家庭に無償で食事の提供をしている。物価高騰が進んでいる中で逗子市でも実施できたら良いと思う。

11 個目、40 ページの「2 祖父母世代の孫育て応援」について、今の祖父母世代は、孫や子どもの世話をしながら働いている方や自分の親を介護している方もいるので、レスパイトの保障という記載があっても良いかと思う。

12 個目、75 ページのアンケートで「② 子育てでつらかったこと」として「子どもの成長に対する不安があること」が増えている。その不安を特定することは難しいが、色々あると思わなければならない。

【高木委員】

1つ目、26 ページにある「(7) 児童虐待等保護が必要な子どもと親への対応」の①に「子ども家庭総合支援拠点の設置」とあるが、法律上は「こども家庭センター」に変わっているので修正いただきたい。

2つ目、今回から基本理念等で「子どもを”中心”」という表現から「子どもを“まんなか”」に変えた理由をもう少し強調した方が良いのではないか。国としては、小さい子どもを含めて、自分たちが真ん中に来るということを子どもたちに分かってもらうために「中心」という難しい言葉ではなく「まんなか」という表現にしている。21 ページにある「③計画の基本目標」の基本目標4に子どもの権利の保障について記載がある。子ども・子育て支援事業計画として大人視点で組み立てられているが、「こどもまんなか」を表すためには、子どもの最善の利益にあたる部分を基本目標1とすることが計画として望

ましいと思う。

意見表明等支援事業によって、児童相談所は一時保護所にいる子どもの意見表明を受けなければならないことになっている。今後法律が変わり、保育園や幼稚園、学童保育に対象が拡大され、それぞれを利用している子どもたちに意見表明をする機会を作らなければならなくなる。聞き方が難しいため、どのように聞くか研修等により技術アップが必要になってくる。神奈川県には意見表明支援員が 12 名ほどおり、その支援員が施設に行き子どもたちに 1 ヶ月に約 2 回、生活状況等を聞いている。保育園等については、県が実施するか市が実施するかは明確になっていないが、市がやるとなると計画に盛り込まなければならないのではないかと。

さらに、子どもたちの意見を聞く方法として、このような会議に子どもを出席させるということも 1 つの方法であり、子どもだけの会議を作って意見聞くことや、各学校や保育園・幼稚園に出向いて行って意見を聞くことも考えられる。

【寶川議長】

続いて、事務局より 6 章以降の説明を願う。

【事務局（鈴木係長）】

《「第 3 期 逗子市子ども・子育て支援事業計画（骨子案） 6 章以降」の説明（説明省略）》

【寶川議長】

事務局より、第 3 期 逗子市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）の 6 章以降の説明があった。何かご意見等あるか。

まず私から、お話ししたいと思います。

1 つ目、71 ページの棒グラフで「7 自分が事業の対象者になるのかどうか分からない」「8 事業の利用方法（手続き等）が分からない」の回答が一定数いるため、情報発信方法や情報提供内容を工夫すると良いのではないかと。

2 つ目、72 ページの下の棒グラフで、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイ、ベビーシッターが並んでいるが、サービスの種類が少し異なるので、並列して良いものか気になる。

【横地委員】

現在の計画は親目線の計画となっているため、高木委員から発言があったように、子どものための計画を作成する必要がある。子どもの意見を聞くという話が出ているが、乳幼児の意見をどのようにして聞くか前から考えていた。乳幼児や小学校低学年の子どもが考えていることを代弁するのは、保護者や保育者、教育者になると思うが、そうすると子ども主体ではなく、大人主体の意見になってしまうため、注意しなければならない。是非とも逗子市では、こどもがまんなかになっているということが分かる計画を作成してほしい。

【小野委員】

今回の計画は 30 歳未満が対象となっているが、子どもという言葉から子育て中の子どもをイメージしてしまう。46 ページに「地域子ども・子育て支援事業(14 事業)」の記載があるが、この 14 事業に 20 代の人を対象にした事業はほとんど入っていない。課題を考える時は、その課題の対象となる子ども

たちに目を向ける。その層には手厚くするが、計画の年齢を拡大するとギャップが大きくなっていくため、注意をしなければならない。

【事務局（鈴木係長）】

その他ご意見等あれば、何かしらの方法で9月中に事務局までお伝えいただければと思う。皆さまからのご意見を計画に反映していきたいと考えている。

【寶川議長】

他にないようであれば、これで本日の予定の議題は全て終了する。

閉会 以上により議事を終了し、令和6年度第3回返子市子ども・子育て会議を閉会した。

10 署名

議事の経過及び結果を明確にするためこの会議録を作成し、会長及び議事録署名人は次に署名する。

会長

会議録署名人

会議録署名人
